

第2編

「避難所避難者等への支援ガイドライン」

第2編の構成・用語等について

◆構成は以下のとおりとなっています。

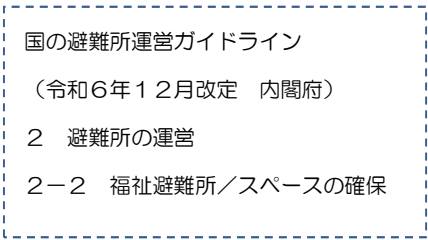
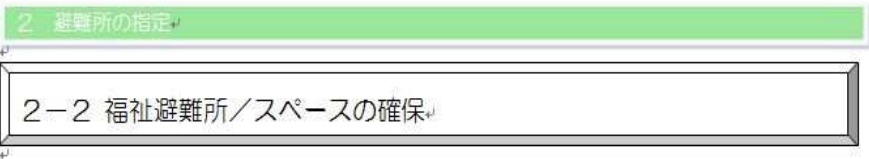
本編	内閣府の「避難所運営ガイドライン」も参考に各取組の具体的な留意点や取組の好事例などを示しています。
参考資料	
1 避難所の初動対応のポイント	避難所運営に初めて関わる方でも避難所の初動対応のポイントを分かりやすく示しています。
2 避難所運営委員会用様式集	避難所運営委員会が業務・報告を行うための様式集です。本編では「委員会様式」と略します。
3 避難所運営委員会用参考資料	避難所運営委員会が運営を進める上での参考資料です。本編では「委員会参考資料」と略します。
4 避難所掲示用様式集	避難所を利用する方向けに掲示する様式集です。本編では「掲示様式」と略します。

◆「章立て」について

○ 本ガイドラインの特色は、以下の3点です。

- ① 避難所に関する各種資料と整合性をとるため、内閣府の「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」（内閣府（防災担当）令和6年12月改定）のチェック事項に沿いながら、留意点などの解説を加えるとともに、都内区市町村をはじめとした他自治体の取組などを盛り込んでいます。
- ③ 避難所運営には住民や支援者の関与が不可欠なため、区市町村向けに限定せず、避難所運営に携わる全ての方に参考となる内容としています。
- ④ 全19章から構成される本文については、各章の内容を踏まえ、平時の備え等が主な内容となっている章は各ページの帯を青色で、発災時の対応等が主な内容となっている章は、各ページの帯を赤色で、避難者のニーズへの対応等が主な内容となっている章は、各ページの帯を緑色で、避難所の解消に向けた取組等が主な内容となっている章は、各ページの帯を紺色で表示しています。
- ⑤ 実用性を高めるため、避難所運営の初動に必要な事項を、本ガイドラインの第2編参考中に「避難所の初動対応のポイント」として簡略化して記載していますので、各種様式と合わせれば、現在避難所マニュアルを策定していない自治体・避難所でも簡易版のマニュアルを作成できるようにしています。

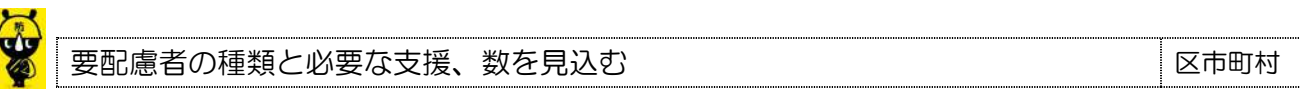
○ 国の「避難所運営ガイドライン」との関係は、次のようになっています。



国のガイドライン項目のうち、主として
区市町村が行う事項



国のガイドライン項目のうち、避難所運営
に係る方全般が行う事項



国のガイドラインには記載されていない
が、都として示す項目

上記同様

◆出典等資料について、次のように略します。

1 国ガイドライン

「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)」(内閣府 令和6年12月)

2 国福祉避難所ガイドライン

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(内閣府 令和3年5月)

3 国6取組事例集

「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」(内閣府 令和6年3月)

4 国28事例報告書

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」(内閣府 平成29年4月)

5 都28支援の記録

「平成28年熊本地震支援の記録」(東京都総務局 平成28年11月)

※「事例」については、避難所運営等における対策にあたって参考となる好事例として引用しています。

第2編 避難所避難者等への支援ガイドライン

目次

1	避難所運営体制の確立	1
1-1	災害対策本部、避難所支援班の確保	2
1-2	避難所運営委員会の設置	4
1-3	災害対策本部と避難所の通信体制の確立	6
1-4	各避難所派遣職員の基本業務の確立	8
2	避難所の指定	9
2-1	災害想定を考慮した避難所の確保	10
2-2	福祉避難所／スペースの確保	13
2-3	機能別避難所の検討	19
2-4	指定避難所の更なる充実	22
2-5	避難所として確保すべき備蓄を実施	24
2-6	施設運営と避難所運営の協力体制の構築	26
3	平時のときの周到な準備	29
3-1	避難所における二次災害の可能性の確認	29
3-2	必要な書式の準備	30
3-3	避難所運営マニュアルの作成	32
3-4	避難所運営マニュアルを用いた訓練の実施	36
3-5	発災直後から円滑に避難所へ物資を届ける体制づくり	40
3-6	トイレの確保・管理	43
3-7	汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段の確保	47
3-8	水の確保	48
3-9	遺体の収容	50
4	受援体制の確立	51
4-1	人的支援の受援体制の確立	51
4-2	必要な組織との協定	52
4-3	ボランティア受入れ体制の確立	53
4-4	医療・保健・福祉ボランティア受入れ体制を検討する	58
5	帰宅困難者・在宅避難者対策	59

5-1	帰宅困難者対策への備え	59
5-2	在宅避難者対策への備え	62
6	避難所の運営サイクルの確立	66
6-1	災害対策本部・避難所支援班での避難所の運営管理の実施	66
6-2-1	避難行動	67
6-2-2	避難所の解錠	71
6-2-3	避難所の被害状況の確認	73
6-3	避難所運営会議の実施	77
6-4	避難所の運営ルールの確立	81
6-5	避難所運営の実施手順の確立（避難者受付・名簿等）	86
6-6	避難所運営の実施手順の確立（生活区域設定）	90
7	情報の取得・整理・共有	92
7-1	情報取得手段の確保	92
7-2	外部向けの広報活動の実施	94
7-3	内部向けの情報共有の実施	95
7-4	内部向けの情報共有手段の確保	96
7-5	外部向けの情報共有手段の確保	98
7-6	外来者への対応	99
8	食料・物資管理	100
8-1	物資の受入れ体制の整備	100
8-2	食料等の確保	103
9	トイレの確保・管理	107
9-1	多重的に災害用トイレを確保	107
9-2	既設トイレの活用と不足トイレの把握	108
9-3	トイレの使用ルールの確保	110
9-4	トイレの使用環境の改善の実施	112
9-5	トイレの特別ニーズ対応	113
9-6	トイレの清潔な衛生環境の確保	115
10	衛生的な環境の維持	117
10-1	ごみ集積場所の確保	117
10-2	避難所の掃除	118
10-3	食品の管理	118

11	避難者の健康管理体制の確保	120
11-1	避難者の健康管理体制の確保	120
11-2	感染症対策の実施	126
11-3	その他病気対策	129
11-4	暑さ・寒さ対策	132
12	寝床の改善	133
13	衣類	135
14	入浴	137
15	配慮が必要な方への対応	139
15-1	配慮が必要な方への対応	139
15-2	避難者の滞在可能性の検討	148
15-3	ボランティアニーズの把握	149
16	女性・子供への配慮	150
16-1	女性・子供への配慮	150
16-2	女性の活躍環境の確保	155
17	防犯・防火対策	157
17-1	防犯対策	157
17-2	防火対策	159
17-3	ガソリン・灯油などの管理	161
18	ペットへの対応	162
19	避難所の解消に向けて	173
19-1	避難所生活が長期化した場合の対応	173
19-2	避難所の解消に向けた話し合いの実施	174
19-3	避難所の解消の検討	175
	参考文献・取材等協力	176

ポイント

- 避難所運営委員会の体制構築にあたっては、女性や性的マイノリティの方、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の方にも平時からメンバーとして参画していただき、当事者の意見を避難所運営マニュアルに反映することが重要です。
- 避難所運営は住民が主体となって行うべきものですが、その運営をバックアップする体制の確立は、区市町村の災害対応業務の根幹と言えます。区市町村におけるバックアップ体制の確立にあたっては、防災部局、福祉部局（要配慮者対応）のみならず、保健、医療、経済、環境、男女平等参画、教育など幅広い部局で構成し、全庁体制で取り組むことが不可欠です。
- 避難者の生活を支えるためには、避難者の生活に寄り添った支援活動に取り組む市民活動団体やボランティアとの協働が不可欠であるため、平時から区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等の関係者との体制構築等についても調整しておく必要があります。
- また、子供の意見を平時から聞いておくことも重要です。大人の視点だけでなく、子供の視点でも避難所生活上のニーズを把握し、避難所運営マニュアルに反映させることを検討してください。

※「要配慮者」の定義（「東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）」より）

「要配慮者」とは、災害時において、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を指します。

1-1 災害対策本部、避難所支援班の確保

【概要】

区市町村の災害対策本部は、その地域内に相当規模の災害が発生したときに、防災活動を強力に推進するための組織として設けられます。その責務は災害対策基本法第23条の2第4項において、以下の通りとされています。

- ① 災害に関する情報を収集すること。
- ② 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

避難所支援班は、区市町村において、避難所の準備・設営・運営を担う部門です。

【チェック事項】

1-1	庁内メンバーを選定する	区市町村
1-2	庁外メンバーを選定する	区市町村
1-3	避難所支援班を地域防災計画等で編成する	区市町村
1-4	避難所支援に関する話し合い（平時・発災後）を行う	区市町村
1-5	避難所支援に関する話し合いには、必要に応じてNPO、ボランティア等代表の参画を呼びかける	区市町村

【解説】

- 避難所は、発災から避難所閉鎖までの間、避難者の生活全般にかかる課題に対応するため、区市町村の必要な関連部署の連携のもと避難所支援班を編成します。
- 避難所支援班では、内閣府の「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」（令和6年12月）の避難所に関する業務がもれなく所掌されているか、チェックします。
- 特に発災時初動期に行動しなければならない部署では、所管部署の職員体制が不十分な場合でも一定の業務が確保できるよう、平時からマニュアルの策定や訓練の実施を通じて、他部署からの応援を受けられる体制を準備しておきます。
- 庁外メンバーは、各分野の支援に精通した支援者を選定します。
- これまでの被災地からの報告によると、避難所の環境改善や自主運営には限界があり、市民活動団体やボランティア等の外部の応援が必須となります。避難所支援に向けた話し合いには区市町村社会福祉協議会や市民活動団体、ボランティア等の代表の参画が重要です。

◆避難所運営業務のための連携協働体制（例）

役割分担凡例
★主担当 ◎担当 ○支援 ◆連携協働先

大項目	中項目	項目 担当	市町村災害対策本部・避難所支援班																			各避難所の運営本部															
			防災担当	福祉総務担当	災害救助法所管担当	障害者担当	高齢者担当	母子・乳児担当	外国人担当	男女共同参画担当	保健担当	医療担当	上水道担当	下水道担当	衛生（ゴミ処理）担当	ペット対策担当	商工担当（物資担当）	防犯担当	ボランティア担当	消防・避難担当	教育委員会（施設事務局）	施設管理者	避難所派遣職員	他自治体からの応援員	都道府県	警察	避難者（在避難所）	地域住民（支援者）	医療・福祉事業者等	NPO・ボランティア	社会福祉協議会（災害ボランティア本部）						
運営体制の確立	平時から実施すべき業務	1 避難所運営体制の確立	★	★	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	◎	◎	○	★	◎	○	○	○	○	◆	◆	◆	◆	◆	◆					
		2 避難所の指定	★	◎																	○							◆	◆	◆	◆	◆					
		3 初期の具体的な事前想定	★	○																	◎	○	★				◆			◆	◆	◆					
		4 受援体制の確立	★	◎																		○	★				◆	◆			◆	◆	◆				
		5 帰宅困難者・在宅避難者対策	★	○																					○		◆	◆			◆	◆	◆	◆			
基幹業務		6 避難所の運営サイクルの確立	◎	★	○	○	○	○	○	○										◎	★					★	◆	◆					◆	◆			
		7 情報の取得・管理・共有	★	○	○	○	○	○	○	○											○	○	★			◆	◆					◆	◆	◆			
		8 食料・物資管理	○	○									○									○	○	◎			◆	◆					◆	◆	◆		
		9 トイレの確保・管理	◎		○	○	○	○	○	◎									○			○	◎			◆	◆					◆	◆				
		10 衛生的な環境の維持	◎		○	○	○	○	○	◎	○	○							○			◎	◎	○	○		◆	◆					◆	◆	◆		
健康管理		11 避難者の健康管理	○		○					★	★										○	○				◆	◆					◆	◆	◆			
		12 寝床の改善			○		○				○	○						○																◆	◆	◆	
		13 衣類			○						○	○																							◆	◆	◆
		14 入浴		○	○						○	○													○										◆	◆	◆
		15 配慮が必要な方への対応	○	★	○	★	★	★	○	○	○	○							○	○	○					★	◆	◆					◆	◆	◆		
ニーズへの対応	要配慮	16 女性・子供への配慮		★		○		○	○	○											○	○				★	◆	◆					◆	◆	◆		
		17 防犯対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	○											○	○	★		○	◆	◆					◆	◆	◆		
		18 ペットへの対応																								★	◆	◆					◆	◆	◆		
避難所の解消																									★	◆	◆					◆	◆	◆			

注意事項

- 大規模災害時の市町村災害対策本部の業務の中で、避難所運営に関連する業務を19項目に分けて記載しました。市町村の規模・組織構成等に応じて、担当欄・役割分担等を修正し、使用してください。
- 市町村災害対策本部・避難所支援班の担当は、災害対策本部設置時の所掌事務で担当を割り振りすると、平時に用立ておくべき職務の作成や管理等を、各担当職員が自分の役割として認識できない恐れがあるためです。
- 各項目に、主担当、担当、支援に分けて記載することにより、その業務を行うためには、多数の組織（担当）が関わる必要があり、その業務を行うためには、多数の組織（担当）が関わる必要があり、行動することとなります。

1-2 避難所運営委員会の設置

【概要】

避難所運営委員会は、各避難所において、区市町村防災担当者・関係部局担当者、避難所運営責任者（避難者（自治会・自主防災組織等）の代表者）、施設管理者、区市町村の避難所派遣職員等を構成委員として、平時から避難所の設置に関する準備を行うとともに、設営や運営のあり方について、話し合うための委員会です（区市町村により呼称は異なります。）。

避難所の設置は区市町村が行いますが、避難された方（以下「避難者」という。）の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、避難者による自主的な運営が必要となることから、平時より避難所運営に関わるノウハウ等を習得した住民リーダーを育成しておくことが不可欠です。また、避難者による自主的な運営をサポートする外部の支援者（市民活動団体やボランティア、職能団体など）の応援も重要です。

災害時には、防災部局の職員は災害対策本部等への従事が中心となり、避難所運営は日頃災害対策業務に従事していない（防災部局以外）職員が担当することが想定されます。災害時の避難所の管理・運営を円滑に進めるためにも、防災部局以外の避難所派遣職員も構成委員として平時から避難所運営委員会に参画することが重要です。

避難所運営委員会においては、区市町村が取り組むこと、住民（自治会や避難者）が取り組むこと、外部の支援者（市民活動団体やボランティア、職能団体など）が取り組むことを、平時からイメージすることが大切です。

また、避難所運営委員会のメンバーで災害時や避難生活のイメージの共通認識を持つことを目的として、勉強会の実施や訓練の実施を行うこと、「避難所で死者（災害関連死）を出さない」、「一人ひとりが配慮される避難生活を目指す」など、地域住民や行政、避難所管理者や支援者など避難所に関わる多様な人たちと共に避難生活の目標を共有することも不可欠です。

【チェック事項】

2-1 各避難所に避難所運営委員会を設置する

2-2 各避難所の代表、施設管理者、避難所派遣職員等で避難所運営委員会を構成する

【解説】

- 住民による自主運営を視野に入れて、自主運営をサポートする支援者も交えて平時からの取組を行うこともできます。
- 避難所では、発災時に避難所運営委員会が設置されます。参考資料の初動対応版6～8ページ、本編「6-3 避難所運営会議の実施」を参考に、避難所運営委員会の役割や体制、構成メンバーなどをあらかじめ定めておきます。
- 国 28 事例報告書、都 28 支援記録では、避難所運営が自治体職員に任せきりになった避難所では、住民の自主運営に対する意識が薄れてしまったという事例もありました。住民による自主運営を視野に入れて、平時からの取組を行うことが重要です。
- ダイバーシティの観点から、男女双方、さまざまな年代や立場の方に参加してもらい、避難所運営において必要な配慮を行えるようにします。避難所運営委員会の構成員は、4割以上は女性とすることを目標とします。
- 体制を確立すると同時に、発災時には避難所運営に関わる避難者、区市町村職員、応援職員、

施設管理者、支援者等で常に情報共有を図り、避難所の環境改善に取り組みます。

【チェック事項】

- 2-3 避難所のリーダーや副リーダーに、女性と男性の両方を配置するなど、女性がリーダーシップを発揮しやすい環境を醸成する

【解説】

- 避難所の運営にあたっては、女性の視点を取り入れやすいよう、平時から、女性がリーダーシップを発揮しやすい環境を醸成します。

【チェック事項】

- 2-4 避難所運営委員会で定期的な会議を行う

【解説】

- 区市町村職員や自治会役員などの変更、地域や施設の状況の変化などもあるため、避難所運営委員会で、定期的な会議を少なくとも1年に1度は実施し、顔の見える関係を築いておくことが重要です。

【チェック事項】

- 2-5 定期的な会議にはNPO、ボランティア等の代表の参画の呼びかける

【解説】

- 避難者支援に関わりの出てくる多様な団体（例：福祉事業者、民生委員・児童委員、ボランティア団体など）にかかわっていただくことが重要です。特に、地域に密着した活動を行っている市民活動団体や社会福祉協議会、ボランティアセンターのような地域福祉やボランティア活動を推進している団体がある場合、会議や訓練への参加を呼び掛けるなどして、顔の見える関係を築いておくとい良いでしょう。

【チェック事項】

- 2-6 行政職員の応援要請を実施する

【解説】

- 収容予定人数を超える避難者が避難してくることも想定され、避難所運営委員会のメンバーだけでは、マンパワーの不足から避難所の運営、避難者への対応がままならなくなる事態に直面することも考えられます。そのような事態に直面した場合、避難所から区市町村の災害対策本部に対し、遅滞なく行政職員の応援を要請します。

1-3 災害対策本部と避難所の通信体制の確立

【概要】

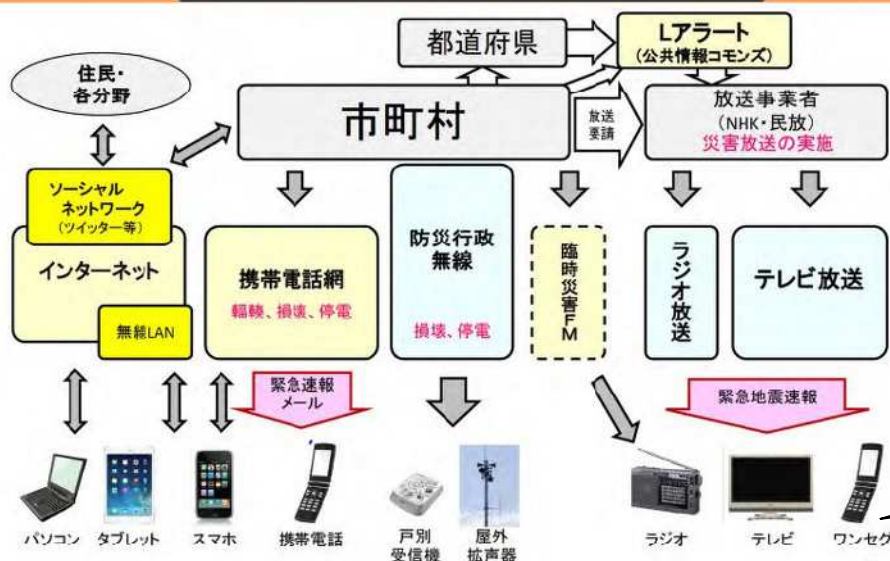
過去の災害では、災害対策本部と避難所の連絡調整は、連携や連絡手段の不足等により、コミュニケーションが不十分となり、避難者が情報不足に陥ったということもあります。発災時に備え、通信手段を複数想定しておきます。

【チェック事項】

3-1 災害対策本部との連絡（通信）手段に習熟する

【解説】

- 全国自治体において、約96%が防災無線（同報系・移動系）を整備し、全都道府県がアラートを整備しています（令和5年現在）。そのため、被災時の初動連絡は、防災無線が中心になると考えられます。防災無線については、平時から避難所運営に携わる人が誰でも使えるようにしておくことや、簡易な操作方法がわかるようにしておくことが必要です。
- 東日本大震災では、防災無線が被災した自治体が34市町村あり、また、過去には、台風による集中豪雨での無線の水没事例もあります。さらに、電気等のライフラインが途絶しパソコンやファクシミリが通じないことや、利用集中による携帯電話等の不通も起こり得ます。
- 平時から、様々な事態を想定し、様々な媒体の特性を踏まえて、複数の通信体制を準備しておきます。
- 被災時には、携帯電話基地波の停波の影響でSNS（X（旧Twitter）やLINEなど）がつながりやすいという状況もあり、ラジオ（カーラジオを含む）や防災無線、個人の携帯電話を併用しながら情報収集、通信体制を確保し、ライフラインの復旧とともに、パソコンやテレビなどで情報を得るなど、状況に応じて使い分けていくことも考えられます。



（事例）

通信機能が使えない場合、規模の小さい自治体や、ある程度自転車等で移動できる被害状況の場合は、巡回と口頭報告も十分通信手段になった。

（日本防災士機構）

「非常災害時における非常通信手段の確保について」（総務省 平成28年2月）より作成



通信機器の活用で情報共有の円滑化を図る

区市町村

- 過去の災害事例では、通信機器により、情報共有や業務の円滑化が図られました。

（事例 熊本地震 通信機器配布で情報共有の円滑化）

- ・個人携帯で最初やりとりをしていたところ、職員の交代等により混乱が生じたため、公用携帯や携帯端末を配布したことで、避難所のニーズ把握や情報共有がスムーズになった。（都 28 支援記録）。
- ・タブレット等が使える状況下では、映像を送りながら連絡することで、被害状況等の情報共有が進めやすかった。（日本防災士機構）

- 国 6 取組事例集では、自治体内の全避難所に、避難所機能強化のための通信機能付きタブレットを配備、タブレットには、映像通訳・手話通訳機能や自治体の防災情報システムのアプリケーションも入っており、避難所運営を担う職員の円滑な情報連絡手段として活用されている事例が挙げられています。

（事例 能登半島地震におけるスターリンクの配備事例）

広範囲で携帯電話が使用できない等の通信障害のある輪島市役所などに、スターリンクを配備した結果、通信環境の確保がなされた事例がありました。

【チェック事項】

3-2 避難所派遣職員の配備状況を報告する

区市町村

【解説】

- 特に、発災直後に、避難所に直接職員を派遣することとしている区市町村では、実際に避難所に配備できた職員を把握することが、職員の安否確認の上でも、避難所運営体制確保の上でも必要なため、避難所に着いた職員は、適時に災害対策本部に対して配備状況を報告します。

【チェック事項】

3-3 被害状況・避難者人数の把握、本部への報告を実施する

3-4 災害対策本部、避難所支援班との連絡方法を確保する

3-5 避難所の状況・物資要請等定時報告を実施する

【解説】

- 避難所では、避難所や周辺の被害状況・避難者人数を把握し、区市町村の災害対策本部に対して参考資料の委員会用様式 9・10「避難所状況報告書」により、報告します。

1-4 各避難所派遣職員の基本業務の確立

【概要】

この項では、区市町村が派遣する職員の基本業務について、例示しています。多くが、応急・復旧フェーズの業務が中心であり、住民が従事することもあります。

区市町村がこれらの業務を派遣職員に行わせる場合に、どこまでの業務を担うのかというイメージを、避難所運営に携わるメンバーとすりあわせておくことが必要です。

その他、女性や性的マイノリティの方、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者※（本編第1節の「ポイント」を参照）の方に対する視点や対応についても、責任者が理解をしたうえで、避難所運営に携わるメンバーの間で認識を共有しておくことも大切です。

また、共働き世帯が増加している中、避難所には子供が一人でも来ることがあります。子供が保護者に会えるまで協力して子供を見守ることが不可欠です。なお、保護者の疾病などにより公助や共助が必要な場合があることも想定しておきます。

【チェック事項】

- 4-1 避難所内の避難者人数を把握する
- 4-2 避難所の必要食事数を把握する
- 4-3 避難所のトイレの状況を把握する
- 4-4 避難所内の情報管理・発信に取り組む
- 4-5 災害ボランティア本部への派遣要請・調整を実施する

【チェック事項】

- 4-6 避難所派遣職員間の引き継ぎ体制を確立する

区市町村

【解説】

- 都 28 支援記録では、「応援自治体の職員中心で避難所運営をしていると、職員の対応のバラツキが生じて避難者の不信感を生みやすいため、引継を徹底するなどして、一体的な避難所運営に努める必要がある」としています。
- 国 28 事例報告書では、職員間の引継にノートを活用していたが、記録方法が統一されておらず、引き継ぐべきこととそうでないことが混在するなどして、情報の共有がなされていなかったという声がありました。参考資料の委員会用様式 13「事務引継書」は汎用性が高いよう、シンプルにしていますが、ある程度、記載内容が統一されるよう、項目を予め記載しておくことも共有の上で役立ちます。
- 国 28 事例報告書では、自治体職員も短い期間で交代し、引継に多くの時間を取られるため、連絡手段として LINE などの SNS を活用したり、情報の共有化のためインターネット上の共有フォルダを活用する例も挙げています。

ポイント

- 避難所の指定については、地域に想定される災害に応じた被害想定に基づいて、注意深く手続きを進めます。
- 発災時に指定福祉避難所の受入対象となる方を速やかに指定福祉避難所に避難させることができるよう平時から受入対象者の現況等を把握し、指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整を行います。また、個別避難計画等の策定時には、指定福祉避難所に直接避難できない場合を想定し、指定避難所の要配慮者スペースを設置して一時的に避難させ、その後、指定福祉避難所に移送する方法も定めておくことが重要です。
- 避難所の備蓄としての毛布、非常食、飲料水の確保のほか、災害用トイレやその他必要物資等については、どのように物資を送り届けるかを入念に計画・準備する必要があります。
- また、女性、子供、性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人、難病患者などきめ細かな配慮が必要な方への対応を想定した準備をしておくことが大切です。
- ペット飼養者については、飼養者の安全な避難と、飼養者自身がペットを管理できないことで生じる地域のトラブル対策の一環として、ペットの受入対策を講じておく必要があります。
- 避難所となる施設は、学校や福祉施設など、施設の本来機能があるため、避難所運営とのすみわけの事前の整理が重要です。また、避難所としての機能は応急的なものであるため、施設の早期再開も視野に入れた避難所運営の想定が不可欠です。

2-1 災害想定を考慮した避難所の確保

【概要】

災害対策基本法、施行令では、区市町村の指定避難所について、次のように規定しています。

指定避難所

【災害対策基本法第49条の7】

区市町村長が、

- 想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し
- 災害が発生した場合における適切な避難所※の確保を図るため、

※ 避難所

居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設

- 政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

【政令で定める基準】

- 一 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものである。
- 二 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものである。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にある。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

災害対策基本法第86条の7では、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても、避難所で必要な生活物資の配布や保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています（自治体により、避難所以外での避難所外避難者支援を行う場合もあります。）。

避難所外避難者についての配慮

【災害対策基本法第86条の7】

災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【チェック事項】

1-1	地域に想定される災害を確認する	区市町村
1-2	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域を確認する	区市町村
1-3	想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設を確保する	区市町村

【解説】

- 避難所の指定の考え方について、国は次のように示しています。

避難所の指定については、地域に想定される災害に応じた被害想定に基づいて、注意深く手続きを進める必要があります。水害の危険性のある地域においては、川沿いに避難所を設けないこと、土砂災害の危険性のある地域においては、土砂災害特別警戒区域内など、災害危険区域付近に避難所を設けないこと、津波の危険性がある地域においては、津波災害警戒区域内に避難所を設けないことを基本とし、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある地域を指定しましょう。

やむを得ず、災害が発生するおそれのある区域内に指定避難所を指定している場合には、開設する災害の種類を想定するとともに、災害の状況や施設・敷地の被害等の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行った上で開設するようにしましょう。風水害の場合に、想定浸水水位（※）以上の階などを避難所として開設することとする場合には、①備蓄倉庫を想定浸水水位以上の階に設置すること、あるいは備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制を整えておくこと、②受変電設備の浸水対策（洪水や高潮に対して安全な高い場所に嵩上げ・移設）等を行うようにし、浸水時は避難所の避難スペースが減少することから、可能な限り多くの避難所を確保するようにしましょう。

また、避難者数の増加によって、指定されていない建物が避難所になる可能性があること想定しておくことも重要です。災害対応訓練等において、避難所が不足する事態についてシミュレーションを行い、備えておきましょう。 ※「想定される洪水等の水位」を指す。

「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」（内閣府 令和6年12月）

【チェック事項】

1-4	指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確に周知する	区市町村
-----	--	------

【解説】

- 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができます。
- 指定緊急避難場所は、居住者が緊急的に災害から命を守るために緊急的に避難する施設・場所であり、指定避難所は、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設と、その目的は異なります。
- 国は、次の点について、周知する必要があるとしています。

- 指定緊急避難場所と指定避難所の目的、要件等が異なっていること。
- 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねて指定されている場合があること。

「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府 平成29年3月）

【周知例】

- 避難所は災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要期間滞在し、または災害によって自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設です。 例：学校・体育館、公民館等の公共施設
- 避難場所は、災害から身を守るために緊急的に避難する場所で、土砂災害、水害、津波、地震などの災害種別ごとに指定されます。例：災害に対し、安全な構造である堅牢な建築物 災害の危険がない学校のグラウンド・駐車場等

「平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

（内閣府 平成 29 年 4 月）

【チェック事項】

- | | | |
|-----|---|------|
| 1-5 | 災害が発生するおそれのある区域内に指定避難所を指定している場合は、必要に応じて安全性の確認等を行った上で開設する | 区市町村 |
| 1-6 | 想定浸水水位以上の階などを避難所として開設することとする場合は、備蓄倉庫を想定浸水水位以上の階に設置する、あるいは備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制を整えておく | 区市町村 |
| 1-7 | 想定浸水水位以上の階などを避難所として開設することとする場合は、受変電設備の浸水対策等を行う | 区市町村 |
| 1-8 | 指定避難所が特定の災害で使用できない場合は、使用できない災害の種類を事前に周知する | 区市町村 |
| 1-9 | 避難所の指定について周知を実施する | 区市町村 |

【解説】

- 災害対策基本法では、区市町村の責務として、指定避難所を指定した際は、周知を行うものとしています。

2-2 福祉避難所／スペースの確保

【概要】

災害対策基本法施行令では、福祉避難所について、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、次のように定義されています。

福祉避難所

【災害対策基本法施行令第20条の6第5号】

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

【災害対策基本法施行規則第1条の9】

- 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

【福祉避難所の分類】

指定福祉避難所	区市町村が災害対策基本法等で定める基準に適合すると判断した避難所。公示が義務となっている。
協定等による福祉避難所	指定避難所として指定していないが、区市町村が一定の施設、設備、体制等の整った施設として、事前の協定等により福祉避難所として確保している施設。
要配慮者スペース	指定避難所の基準は満たしていないが、要配慮者のために何らかの配慮がされている一般避難所内のスペース。



指定福祉避難所の受入対象となる方を把握する

- 指定福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、指定福祉避難所の受入対象となる方の概数を把握します。
- 指定福祉避難所の受入対象者としては、①身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）、②知的障害者、③精神障害者、④高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）、⑤人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用している在宅の難病患者や医療的ケアを必要とする者、⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者などが考えられます。
- 発災時において、指定福祉避難所の受入対象となる方を速やかに指定福祉避難所に避難させることができるよう、平時から受入対象者の現況等を把握することが求められます。その際、

避難行動要支援者名簿、個別避難計画等を活用します。

- 指定福祉避難所へ直接に避難する方について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行います。
- 希望する要配慮者の方全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も個別避難計画等の策定時に検討しておきます。ただし、二段階避難が負担になる要配慮者が少なくない（疾患の状況、親族がいないなど）ことを考慮して事前の避難調整や訓練を行っておくことも大切です。

【チェック事項】

2-1 要配慮者には二次的健康被害を受けやすいことを確認する

【解説】

- 福祉避難所に避難する要配慮者の方は、災害による生活環境の変化によって健康被害を受けやすく、災害直後は状態が安定していても、状態が悪化して支援が必要になることが考えられます。そのため、避難者の状態を継続的に観察する専門職の視点が欠かせず、専門職を中心とした支援人材の確保が不可欠となります。

【チェック事項】

2-2	日帰り（デイ）サービス施設を確保する	区市町村
2-3	入所施設における地域交流スペースを確保する	区市町村
2-4	バリアフリースペースを持つ公共施設を確保する	区市町村
2-5	公民館や公共建物を確保する	区市町村

【解説】

- 区市町村は、災害対策基本法の基準を踏まえ、福祉避難所を指定します。指定福祉避難所として想定される受入対象者、施設は以下のとおりです。

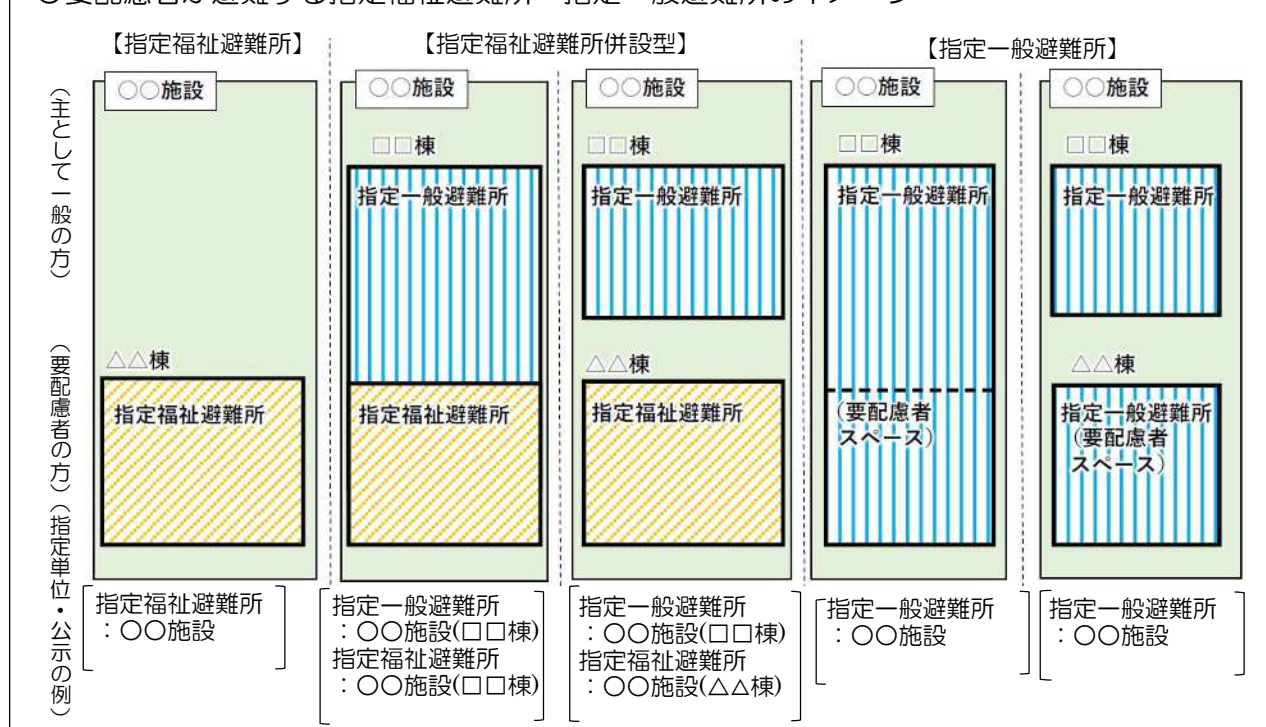
- ・ 障害の程度等により、指定一般避難所など一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者を、施設・設備、体制の整った施設に避難させることを想定
- ・ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等を想定
- ・ 指定一般避難所など一般の避難所等の一部のスペースに、生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等を配置するなど指定福祉避難所の基準に適合するものは、当該スペースを指定福祉避難所として運営することを想定

- また、国の福祉避難所ガイドラインでは、福祉避難所の要件について次のように例示しています。

- 施設自体の安全性が確保されていること。
 - ・ 耐震性が確保されていること。[地震]
 - ・ 原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
 - ・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
 - ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ・ 原則として、バリアフリー化されていること。
 - ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
- 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
 - ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

- 指定福祉避難所の指定目標については、指定福祉避難所の受入対象者の数や現況等を踏まえ、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し、設定することとします。
- 要配慮者のニーズや受入施設の事情にも配慮しつつ、高齢者や障害者等の要配慮者が必要な支援を受けることができるよう、指定福祉避難所を拡充します。
- 区市町村は、一般の避難所においても、要配慮者の状態に応じて適切に対応できるよう、要配慮者スペースを設置するよう努めることとされています。特に要配慮者スペースの数や種別を考慮して複数スペースの設置と質の向上に努めることが必要です。
- 福祉避難所では、要配慮者に加え、その介助者が同行し避難生活を送ることが想定されるため、介助者分のスペースや物資・器材等を確保することも重要です。
- 国の福祉避難所ガイドラインでは、要配慮者スペースについて、少なくとも、小学校区に1か所程度の割合で確保することを目標とすることが望ましいとしています。

○要配慮者が避難する指定福祉避難所・指定一般避難所のイメージ





指定福祉避難所の管理者等との連携を強化する

- 指定福祉避難所については、設備、体制の整った社会福祉施設等を想定しているため、当該施設の体制を基本にすることとし、指定福祉避難所担当職員の配置、専門の人材やボランティアの確保・配置を行うことにより、その体制の充実を図るために、平時から関係機関との連携強化を図っておきます。
- 施設管理者と連携し、当該施設が指定福祉避難所として機能し、要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するための必要な施設整備を行います。
感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、検討を行います。

【施設整備の例】

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・ 通風・換気の確保
- ・ 冷暖房設備の整備
- ・ 非常用発電機の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）
- ・ その他必要と考えられる施設整備

- また、施設管理者と連携し、必要な物資・器材等の備蓄を図ります。

【物資・器材の例】

- ・ 介護用品、衛生用品、生理用品
- ・ 飲料水、要配慮者に適した食料、毛布、タオル、下着（生理用ショーツを含む）、衣類、電池
- ・ 携帯トイレ（主として洋式便器で使用）、ベッド、担架、パーティション
- ・ 車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、等の補装具や日常生活用具等
- ・ マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション等の衛生環境対策等として必要な物資

- 物資・器材の備蓄のほか、災害時において必要とする物資・器材を速やかに確保できるよう、物資・器材の調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておきます。また、関係団体・事業者と協定を締結するなどの連携を図っておきます。
- 専門的人材の確保や器材等の調達、緊急入所等に関しては、社会福祉施設、医療機関等の協力が必要となることから、あらゆる機会を通じて平時から連携を図ります。
- 感染症対策や熱中症対策のためにも、保健・医療関係者の関与は不可欠です。
- 在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは指定福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要があります。緊急入所等が可能な施設を把握し、整理しておくことが重要です。
- 社会福祉施設と事前に協議を行い、要配慮者の緊急入所について協定を締結するなどの連携を図ります。
- 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する

- 指定福祉避難所間での移送、あるいは指定福祉避難所から緊急に入所施設等へ移送することに関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストを整備します。
- 災害時において円滑に指定福祉避難所が設置・運営できるよう、平時から要配慮者本人やその家族、支援者、福祉・保健・医療関係者、自主防災組織等に、要配慮者対策や指定福祉避難所の目的やルール等の普及啓発に努めるとともに、幅広い関係者が参加する実践型の指定福祉避難所の設置・運営訓練を企画し、実施します。

区市町村

- 指定福祉避難所において、要配慮者に専門的なケアを行うためには、施設職員以外の専門職の確保が不可欠です。
- 要配慮者に対する食事の提供は管理栄養士・栄養士と連携します。
- 要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう平時の連携を図ります。
- 災害時における指定福祉避難所へのボランティアの受入方針について検討しておきます。

- 要配慮者の支援体制を補完するため、東京都災害福祉広域支援ネットワークを構築しています（福祉局）。

-
- 東京都災害福祉広域支援ネットワーク**
- 東京都**
- 発災後の情報集約と情報共有
 - 応援派遣に係る必要な調整
- 東京都福祉局**
- 東社協**
- 東社協施設部会**
- 都内職能団体**
- 被災地**
- 区市町村社協**
- 区市町村**
- 社会福祉施設など**
- 被災地**
- 被災地からの情報の発信
 - 支援の受入れに係る必要な調整
- 被災地外(東京都内・他道府県)からの広域支援(福祉専門職の応援派遣等)
- 一般避難所・福祉避難所、福祉施設での福祉専門職の受入れ
- 平時から連携



指定福祉避難所について、公示及び周知をする

区市町村

- 指定福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨、その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとされています。（災害対策基本法施行規則（令和5年改正））
- 上記規則改正は、福祉避難所が指定避難所として公示されると、受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念する意見を踏まえ、区市町村は、指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定の際に公示することができることとしたものです。
- 指定福祉避難所の指定に当たっては、その受入対象者について当該指定福祉避難所の施設管理者等と調整の上、特定し、速やかに公示することが重要です。
- 指定福祉避難所の受入対象者を変更した場合は、適切に周知する観点から改めて公示します。
- 指定福祉避難所について、区市町村の新規指定、廃止、変更等が生じた場合は、災害対策基本法に基づき、都に報告してください。

【受け入れ対象者を特定した公示の例】

＜高齢者の場合＞

名称	住所	受入対象者※	その他
社会福祉法人〇〇園	〇〇市△△	高齢者	
●●高齢者福祉センター	〇〇市●●	市が特定した者	

＜障害者の場合＞

名称	住所	受入対象者※	その他
社会福祉法人▽▽園	〇〇市△△	知的障害者、精神障害者（発達障害者）	左記の者のうち、事前に市が特定し、環境調整を事前に行った者
■●特別支援学校	〇〇市●●	在校生	

＜乳幼児、妊産婦の場合＞

名称	住所	受入対象者※	その他
□□地区センター	〇〇市△△	妊産婦・乳幼児	
■●公民館	〇〇市●●	乳幼児	

※家族等も受入対象とする

- また、あらゆる媒体を活用し、指定福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報を広く住民に周知します。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図ります。

福祉避難所の開設、運営、解消については、国の福祉避難所ガイドラインを参照してください。

2-3 機能別避難所の検討

【概要】

要配慮者の種別など、特定の機能に特化した避難所を準備することは、利用者のニーズに適したケアが可能であり、専門職や備蓄品、ノウハウの確保の面でも効果的です。

【チェック事項】

3-1 母子（妊産婦、乳幼児専用）避難所、スペースの確保を検討する

区市町村

【解説】

- 都内では妊婦や乳幼児のいる母親など、母子専用の避難所を確保している自治体もあります。
- 授乳室、保育室、更衣室・トイレなどの設置にあたっては性別に配慮します。

（事例 文京区 妊産婦・乳児専用の救護所）

文京区では、東日本大震災の知見を踏まえて、区内大学との連携のもと、妊産婦や乳児専用の救護所を設置しています。地震等による家屋の倒壊又はおそれのある場合に、妊産婦・乳児のみを一時的に受け入れ、避難生活の支援や医療・健康相談を行います。

医師や看護師、助産師等のスタッフが派遣されるほか、乳児用のミルクや分娩セットが備えられています。また、避難所で対応できない重症の方に対応するため、後方医療機関との連携体制もとられています。



（事例 京都府京都市 観光客等をはじめとした帰宅困難者向けの滞在施設）

観光客の多い京都市では、観光客等の帰宅困難者対応に特化した災害協定を、寺社や人気観光施設、旅館、ホテル等と締結しています。

災害直後、観光客等の安全を確保するため、一時的な滞留及び災害情報の提供などを行う「緊急避難広場」として、清水寺や天龍寺、京都水族館などを、また、公共交通機関の途絶が長期にわたった際に、仮眠等ができる場所の提供を行う「一時滞在施設」として、旅館、ホテル等を事前指定しています。

【チェック事項】

3-2 お寺、神社、教会等の宗教施設の利用を検討する

区市町村

【解説】

（事例 長野県長野市 宗教団体と連携した避難所の確保）

長野県長野市では、市内にある7つの寺院からの提案を受けて、令和2年7月に災害時に寺院を避難所として活用することを内容とする「災害時における地域の避難所の設置及び運営に関する協定」を寺院との間で締結しています。

（内閣府「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集（令和4年7月）」より）

3-3 マンション避難所、ガレージ等の施設の利用を検討する

区市町村

3-4 大規模避難所（アリーナ等）の活用を検討する

区市町村

3-5 車中泊避難のための大規模駐車場を確保する

区市町村

【解説】

- 東京都の地域防災計画震災編（令和5年修正）では、マンション防災について、「発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できたとどまることが可能であれば、在宅避難となる」とし、「マンション防災には、都、区市町村はもとより、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携してマンション防災に取り組むことが重要」と定めています。
 - 災害発生時には、様々な理由でやむを得ず車中泊を選択する避難者が一定程度発生することが想定されます。このため、車中泊避難は健康管理や避難者等の状況把握の面で課題があり望ましいものではないこと、長期の生活を送る場所として適切ではないことを前提に、地域の実情に応じ、自治体ごとに車中泊避難者の支援方策について、平時からも検討・準備しておくことが必要です。
- （内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引（令和6年6月）」より）
- なお、後記チェック事項4-4に係る「解説」において、東京都は、都における震災時の車中泊に関する基本的な考え方として、「都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。」とし、その理由等を記載してあります。詳細は、そちらも参照願います。

【チェック事項】

3-6 ペット同伴避難場所の拡充を検討する

区市町村

【解説】

- ペット同行・同伴避難は、ペットだけでなく、飼い主の生命・身体の安全を確保する観点から重要です。ペットを避難所に受け入れるにあたっては、ペットが苦手な方、アレルギーをお持ちの方にも配慮をする必要があります。そうしたことから、事前にペットを受け入れる準備を整えておくことが必要です。それに加え、指定避難所を補完する機能として、ペット同伴避難に特化した避難所を準備しておくことも有効です。

（注）同行避難と同伴避難

- ・「同行避難」は、被災者がペットとともに危険や場所から安全な場所へ避難することを指します。
- ・「同伴避難」とは、災害の発生時に、飼い主が同行避難したペットを指定避難所などで飼養管理

する状態を指します。ただし、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要です。

（令和6年11月 内閣府「避難所の現状・課題について」をもとに作成）

（事例 墨田区 ペット、動物の専門学校との協定締結によるペット同伴避難場所の確保）

墨田区は、令和6年11月にペット同伴避難場所の確保のために、ペット、動物の専門学校と「災害時における愛玩動物及び飼い主の支援活動に関する協定」を締結しました。

本協定締結により、協定先である専門学校がもつ実習室やフリースペースなどを活用し、指定避難所の状況や避難者の受入状況に応じて、配慮が必要と認められるペットと飼い主と一緒に同行避難して、同伴避難できる場所を提供してもらうこととなっています。

また、協定内容には、大規模災害時に同校から区の指定避難所及び避難先へ、ペットの飼育管理に必要なケージやペットフード、獣医療器具などの物資の提供も盛り込まれています。

【協定締結の様子】



2-4 指定避難所の更なる充実

【概要】

過去の災害事例では、避難所以外の施設への避難者の自主参集や避難所倒壊に伴う他施設の利用という状況が見られました。

災害対策基本法に基づき、指定している避難所以外の施設においても、活用の可能性がないかを探り、指定を促進していくことが重要です。

【チェック事項】

4-1	指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化する (協定・届出避難所)	区市町村
4-2	指定以外の避難所について協議する (協定・届出避難所)	区市町村

【解説】

(事例 足立区・葛飾区 拘置所の活用)

足立区及び葛飾区では、平成 26 年に、東京拘置所（住所：葛飾区）と「大規模災害時における東京拘置所と足立区及び葛飾区との相互協力に関する協定」を締結しました。

(事例 宮城県塩竈市 神社の活用)

平成 26 年 5 月、塩竈市は、志波彦神社・鹽竈神社と「災害時における施設利用に関する協定書」を交わしました。剣道場「一森山道場」が、災害時、市の指定避難所として避難者の受入に活用されることとなっています。

(事例 岩手県釜石市 寺院の活用)

岩手県釜石市では、仙寿院に、避難者が約 700 人集まり、約 4 か月にわたり、避難所の役割を担いました。

釜石市は、東日本大震災を契機に設立された「釜石仏教会」（釜石・大槌地域の仏教寺院から成る団体）と平成 25 年 10 月に「地域の安心確保連携協定」を締結しました。安心確保連携協定では、事前に承諾を得られた施設を避難者収容施設とすることを定めており、それに基づき、平成 27 年 7 月に仙寿院と災害時の避難者収容施設に関する協定を締結しました。

【チェック事項】

4-3	避難所として使用する施設の把握と災害時の都道府県への報告を実施する	区市町村
-----	-----------------------------------	------

【解説】

- 指定避難所について、区市町村の新規指定、廃止、変更が生じた場合は、災害対策基本法に基づき、都に通知をしてください。

【チェック事項】

4-4 車避難者へエコノミークラス症候群防止の周知を実施する

【解説】

- 車中泊による避難は、平成16年の新潟県中越地震や平成28年の熊本地震で多く発生しました。車中泊避難は、プライバシーの確保やペットの世話ができるなどの利点がある一方で、エコノミークラス症候群の危険があり、健康課題が課題となります。
- 発災時には、様々な理由でやむを得ず車中泊を選択する避難者が一定程度発生することが想定されます。このため、車中泊避難は健康管理や避難者等の状況把握の面で課題があり望ましいものではないこと、長期の生活を送る場所として適切ではないことを前提に、地域の実情に応じ、自治体ごとに車中泊避難者の支援方策について、平時からも検討・準備しておきます。

（内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引（令和6年6月）」より）



東京都地域防災計画（震災編）では、都における震災時の車中泊に関する基本的な考え方は、「以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。」としています。

（理由）

- ・ 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- ・ 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- ・ 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- ・ 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- ・ エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

区市町村

- 発災時の混乱防止に向け、以下の啓発事項については、ホームページやX、その他の媒体等で、平時に予め住民に意識啓発をし、車中泊避難者発生抑制に努めることが必要です。
（啓発事項）
 - ・ 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
 - ・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
 - ・ 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
 - ・ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
 - ・ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること
- 発災時には、避難所に滞在することができないと判断し、車中泊避難を行うこととなった避難者の情報の早期把握に努めるとともに、都や地域等と連携の上、健康面等の相談・支援対応に努めます。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努めることが大切です。

2-5 避難所として確保すべき備蓄を実施

【概要】

避難所と受入人数の見込みを立てたら、それに応じて必要な備蓄物資の種類・数量、備蓄場所について検討します。

【都の対応】

- ・ 災害が発生した場合、東京都災害対策本部の下に、物資全般を調整する専管部門を設置し、物資の調達、保管、搬送など、物資対策全般を一体的に運用します。
- ・ 避難所やその近隣に物資を分散して備蓄すること等により、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、区市町村と連携して、発災後3日分の物資を確保しています。

【チェック事項】

5-1	被害想定に応じた備蓄物資の配備計画を作成する	区市町村
5-2	障害者、外国人向けの案内掲示等を確保する	区市町村
5-3	毛布・飲料水・非常食・パーティション・簡易ベッド・炊き出し道具を確保する	区市町村
5-4	携帯トイレ、簡易トイレ、衛生用品を確保する	区市町村
5-5	女性用品や乳幼児用品等、女性や妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを踏まえた物資を確保する	区市町村

【解説】

- 女性や妊産婦、乳幼児、子育て家庭等のニーズを把握することが必要です。子供にも意見を聴く等、大人の視点だけでなく、子供の視点で避難所生活上のニーズを把握することも必要です。例えば、学習スペースの確保や、停電等に備えて電気を使わない玩具を準備しておくことについて検討することが重要です。

【チェック事項】

5-6	投光器、発電機等の明かり、電源と燃料の確保を検討する	区市町村
5-7	雨除け、敷物、囲い等に活用可能なブルーシートの確保を検討する 発災時に必要な物資（段ボールベッド、エアベッド等簡易ベッド、仮設トイレ	区市町村
5-8	（快適トイレ、ダクトヒーター等）を確保するため民間企業等との協定を締結する （段ボールベッドについては、業界団体の推奨企画に留意すること）	区市町村
5-9	防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等）の整備状況を確認し、災害時に必要となる容量、個数などを検討する	区市町村
5-10	発災時に必要な防災機能設備等を確保するため近隣の公共施設や民間企業等との協定を締結する	区市町村
5-11	防災井戸の設備等、発災時においても継続的に取水可能な分散型の生活用水を確保する	区市町村

【解説】

- 非常用発電機等の設置には、再生可能エネルギー設備を含むことが望ましいとされています。
- 太陽光発電と蓄電池の活用を検討します。
- インターネット等の媒体により、被災者向け広域情報の収集・発信を行うことが重要です。
- そのため、多くの避難者が同時にインターネット環境を利用するための環境整備も検討します。
- 避難所として指定した施設には、避難所設営に必要な物資及び応急的に必要と考えられる食料・飲料水、生活必需品等を備蓄し、台帳等により数量を把握しておく必要があります。
- 避難所で支援する対象者を確認しながら、数量の見込みをたてます。

避難所支援の対象者

種別	避難所で行う支援
避難者	生活全般
避難所外避難者	ライフライン等が復旧する間の必要な支援（食事等）

- 避難所で求められる物資は、季節により異なり、また、時間の経過とともに変化することに留意することも大切です。
- 要配慮者や女性等のニーズにも対応した物資の確保に留意することも必要です。
- 物資の確保に当たっては、備蓄のほか、災害時に必要なものを速やかに調達できるように、調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておきます。
- 支援物資の中で要配慮者向けの栄養補助食品等は栄養士会が「特殊栄養食品ステーション」を設置して管理します。
- 家庭においても食料・生活必需品を備蓄すること、特に保育に必要なものやアレルギー対応食等、災害直後に入手が困難な物資については、必要な量の備蓄を行うよう周知することも重要です。
- 生活必需品の備蓄（国「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和6年12月改訂）より引用）

生活必需品等については、地域、時期等により様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、スフィア基準等を踏まえ、次のとおり例示したものを備蓄しておくことが望ましい。

ア タオルケット、毛布、布団等の寝具

イ 洋服上下、子供服の上下、シャツ、パンツ等の下着

ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

エ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用品等の調理器具

カ 茶碗、皿、箸等の食器

- 避難者や避難所に関する情報システムを導入して、自治体内で管理することは効率的な被災者支援につながることから、システムの導入・活用について検討します。
- 井戸水については、後記「3-8 水の確保」パートに掲載の表「水の種類による用途」の注書き※5を参照願います。

- 国6取組事例集では、災害時に地域住民が井戸を利用できるように、井戸所有者の同意を得て、井戸に関する情報を自主防災組織が作成している防災マップへ掲載していることや自主防災訓練でも井戸の汲み上げ訓練を行っている自治体の事例が紹介されています。

【チェック事項】

5-2 障害者、外国人向けの案内掲示等を確保する

【解説】

- 障害者や外国人、子供など、避難所にはいろいろな方が来ることが想定されるため、生活上必要な掲示物などについては、事前に準備しておくことが便利です。
- 当事者の意見なども踏まえて、どのような情報が必要になるか調べておきます。

2-6 施設運営と避難所運営の協力体制の構築

【概要】

避難所となる施設は、学校や福祉施設など、施設の本来機能があるため、避難所運営とどうすみわけかを事前に整理しておくことが、運営を円滑に行うことにつながります。



学校運営と避難所運営について認識の共有を図る

区市町村

- 学校は教育活動の場であり、避難所としての機能は応急的なものであるため、教育の早期再開も視野に入れた避難所運営を想定しなければなりません。
- 「熊本地震を踏まえた応急対応・生活支援策の在り方について」（中央防災会議 平成28年12月）では、次のような課題を指摘しています。

- ・学校施設が避難所として指定されている場合に、避難所の運営、学校再開に際しての避難者への対応等について地域住民と学校との間での事前の認識共有が不足している場合がある。
- ・学校施設管理者、PTAも計画策定に加わり、避難所としての利用と学校の再開に向けた準備等の役割分担等について認識の共有を図る必要がある。
- ・個人情報の管理のため、職員室や校長室等を使用しないことに留意する必要がある。また、救護所とするため、保健室などを避難スペースとしての利用を避けること、学校再開に必要な教室の使用を避けることも考慮すべきである。
- ・学校の再開は、子供たちの心のケアのためにも非常に重要であるため、避難者の理解が得られるよう、発災後早い段階から学校関係者やPTA等を含めた話し合いの場を持つなど、目標の共有化を図る必要がある。

【都の対応】

- ・東京都教育委員会では、災害時に都立高校が求められる防災拠点としての役割を、学校本来の児童・生徒の保護のほか、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション、避難所（特別支援学校は福祉避難所）と位置付けています。

- 都教育委員会では、都立学校について区市町村からの要請があり避難所として指定する際の考え方や具体的な協定書の例を示しています。
- 「学校危機管理マニュアル」（東京都教育委員会 令和6年10月修正）では、都立学校の機能を、下表のとおりまとめています。

災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割

災害時の都立学校は、児童生徒の生命・身体を確保することを第一とし、地域の防災拠点として次の役割が求められている。

令和6年10月現在

学校の役割	目的	運営主体	対象者	学校の対応等	備蓄等	受入施設	指定状況	備考	受入期間(目安)							
									1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
児童・生徒の保護	学校設置者の責務として、児童・生徒等の安全の確保を図る。		幼児・児童・生徒	原則学校で保護する。保護者等に直接引き渡す、又は保護者等と連絡がつき総合的に帰宅可能と判断できる場合に限り帰宅させることができる。	3日分の食料、水、毛布、発電機等	教室等		避難者や帰宅困難者と動線を分けて保護する必要がある。								
一時(いっとき)避難場所	区市町村から避難指示が出た場合や火災・家屋倒壊等から一時的に避難する場所	区市町村	地域住民等	住民が自主的に校庭に避難できるように、地元住民に校門の鍵を預けるなど、予め仕組みを作っておく。	—	校庭等	一部学校	更に被害が大きくなったら、広域避難場所へ移動する。他に公園・神社などが指定されている。								
一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない外出者等を一時的に受入れる施設(3日間程度)	都(学校)	帰宅困難者	災害時帰宅支援ステーションの業務に準じて、運営する。	食料、水、ブランケット、携帯トイレ、災害用特設公衆電話等	武道場等	島しょを除く全都立高校(候補施設)	島しょを除く全都立高校が「候補施設」として指定されている(地域防災計画に掲載)。特別支援学校は児童・生徒の対応や施設規模等により指定の予定なし。								
災害時帰宅支援ステーション(※)	震災時に徒歩帰宅者に対して、水、トイレ、沿道情報等を提供し、徒歩帰宅を支援する。	都(学校)	帰宅困難者	災害時に帰宅困難者が発生した場合には、原則受入れ支援する。	水、発電機、投光器等(一部学校には食料・毛布あり)	玄関、ビロティ等	島しょを除く全都立学校	都立学校のほか、コンビニ、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が指定されている。								
避難所	自宅が被災した地域住民の受入れを行う。	区市町村	地域住民	学校は区市町村による避難所運営の支援及び施設管理を行う。	食料、水、毛布、トイレ等(区市町村により内容は異なる)	体育館等	都立学校は219校	区市町村から避難所指定の要請があった場合には、原則承認し、協定を締結している。特別支援学校は二次(福祉)避難所となる。								

〈受入期間の凡例〉 ※目安であり、災害時には臨機応変な対応が求められる。

: 受入れを予定している期間

: 受入れをする可能性がある期間

- 学校が避難所になることを想定し、学校における防災マニュアル等にマイノリティや女性・子供への配慮等の項目を含め、その内容を学校関係者が理解しておくことが必要です。



指定管理施設と避難所運営について役割分担の整理をする

区市町村

- 都内区市町村が避難所として指定・確保している施設には、指定管理者制度をとっているものもあります。
- 熊本地震の際は、指定管理施設のうち指定避難所に指定されていた施設は8か所でしたが、結果的に71施設が避難所となりました。「熊本地震を踏まえた応急対応・生活支援策の在り方について」（平成28年12月 中央防災会議）では、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」とされています。
- 総務省は、平成29年に「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について」という通知を発出し、次のような点や、費用負担の考え方に留意することとしています。これは、PFI／PPP事業の施設においても同様の対応となります。

指定避難所の場合	指定避難所でない場合
- 指定避難所の指定や果たすべき機能について、施設の設置自治体の指定管理者制度部局・施設管理担当部局が、防災担当部局等と連携して、明確にする。 - 設置団体、施設所在自治体、指定管理者の役割分担を、避難所マニュアルや協定等で予め明確にする。 - 指定管理者が避難所運営や、自治体の避難所運営の支援を担う場合、その旨を明確にする。	- 事実上避難者が集まり、事後的に指定避難所となる可能性もある。 - 避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在自治体、指定管理者の役割分担を予め明確にしておくこと。

避難所等の運営を自治体が行う場合	避難所等の運営を指定管理者が行う場合
指定管理者が自治体による避難所運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得る。	受け入れる避難者の数、安全管理、個人情報の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整方法について、施設所在自治体と指定管理者の間で定める必要がある。

（事例 横浜市 指定管理者向けの避難場所等開設マニュアル）

横浜市では、指定者制度導入施設を対象とした、避難場所等の開設マニュアルを作成しています。マニュアルでは、公の施設を、受入型（市職員やボランティア、避難者等を受け入れるもの）、開放型（空地及び附帯設備を開放するもの）、業務継続型（通常どおりの業務を継続するが、災害時等にはその機能を活かして災害対応が求められるもの）に区分し、それぞれの施設の特性に応じた災害時の対応や協定のひな形を示しています。



ポイント

- 平時から、避難所運営のためのチェックシートやマニュアル等を準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておきます。
- 発災直後、国や都、他の地方公共団体から送られてくる、いわゆる「プッシュ型」の物資を各避難所へ円滑かつ確実に輸送する体制を構築しておくことが必要です。
- そのため、物資供給計画を作成するとともに、予め地域内輸送拠点運営の体制及びマニュアルを確実に整備し、運営に必要な準備を整えておきます。
- 避難所において、トイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながります。避難者の健康を守る意味でも、トイレの確保・管理体制の整備は不可欠であり、ライフライン被害の推移等を踏まえ、予防・応急・復旧の各フェーズに分けた対策実施が大切です。
- 発災時の生活上及び衛生環境の確保を見据え、平時に水の確保体制を重層的に用意しておくこと、また、発災時には避難所における飲み水の衛生確保について、避難者に必要な情報を周知することが重要です。

3-1 避難所における二次災害の可能性の確認

【概要】

指定避難所は、どのような災害があっても、住民の生命を守れることが不可欠です。

そのため、指定避難所の指定に当たっては、下記のような確認を行い、二次災害が起こり得る場所を除外して、安全な避難所を選定します。

【チェック事項】

1-1	余震・津波・水害・土砂災害での倒壊の可能性を確認する	区市町村
1-2	津波・水害での水没/浸水可能性を確認する	区市町村
1-3	二次災害の恐れがあるようであれば、退避・垂直避難・がけの反対側へ移動する	区市町村
1-4	延焼火災の危険性・可能性を確認する	区市町村

【解説】

- 過去の災害などを参考に、避難所のある地域での二次災害の可能性の有無を確認します。
- また、急激な鉄砲水や火災などについては、想定しにくい面がありますが、万が一の場合のシミュレーションをたて準備することは、避難所開設時の初動対応（開設の判断や他地域への移動など）にも役に立ちます。
- 延焼火災については、東京都都市整備局の「地震に関する地域危険度測定調査」での火災危険度などを参考にして、危険度の高い地域では木造密集地域の解消など災害に強いまちづくりを進めるとともに、自主防災組織での消火活動などの備えをします。

東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査」

URL : <https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/area-hazard-level/>

【留意事項】

- 災害における二次的な被害には、上記のようなハード面における二次災害だけでなく、避難所において避難者が被る差別や心身の苦痛なども含まれます。特に、要配慮者の方への配慮が重要です。加えて、性的マイノリティの方にはアウティング※が発生しないように避難所運営にあたって情報管理、コンプライアンス遵守を徹底します。

※アウティング：誰かの性のあり方を第三者に勝手に伝えること。アウティングは、他人の生命に関わることもあるような、重大な人権侵害でありハラスメントです。アウティングにより、それまでの生活が送れなくなることもあります。「よかれと思って」や「ここだけの話」でも、本人の同意なく他の人が伝えることが発生しないようにすることが大切です。

3-2 必要な書式の準備

【概要】

発災時には、ライフラインの途絶により、パソコンやプリンター、コピー機などが使えない状況も想定されます。避難所開設に必要な書式については、紙ベースで用意し、誰でも使えるようにしておきます。

また、建物や施設・設備に関するチェックシートを作成する際は、区市町村の施設管理部門や建築部門の他、専門家や応急判定士の団体等との協力を得て作成し、通常時からの施設点検とあわせて行うことが重要です。

【チェック事項】

2-1 建物構造被害チェックシートを作成する

区市町村

【解説】

- 避難者の生命を守るために、何よりも、建物が安全で避難所として使用できるかどうかを確認することが最重要です。
- 建物構造の被害チェックシートについては、内閣府が作成した参考資料の委員会様式3「建物等チェックシート」を参考にしてください。
- 区市町村内でのコンセンサスが取れるという点で、建設担当部署がチェックシートを作成する例も多くみられます。

【チェック事項】

2-2 内部被害チェックシートを作成する

区市町村

【解説】

- 内閣府が作成した参考資料の委員会様式4「建物の安全確認 カルテ」を参考にしてください。

【チェック事項】

2-3 ライフライン（電気、上下水道、ガス、電話、インターネット）被害チェックシートを作成する

区市町村

【解説】

- 各施設により、使用しているライフラインの状況が異なりますので、平時から施設の営繕部

門や管理委託会社等と、チェックの手順や運営メンバーと専門家の役割分担を確認しておきます。

【チェック事項】

2-4	避難者名簿等の帳票を作成する	区市町村
2-5	医療・福祉・健康等特別なニーズを聞き取るための帳票を作成する	区市町村

【解説】

- 過去の災害では、避難者名簿を用意していながら、ライフラインの途絶によりパソコンから名簿を印刷できず、避難者の受付が混乱したという事例がありました。帳票は、区市町村ごとに統一的な様式を作成し、紙ベースでも用意しておきます。避難者カードや避難者名簿、要配慮者のニーズなどの個人情報については、事前に区市町村での方針や取扱いについて、関係者間で整理・共有しておきます。

【チェック事項】

2-6	物資の要請票を作成する	区市町村
2-7	備蓄物資一覧表を作成する	区市町村

【解説】

- 備蓄物資一覧表は、備蓄物資の定期的な確認時にアップデートしておきます。
- 備蓄物資のほかに、区市町村の協定等により入手できる物資も考慮して、物資の要請票を作成しましょう。物資が不足する場合には、原則、物資調達・輸送調整等支援システム（内閣府所管システム）への入力により、都へ物資の要請を行います。

3-3 避難所運営マニュアルの作成

【概要】

災害時には、防災や避難所運営に精通した職員や住民が避難所を設営するとは限らないため、避難所運営を円滑に行うための手段として、避難所運営マニュアルの作成は重要です。



避難所マニュアルの様式を定める

区市町村

- 区市町村が作成する避難所運営マニュアルは、自治体全体のマニュアルと、避難所ごとのマニュアルの2種類があります。
- 自治体全体のマニュアルは、自治体内での避難所運営の手順や方針、使用帳票の共通化を図る意義があります。自治体全体のマニュアルを避難所ごとに作成するマニュアルの標準様式と位置付ける自治体もあります。特に、避難者の受入れの考え方や、マスコミへの対応方法、ボランティアの受入れの考え方などについては、避難所運営委員会の負担を軽減する意味でも、区市町村単位で対応方法を統一しておきます。
- 避難所ごとのマニュアルは、各施設における運営・設備・備蓄品等の状況に応じて作成することができ、設備の点検・使用方法や、部屋割り・区割り、生活上の留意点などを具体的に示せる点で意義があります。
- 住民が主体となって避難所運営を行うという点からは、避難所ごとのマニュアルを作成し、共有していくことが不可欠です。

「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

(内閣府 令和6月12月改定)

6 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成

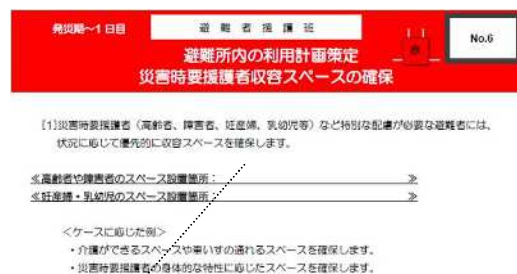
- (1) 避難所の運営が円滑かつ統一的行えるよう、予め「避難所運営ガイドライン」を参考にするなどして、避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくこと。
- (2) ページ数の多い手引は活用し難いこと、また避難所の予め決められた運営責任者が被災することも想定し、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう分かりやすい手引きの整備が必要であること。
- (3) 手引きに基づき、関係機関の理解や協力を得て、平時から、避難所の運営責任予定者を対象とした研修や、地域住民も参加する訓練を実施すること。

（事例 文京区 避難所ごとのマニュアルづくりを促す統一マニュアル）

文京区では、区の統一的なマニュアルを作成し、避難所運営に必要な業務について、関係する班を色別にわかりやすく示しています。また、避難所ごとの特徴を踏まえたマニュアルづくりができるよう、避難所運営協議会に検討してほしい箇所をblankにするなどしています。



避難所ごとに、必要事項を書き込めるようにしている。



（事例 中央区 避難所ごとにマニュアルを作成）

中央区では、避難所ごとに、避難所の情報や、避難所開設の手順、備蓄倉庫内の配置図、機器等の使用方法、各班が行う業務をわかりやすく示したファイル形式のマニュアルを作成しています。



電気・ガス・水道の点検手順

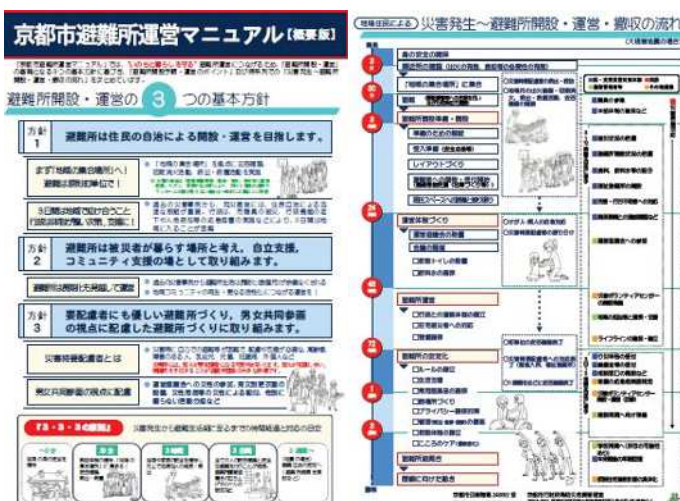


避難所のレイアウト



（事例 京都府京都市 避難所運営マニュアルの概要版を作成）

京都市では、避難所運営マニュアルをA3見開きでわかりやすく示した概要版を作成しています。



【チェック事項】

3-1 防災担当、施設管理者、地域住民の代表、要配慮者等多様な意見を取り入れ作成する

区市町村

【解説】

- 避難所の運営は、避難者の生活全般に関わるため、マニュアルの作成には、区市町村の関連部署が連携して取り組むことが重要です。
- 運営の主体である地域住民が運営の全体像を具体的に把握できるよう、マニュアルの作成に参画してもらいます。男女双方の視点や、要配慮者、支援者など多様なニーズを踏まえた視点から、現実的な内容となっているか、確認しながら進めていきます。
- また、女性や性的マイノリティの方、高齢者や障害者、外国人など要配慮者の方にも平時からメンバーとしてマニュアルの作成や訓練の企画に参画していただき、当事者の意見を計画に反映することも必要です。
- メンバーの4割以上は女性とするなど、マニュアルの作成段階から女性の参画を推進します。
- また、子供の意見を平時から聞いておくことも重要です。

【チェック事項】

3-2 施設管理者、避難所派遣職員、避難者の役割分担を整理する

区市町村

【解説】

- 避難所運営の進行管理を担う避難所運営委員会が円滑に活動するためにも、その構成員である施設管理者、区市町村職員等の役割を整理し、マニュアルに記載しておくことが不可欠です。
- 避難所となる施設が指定管理者により運営されている場合は、施設の運営所管部署と指定管理者、避難所派遣職員の役割についても、整理しておきます。
- 避難所は住民の主体的な運営を行うことがポイントです。避難者受付時に単に受付をするのではなく、避難者に「避難所運営でお手伝いが必要な際に声をかけて良いか」「避難所運営にどんな協力を頂けるか」などを確認しておくことを受付マニュアルに盛り込んでおきます。

【チェック事項】

3-3 避難所の運営において女性の能力や意見を活かせる環境を醸成します

【解説】

- 避難所の運営には、男女双方の視点が必要ですが、防災部門や自治会役員は男性が多い場合もあります。避難所のリーダーや副リーダーに、女性と男性の両方を配置するなど、女性がリーダーシップを発揮しやすい環境を醸成します
- 避難所運営委員会の4割以上は女性とすることを目標とします。
- 避難所運営委員会の総務班に女性を入れる、マニュアル内で女性が運営に携わる仕組みを明確化することで、女性の参画が担保され、女性が参加しやすい雰囲気をつくる面もあります。

【チェック事項】

3-4 マスコミ取材対応方法を検討する

区市町村

【解説】

- 過去の災害の例では、避難所を開設したばかりの段階からマスコミ等の取材があり、対応方法や責任者をどうしてよいかわからないといった事例がありました。

- 避難生活を第一にしつつ、どのような形で取材や調査に協力するかという姿勢や対応の際の窓口について、事前に検討しておくことが重要です。具体的には、本編7-2「外部向けの広報活動の実施」を参考にしてください。

【チェック事項】

3-5 避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成する

【解説】

- 避難所となる施設ごとに、事前に避難所のレイアウト図の想定を作成します。参考資料の「避難所の初動対応のポイント」3～4ページを参考にしてください。
- 施設管理者や避難所運営関係メンバーで、事前に、各施設のうち、避難所として使用できる場所とできない場所を特定します。
- 避難所として使用できる場所について、広さやバリアフリーの状況、ライフラインとの関係などをみながら、具体的な配置を想定していきます。
- 避難所として使用する場所は、あらかじめ分けし番号付け（A-1、A-2、B-3など）しておきます。避難者カードなどに番号を記入しておくことで避難者の居場所が把握しやすくなります。

【チェック事項】

3-6 避難所運営に必要な物品（ガムテープ、養生テープ、カラーコーン等）を確保する 区市町村

【解説】

- 本編「2-5 避難所として確保すべき備蓄を実施」に記載されている物資のほか、避難所運営、避難所運営委員会事務に必要な物品について、事前にリストアップし、施設内で安全性が高く、わかりやすい場所にまとめて保管しておきます。

例)

- ・避難所マニュアル
- ・懐中電灯・ラジオ・電池類
- ・委員会様式
- ・掲示用書式
- ・文房具（油性ペン） ※ 劣化性の高いものは、随時メンテナンスしておく。
- ・ガムテープ、養生テープ
- ・カラーコーン
- ・拡声器

【チェック事項】

3-7 避難所運営のために必要な様式（避難者名簿は必要数を印刷して避難所に保管等） 区市町村
を作成する

【解説】

- 参考資料の「2委員会様式集、4避難所掲示用様式集」を参考に、必要な様式を事前に準備します。
- 停電し、パソコンやプリンター、コピー機が使用できない場合に備えて、プリントアウトしたものを用意しておきます。

3-4 避難所運営マニュアルを用いた訓練の実施

【概要】

避難所運営マニュアルが机上のものとならないよう、マニュアルに沿った訓練を実施し、実際に行動することで気付いた点や疑問に思う点について話し合い、必要に応じた修正を加えてブラッシュアップしていくことが大切です。

また、過去災害の対応事例を踏まえて、避難所運営に係る知見も変化していますので、最新の状況にあった備えができるよう、定期的に見直すことが不可欠です。

【チェック事項】

4-1	避難所運営に必要な関係者にマニュアルの内容を周知する	区市町村
4-2	マニュアルに基づく訓練計画を作成する	区市町村
4-3	訓練計画に基づく訓練を実施する	区市町村
4-4	避難所運営訓練実施後に結果をマニュアルに反映する	区市町村

【解説】

- 発災時に、速やかに避難所の開設が行えるよう、職員と地域住民等は、一体となって避難所開設訓練を実施することが必要です。
- 避難訓練や地域コミュニティ活動を支援する中で、災害時にリーダーシップを発揮できる人材を養成しておくことが不可欠です。
- 訓練を行う上での災害発生想定においては、時間帯等により避難所開設に携われる地域住民の男女の人数や年齢、避難所に指定されている施設の状況等により異なることから、休日・平日及び昼間・夜間双方のケースも考慮しておきます。初動の在り方・連携の仕方について、関係者と事前に決め、周知や訓練をしておくことが必要です。
- 男女の視点や、要配慮者の視点、支援者の視点などが、避難所運営マニュアルに反映されるよう、訓練時から様々な方に参加してもらうよう努めます。
- 訓練を通じて、課題が明らかになった際には、マニュアルを見直します。
- 平時からの学校教育の中で、自らの学校が避難所となった場合にどのような状態となるのか、防災宿泊研修を一回的に行うに限らず、昼の授業時間帯にシミュレーションを教職員と児童・生徒とで平時から行っておくこと（平時と連動した体験型防災教育）も有用です。

【チェック事項】

4-5	トイレの設置・運営訓練を実施する	区市町村
-----	------------------	------

【解説】

- 国28事例報告書では、仮設トイレの設営が遅くなったり、場所が離れており利用に不便だった事例が挙げられていました。仮設トイレや簡易トイレの設置の際に、十分なスペースがあるかなど、事前の訓練が重要です。

【チェック事項】

4-6 HUG（避難所運営訓練）等の既存の訓練を実施する

区市町村

【解説】

- HUGは、静岡県が開発した避難所運営のためのロールプレイングの手法で、H（避難所）、U（運営）、G（ゲーム）からネーミングされています。避難者の年齢や性別、状況が書かれたカードを、避難所にみたてた図にどう配置し、事案にどう対応するかなど、話し合いながら、避難所運営の仕方や、必要な配慮や支援について学ぶことができます。
- 避難所マニュアルについて、HUGなどの手法を用いて、実効性を検証していくことも大切です。

【チェック事項】

4-7 感染症対策等を踏まえた運営訓練を実施する

区市町村

【解説】

- 訓練の実施に当たっては、本編11-2を参照してください。

(事例 新宿区 避難所開設キットを用いた実践的な訓練)

新宿区では、区立小・中学校等の各避難所に、避難所の開設手順を可視化した避難所開設キット(以下「キット」という。)を導入しています。キットは、避難所開設に必要な工程を作業ケースに分けており、その手順に沿えば、避難所開設・運営の知識がない方でも、必要な作業ができるものです。

各避難所では、防災組織の意見を反映して完成したキットを、避難所訓練時に実際に使用し、本部設営の流れや、部屋の区割りなど、実践的な訓練に取り組んでいます。

令和6年12月現在、大田区、文京区、北区、台東区、豊島区、小金井市などで同様の取組をしています。



赤色	○本部の立ち上げ
青色	○施設の安全点検(施設利用計画) ○避難者の受付 ○災害情報の収集・伝達(地域本部との連絡) ○トイレの確保 ○傷病者への対応 本部設置後に優先して行う ○飲料水の確保 緊急度に応じて行う ○照明の確保 ○アルファ化米の炊出し ○防寒シートセットの配布
緑色	○女性相談窓口の設置 混乱状態の収束後 ○女性専用スペース等の設置 ○衛生管理 ○安全・安心の確保 ○ペット同行避難者への対応

本部の立ち上げ

避難所開設には多くの方の協力が必要です。
より多くの方に声をかけ、協力を仰ぎます。

②各活動部員呼びかけ

各活動部員から巡回はか、避難者から活動部員を募集する。

③開設の説明

作業チェックリストを確認し、活動部員に避難所開設の説明をする。

④内キット用意

各の作業キットをすべて取り出す。

⑤2人以上でチームを作る

各作業は2名以上で活動し、一人では活動しない。

⑥作業開始

作業部員の活動部員はキットの内容が確認できの場、作業を開始する。

⑦組織図を作り、掲示する

避難所運営管理協議会の組織図を参考としながら、組織図を作り、各活動部のリーダーを決め、活動部員を記載していく。

⑧作業報告会

一日が終了したら、本部役員、活動部リーダーと作業報告会を行い、「応援事項等記録用紙」に記載する。

⑨緑のキット用意

青のキットの作業が終了したら、緑のキットの作業の進捗を管理運営マニュアルに記載してあるその日の作業を確認する。

（事例 八王子市 コミュニティ・スクールを活用した地域の防災力向上）

八王子市では、児童・生徒が防災訓練・学校宿泊訓練に参画しています。児童・生徒が地域の方々とともに応急救護訓練・初期消火訓練・救出訓練・起震車体験・放水訓練・煙体験訓練等を実施したり、体育館に保護者がテントを持ち寄って避難所生活体験をしたりする活動をしています。

これらの取組は、防災への意識を持った学校・地域を主体としたコミュニティ・スクール側の働きかけにより実施されています。

八王子市では、住民に対する自助・共助の発信を日ごろから行い、自主防災組織の結成を促しています。このように日ごろから住民への働きかけをすることで住民の防災意識が高まり、学校・地域を主体とした防災訓練・学校宿泊訓練等が実施されています。

児童・生徒が訓練に参加するための具体的対策として、①消防車の見学などの子どもが惹かれるイベントを組み込む、②参加方法を、希望者が参加する形式から教育課程に位置付けるように変更する、といったことが行われています。



八王子市立愛宕小学校学校運営協議会

【チェック事項】

4-8 パーティションや、段ボールベッド、エアベッド等簡易ベッドの設置訓練を実施する

【解説】

- 後記「12 寝床の改善」のパートで、国6取組事例集で、熊本地震で被災した熊本県下の自治体のベッド等の備蓄、発災後の初動における備蓄したベッド等の設置、備蓄品が不足する場合の段ボールベッド等についてパーティションやベッドの供給を受けることについての事業者との協定締結、発災時の寝床等の設置を含めた避難所開設準備訓練を行っていることの取組事例を掲載しています。詳細はそちらを参照願います。

【チェック事項】

4-9 炊き出し訓練を実施する

【解説】

- 後記「8-2 食料等の確保」のパートでは、国6取組事例集で、災害時に、栄養のある適温食の炊き出しの安定的な提供に向け、発災時の炊き出しを担う専門職の確保と炊き出しに

必要な資機材及び食材の確保を目的に、地域の料理飲食業組合と協定を結んだ事例を掲載してあります。そちらもご参照願います。

- 炊き出しや食中毒予防などの衛生管理は管理栄養士・栄養士に相談することが不可欠です。
- 平時に、各避難所において、炊き出しの訓練を実施しておくことは、発災時の栄養のある適温食の安定的な提供に向けて重要な取り組みです。また、炊き出しを担う専門職の確保とともに、炊き出しにおける衛生管理について、管理栄養士・栄養士と相談するなど、連携体制を構築しておくことも必要です。

3-5 発災直後から円滑に避難所へ物資を届ける体制づくり

【概要】

初動期においては、避難所から区市町村に物資の要請を実施することは、現実的には困難な場合が多く発生します。そのため、区市町村は、まずは最低限必要と思われる物資を避難所に送ること（プッシュ型）を検討し、体制を構築しておきます。

なお、応急期以降は避難所からの要請や避難者に応じて、物資配送（プル型支援）を行います。

【チェック事項】

5-1 避難所からの要請が無くても物資を届ける体制（プッシュ型）を確保する

区市町村

【解説】

- 過去の災害では、物資集積拠点の計画的配置、物資集積拠点での在庫・配送管理が不十分であったことから、区市町村は、拠点運営マニュアルをあらかじめ策定することに加え、民間事業者の協力や業務の委託等、物資の輸送等に関する体制を確保することが不可欠です。
- 区市町村は、事前に災害備蓄倉庫の整備や、国・都から届く物資を受け入れる物資拠点（地域内輸送拠点）の選定を行い、避難所までの輸送経路・方法を確立しておくことも大切です。
- 物資拠点から支援物資が届かないという不測の事態も想定し、備蓄のあり方や調達など他の物資確保策も検討しておきます。

【チェック事項】

5-2 避難者数等に応じた備蓄物資を避難所に配布する

区市町村

【解説】

- 具体的には、本編「8 食料・物資管理」を参考にしてください。

【チェック事項】

5-3 国・都からプッシュ型で届いた物資の配布を実施する

区市町村

【解説】

- 発災時に、プッシュ型で届いた支援物資の受け入れや、地域の備蓄拠点から各避難所への配布に迅速・適切に対応できるよう、平時から各避難所への配送方法（オペレーション）など物資供給計画を作成しておきます。
- 地域内輸送拠点からのラストマイルにおける円滑な配送は必要な物資を必要な時に避難所へ届ける上で極めて重要であることから、予め拠点運営の体制及びマニュアルを確実に整備の

上、マニュアルに沿った訓練を定期的を実施することで、災害時に円滑に対応できるよう備えておきます。

- 発災時に、できる限り早期に避難者へ支援物資が届くよう、平時から発災時に備え、自治体内において各々の避難所で想定避難者数をもとに必要となる物資及びその数量を予め把握しておきます。
- 本編「8 食料・物資管理」も参考にしてください。

3-6 トイレの確保・管理

【概要】

避難所において、トイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながります。

避難者の健康を守る意味でも、ライフラインの一環として、トイレの確保・管理体制の整備は不可欠であり、災害による影響を想定しながら準備を進めていく必要があります。

【チェック事項】

6-1 各避難所の既設トイレの汚水処理方法を確認する

区市町村

【解説】

- 災害やライフラインの途絶により、トイレを確保する上での制約は多岐にわたるため、避難所の既存トイレの状況を把握しておくことは重要です。
- ライフライン被害の推移等を踏まえ、予防・応急・復旧の各フェーズに分けた対策（備え）及び実施が必要です。
- 避難所におけるフェーズごとの被害想定、フェーズに応じた災害用トイレの使用可否については、「東京トイレ防災マスタープラン（仮称）」を参照してください。

【チェック事項】

6-2 各避難所の想定される最大避難者数を確認する

区市町村

6-4 災害時のトイレ（便器）の必要数の見積もりを実施する

区市町村

6-5 携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、トイレカー・トイレトレーラーの確保、マンホールトイレの整備を検討する

区市町村

【解説】

- 国は、避難所でのトイレの確保個数の目安として、次のように推奨しています。

トイレの個数については、施設のトイレの個数（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出する。また、バリアフリートイレは、上記の個数に含めず、避難所の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。（中略）避難所におけるトイレの個数については、避難者の状況や被害の程度等により必要となる個数が異なる。各避難所では、トイレの待ち時間に留意し、避難者数（男女ごとを含む）に見合ったトイレの個数と処理・貯留能力を確保することが重要である。

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府 令和6年12月改定）

- 各避難所に想定される最大避難者数を確認し、既設トイレの状況（配管等の状況も考慮しながら）、備蓄トイレの種別、個数を計画していきます。また、スフィア基準では、女性用対男性用の割合は、3：1が理想的とされています。
- 想定されるライフライン等の被害を踏まえ、復旧までの間を乗り切るため、十分な量の災害用トイレの確保が必要です。
- 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合（1週間以降）

には、避難者約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。

- 水洗トイレが使用できない場合に備えて、避難所には災害用トイレ（し尿処理収集を要しないトイレ及びし尿収集車による収集が可能なトイレ）の備蓄を図っておきます。
- 指定避難所においては、平常時から、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（令和5年10月改定）」に基づき、高齢者や障害者、妊産婦等に配慮した洋式トイレの整備を進めておくことが大切です。
- 「災害時に用いるトイレ」を種類ごとに、一覧表に整理しました。今後、発災時の備えの参考にしてください。

【災害時に利用できるトイレの種類・特徴】

種類	断水時	停電時	処理方法	特徴	イメージ
携帯トイレ	○	○	保管 回収	・洋風便器等に取り付けて使用する便袋タイプ（吸収シートや凝固剤で水分を安定化） ・発災直後の使用を想定し備蓄	
簡易トイレ	○	○	保管 回収	・容易に持ち運ぶことができる簡易なトイレ ・大小便を貯留するタイプや機械で袋に密封するタイプ、携帯トイレを取り付けるタイプなどがある ・介護用のポータブルトイレ等、手すりが付いている物もある	
仮設トイレ （組立・備蓄）	△ 水洗 不可	○	くみ取り	・組立式個室と便器等を使用し、大小便を便槽に貯留 ・手すりが付いているタイプや便座の高さを調節できるタイプ等のバリアフリータイプがある	
仮設トイレ （調達）	△ 水洗 不可	○	くみ取り	・屋外に設置し、便槽に貯留 ・段差があるものが多い一方で、車イスで利用できるバリアフリータイプもある ・国土交通省は「快適トイレ」の標準仕様を決定 新規導入や調達の協定を締結する際は、この仕様を満たすものが望ましい	
マンホール トイレ	△ 水洗 不可	○	下水道	・下水道、浄化槽、便槽のそれぞれに接続するタイプがある ・基本的には下部構造を事前に整備しておき、災害時は指定のマンホールの上にトイレ個室と便器等を組み立てて設置 ・簡易水洗・水洗式、排水設備内等を水で流すなど、様々な方式がある	
自己処理型	△ 仕様による	△ 仕様による	自己処理	・し尿を生物学的処理、化学的処理、物理学的処理、もしくはそれらの組み合わせにより処理するもので、洗浄水やし尿処理水を原則として、公共用水域等に放流・排水しない非放流式の技術	
トイレカー トイレトレーラー トイレコンテナ	△ 水洗 不可	○	くみ取り 自己処理 等	・トイレ設備を備えた車両およびコンテナを指し、し尿を貯留するタイプや処理装置を備えたタイプがある	
災害対応型 常設トイレ	○	○	代替水利用 くみ取代替	常設された水洗トイレのうち、次の条件を満たすもの <代替水利用> 断水・停電時に、代替水（学校のプール、雨水等の貯留、非常災害用井戸等）により水洗機能を利用できるもの <くみ取代替> 排水設備や処理施設等に被害があった時、地下ピットとつながる蓋や便器底を開けて貯留式トイレとして使用するもの	 

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府 令和6年12月改定）をもとに作成

- 国6取組事例集では、災害時における避難所等のトイレ対策として、複数の自治体で自走式のトイレカーを迅速かつ円滑に相互派遣することを目的に、自治体間協定を結んでいる事例が挙げられています。
- バイオトイレ（おがくずトイレ）は水が不要で、人間の体内に住む微生物の力でし尿を分解する、悪臭のしないトイレです。ヒーターで温度管理された処理槽内のおがくずに、し尿が投入後、攪拌（かくはん）することで微生物が活性化し、し尿を分解・蒸発させます。し尿は1～2日ほどでなくなります。

【チェック事項】

6-3 災害時の水洗トイレの使用ルールを作成する

【解説】

- トイレについて、平時に管理者を明確化した上、開設訓練及び運営マニュアルの策定等を実施し、適切な運用体制を確保することが重要です。
- 災害時には、上水道が止まり、下水道が使えなくなることもあるため、既設のトイレの使用の可否を調べて、使用のルールを掲示できるよう、参考資料の委員会様式20「トイレ利用チェックリスト」及び掲示様式9「トイレの使用方法に関する注意事項」を参考に、通常時からのチェック体制の確立と掲示物の用意をしておくことが大切です。

【チェック事項】

6-6 屋外トイレの設置場所を確保する

【解説】

- 屋外トイレを設置する場合、性被害や犯罪を防ぐなど安全性確保の観点から、トイレは明るい場所に設置し、トイレまでの動線についても留意します。
- マンホールトイレを設置する場合、マンホール内に転落しない措置を講じます。また、道路上で設営した場合は、十分な保安対策を講じます。

【チェック事項】

6-7 トイレの衛生管理に必要な物資等を確保する

区市町村

6-8 手洗い用水を確保する

区市町村

【解説】

- トイレを清潔に保つことで、避難者が利用しやすくなり、健康の確保につながります。
- 感染症などを防ぐためにも、トイレの衛生管理は重要です。能登半島地震では、避難所でノロウイルスが流行する中、避難所運営にあたる職員等がトイレ清掃時に着用するガウン、ゴム手袋、シールド等、感染症防止のための物資の不足等の不足から、ノロウイルスに罹患した事例がありました。このような事態を招かないためにも、トイレの衛生管理とともに、トイレ清掃にあたる職員等の感染症防止の物資を平時から備えておくことは重要です。
- 平常時から、トイレの衛生管理のポイントをおさえておきましょう。

★トイレの衛生管理のポイント

- 誰もが気持ちよくトイレを使うために、女性もリーダーシップを発揮できる避難所運営体制にすること。
- 感染症を予防するために手洗い水の確保や手洗いを徹底すること。
- 体育館等の室内のトイレでは、専用の履物を用意すること。
- 便袋を使用する場合は、汚物処理の方法を徹底し、汚物の保管場所を確保すること。
- 便袋の保管は出来る限り、雨水で濡れない場所を選択することが望ましい。
- 感染症患者が出た場合には、専用のトイレを設けることも検討すること。
- 避難者の中から、トイレの責任者と掃除当番を決めること。
- ボランティア等の支援者の力を借りて、衛生的なトイレ環境を維持すること。

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府 令和6年12月改定）

- トイレの衛生管理のために、参考資料の掲示資料9に示すような物資を揃えておきます。



災害用トイレの普及啓発を行う

- 災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練、利用訓練等）を実施することが重要です。
- 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等を予め住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発を行います。



災害時のトイレの使用・掃除の仕方について普及啓発を行う

- 平常時から、次のようなポスターを用意しておくとう便利です。
 - ・（災害用）トイレの使い方
 - ・トイレの利用ルール
 - ・手指の消毒
 - ・トイレの清掃の仕方

3-7 汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段の確保

【概要】

避難所の衛生管理には、汚水処理や使用済み携帯トイレ手段について、平時から確保を図ることが重要です。

【都の対応】

- ・ し尿の受入れ体制の整備、区部においてはトイレの設置ができるマンホールの指定拡大を講じることとしています。（下水道局）
- ・ 区市町村の要請に基づき、し尿の収集・運搬に関する広域的な調整等を行います。（環境局）
- ・ 区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進します。（環境局）
- ・ 水再生センターや指定マンホール（区部）での、し尿の受入れ・処理を行います。（区部：下水道局各下水道事務所、多摩地区：流域下水道本部）

【チェック事項】

7-1	汲み取り業者等と災害時の協定締結を実施する	区市町村
7-2	避難所の汲み取り計画（回収場所・順序・回数）を作成する	区市町村

【解説】

- 区市町村は、各避難所の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を作成し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び主要管きょの指定マンホール(区部)）への搬入や、し尿処理施設への搬入の計画をたてます。

【チェック事項】

7-3	使用済み携帯トイレ（便袋）の保管場所を確保する
7-4	使用済み携帯トイレ（便袋）の回収方法、手段を確保する

【解説】

- 使用済み携帯トイレ（便袋）の保管に際して、臭気が漏れないような材質のゴミ袋の確保も必要です。
- 保管場所としては、食品保管場所や調理場所の近くを避けます。
- 使用済み携帯トイレについては、区市町村の廃棄のルールに則って廃棄します。

3-8 水の確保

【概要】

熊本地震では、飲み水や生活用水が不足していたという意見が多く挙げられていました（国 28 事例報告書）。

生活上、また衛生環境の確保上、水の確保体制を重層的に用意しておくことが必要です。

【都の対応】

- ・ これまで避難所等の重要施設への供給ルートの耐震継手化を進め、概成しました。（水道局）
- ・ 地域住民の災害対応力（応急給水・初期消火）の向上を目指し、避難所やその周辺の消火栓等による訓練を東京消防庁と連携して支援しています。（水道局）



水の供給について、通常時から確保・点検を行う

- 受水槽、高置水槽、揚水ポンプなどの給水装置については、平常時から点検・整備に努めるとともに、管理責任者等が、使用の際に被害状況を確認できるよう、点検場所・点検項目の情報について共有しておく必要があります。



水の備蓄について、平常時から普及啓発に努める

区市町村

- 近隣の災害時給水ステーション（給水拠点）の確認や、避難所における飲料水の備蓄を図っておくことが必要です。
- 備蓄は7日分（最低3日間）の備蓄がのぞましいとされていますが、家庭や都内事業者においても、必要な備蓄に努めるよう、普及啓発します。飲料水については、1人1日3リットルの備蓄が必要となります。
- 乳幼児がいる家庭向けには、調製粉乳の調製に適した軟水の備蓄も必要です。



発災後ライフライン復旧までの、飲み水の安全確保を行う

区市町村

- 区市町村は、避難所において飲み水の衛生確保について、避難者に必要な情報を周知します。
- 特別区及び保健所設置市の環境衛生指導班は、飲み水の衛生確保に関する指導を行います。
- 市町村（保健所設置市を除く。）は、都保健医療局の編成する環境衛生指導班の出動を要請し、飲み水の消毒や消毒効果の確認などの指導を受け、避難者に周知します。



発災後ライフライン復旧までの、飲み水の供給を行う。

区市町

- 断水したときは、近隣の災害時給水ステーション（給水拠点）や備蓄した飲料水のほか、以下の2種類の災害時給水ステーションで飲み水を確保します。
- 災害時給水ステーション（避難所等）：区市町は、道路上の消火栓等を活用した応急給水が可

能かどうか、通水状況を水道局に確認した後、住民と協力して避難所等に配置している応急給水用資器材を設置し、応急給水を行います。

- 災害時給水ステーション（車両輸送）：区市町は、他の供給方法を用いてもなお、水が不足する避難場所においては、車両輸送による応急給水を要請します。都は区市町により設置された組立式水槽に水を輸送・補給し、区市町は応急給水を行います。

《水の種類による用途》

【凡例】 ○：使用可能 △：やむを得ない場合に使用可能 ×：使用不可 網かけ：飲料水として利用すべき水

用 途 水の種類		飲料水・調理用水	手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗浄用	浴用水・洗濯用水	トイレ洗浄用
水道水	直結給水※ ¹	○	○	○	○
	貯水槽水道※ ²	○	○	利用は可能であるが、 上水道の復旧までの間は極力利用を控える。	
	給水車※ ³	○	○		
	給水拠点※ ³	○	○		
	避難所応急給水栓等※ ⁴	○	○	他の用途への利用は控える	
ペットボトル等飲料水		○	○	他の用途への利用は控える	
井戸水※ ⁵		△	△	△	○
雨水※ ⁶		×	×	△	○
河川水※ ⁷		×	×	△	○
プール水※ ⁷		×	×	△	○
地域再生水	雑用水※ ⁸	×	×	×	○
個別再生水		×	×	×	○
雨水処理水		×	×	×	○

※¹ 直結給水とは、水道水を直接（又は、増圧ポンプ等）で建物内に給水している水であるため、上水道から安定的な供給がある場合に使用可能となる。

※² 貯水槽水道とは、水道水のみを貯水槽に貯めて、建物内に給水している水であり、上水道からの供給が停止している場合には、飲料水、手洗い等としてのみ使用する。

※³ 給水車による応急給水は、給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている避難所で、関係行政機関から要請があり、必要があると認める場合に実施される。

※⁴ 避難所応急給水栓等とは、給水拠点での応急給水を補完するために、避難所に設置された応急給水栓（避難所応急給水栓）や避難所付近のあらかじめ指定した消火栓等に仮設の蛇口を設置し、水を供給する方法である。

※⁵ 井戸水は、日常から飲用に管理されている場合のみ、ろ過及び消毒後、飲料水にできると考えられるが、飲料水には可能な限り網かけ部分の水を利用する。

※⁶ 雨水には、ゴミやチリが含まれているため、浴用には使用せず、洗濯用水に利用する。

※⁷ 河川水、プール水は、臭気や着色等の影響がないようであれば洗濯用水に利用する。

※⁸ 雑用水は、原則的にトイレ洗浄用として使用されているため、人に触れるような場所での利用はできない。

3-9 遺体の収容

【概要】

過去災害では、地元住民の救出救護活動等により、近くの小中学校や公的施設等で、遺体の収容やそのための対応を余儀なくされた例もありました。遺体の収容については、納体袋、遺体収納袋の備蓄を進めるとともに、対応要領を検討しておきます。



避難所での遺体の収容に関する考え方を決めておく

区市町村

「災害時における遺体の取扱いに関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）」（東京都保健医療局 平成29年8月）では、「遺体収容所は、避難所、医療救護所とは別の場所に確保・設置することとします。」としており、避難所業務としては、遺体の収容について想定していませんが、急逝者や災害現場での死者についての対応方法を決めておく必要があります。（事例 江戸川区 遺体の取り扱いの考え方など）

遺体の取り扱い

施設内で万が一、亡くなられた方がいた場合は、以下の手順により施設管理部（行政職員等）が中心となり、ご遺族等と協力して遺体を取り扱うこととする。

（1）遺体安置場所の確保

避難所には多数の避難者が避難していることから、遺体を居住スペースまたは共有スペースで安置しておくことは難しい。また、亡くなった方に家族がいる場合には、その方々に対して配慮が必要である。遺体に対し「尊厳の意」を込めた対応をするために遺族へ配慮した安置場所を以下の通り確保する。

【遺体安置場所(例)】 理科室、木工室、音楽室、家庭科室など専門教室

納棺された遺体を安置しておくための広い机や居室として使用をしていない部屋、生活エリアから離れている比較的静かな場所などが望ましい。

（2）遺体安置の準備

- ① 安置場所となる部屋の整理、片づけ（得意遺体を安置する机の上）を行う。
- ② ブルーシートや暗幕（カーテン等）で外から室内が見えない工夫をする。
- ③ 災害対策本部へ連絡し、納体袋や棺、ドライアイス等、資機材を手配する。
- ④ 必要な資機材が届くまでの間、毛布や敷物などで遺体を良好な状態で保てるよう努力する。

（3）亡くなった方に家族がいる場合

- ① 警察へ連絡し、遺体の調査・検案を依頼する。
- ② 検案後、遺族が火葬の準備を行う。（手続き等が終了するまでは避難所で保管）
- ③ 火葬の手続きが完了したら、避難所より出棺。（遺族による対応）

（4）亡くなった方が単身の場合

- ① 警察へ連絡し、遺体の調査・検案を依頼する。
- ② 検案後、「身元不明遺体」若しくは「身元判明遺体（知人が避難所にいる）」となるため、遺体収容所に移送し、その施設で保管される。
- ③ 遺体の遺族が判明するまで、遺体収容所の預かりとなる。（所定の手続きによる対応）

ポイント

- 区市町村災害ボランティアセンターの仕組みや、受けられる支援を把握し、発災時にはボランティアに応援を要請することを前提に、平時に、運営の仕組みづくりを行っておくことが必要です。
- 避難者による自主的な運営を円滑に行うためには、運営体制や支援ニーズに応じ、外部支援者の支援を得ることが不可欠となります。避難所開設後、支援のための団体等の来訪への対応に追われ、混乱を招かないためにも、平時から来訪が想定される外部支援者と合同で避難所運営訓練を実施するなど、各団体と顔の見える関係を築いておくことが大切です。

4-1 人的支援の受援体制の確立

【概要】

避難所の生活環境を整え、避難者による自主的な運営を円滑に行うためには、運営体制や支援ニーズに応じて、外部支援者を要請し支援を得ることが不可欠です。これは被災者でもある運営メンバーの負担を軽減する意味でも重要です。

一方で、避難所には、支援のための様々な団体等が来訪するため、その対応に追われないためにも、支援の要請の流れや受入れ方、どのような団体から、どのような支援を受けられるか、事前に把握しておくことも必要です。

【チェック事項】

- 1-1 避難所派遣職員の応援要請手段を確立する
- 1-2 救護・巡回のための医師・看護師を要請する
- 1-3 健康管理のための保健師を要請する
- 1-4 福祉ニーズに対応するための福祉関係者を要請する
- 1-5 治安維持のための警察官を要請する
- 1-6 多様なニーズに対応するためのボランティアを要請する

【解説】

- 参考資料の委員会様式 12「職員派遣・ボランティア応援依頼書」を参考に、自治体との応援要請の方法やルートを確認しておきます。
- 多様なニーズに的確に対応するためには、「職員派遣・ボランティア応援依頼書」に要配慮者の状態や配慮事項を書き込みます。
- 避難所派遣職員の応援を要請した場合、当該自治体のみの応援とは限らないため、引継を円滑に実施することが、切れ目のない支援を受けるために重要となってきます。派遣が終了した職員が他の職員に引き継ぐ際の様式を作成するとともに、どのような内容について引き継ぐか、共有しておきます。
- ボランティアの応援を要請することを前提として、区市町村災害ボランティアセンターの設置主体（主に区市町村社会福祉協議会）とどのような被災者ニーズに対応できるのかシミュレーションしておきます。
- また支援者に、避難所の生活環境改善や避難所運営のサポートなどで専門性が求められる支援活動の要請を想定する場合は、発災前に避難所運営について区市町村社会福祉協議会や支援者

と避難所運営に関して意見交換をしておく必要があります。



他自治体の応援職員の受入れ環境（執務スペース整備や就寝場所の確保）

- 応援職員受入れに際し、応援職員の執務スペースや就寝場所の確保は不可欠です。また、応援職員が業務を行う上で必要な文具、電話、インターネット環境など整えておくことも必要です。
- 女性の応援職員が円滑に活動するための環境の整備について、必要な取組を行きましょう。特に女性専用の更衣室の確保や就寝場所の間仕切りを行う等が考えられます。応援職員を避難所等に派遣する場合に、可能な限り女性職員を含めるようにし、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮して環境の整備を行います。

4-2 必要な組織との協定

【概要】

避難所運営に係るニーズは多岐にわたるため、自治体や避難所内での対応は困難な面があります。そのため、自治体において、専門分野に長けた団体との協定を締結し、避難所運営の支援を行うことが有効です。

【チェック事項】

2-1	避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定を締結する	区市町村
2-2	避難所の多様なニーズに応えられる組織との顔の見える関係づくりに取り組む	区市町村

【解説】

- 数多くある多様なニーズにすべて応えられる組織、団体はありません。多様なニーズに応じていくためには、それぞれで応えられる組織、団体をコーディネーションしていくことが求められます。このコーディネーションをどの組織が担うのか検討し、実践することが重要です。
- 顔の見える関係づくりは、協定や会議だけでは不十分です。避難所運営に関わる訓練や研修を共に企画し運営することで醸成されていきます。

4-3 ボランティア受入れ体制の確立

【概要】

都 28 支援記録をみると熊本地震においては、「避難所運営等においてボランティアの存在が大きな支えとなるなど、改めて発災時におけるボランティア活動の重要性が再認識された。」としています。

また、内閣府の「能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」では、災害対応の経験が豊富な専門ボランティア団体が実質的に被災者支援等の公助を担っている実態があること、国が自治体に対してボランティア団体の避難所運営の知見を活用するよう促したが、実際にボランティアとの連携が進んだ自治体は一部に限られたことが挙げられています。

区市町村は、区市町村社会福祉協議会等との連携により区市町村災害ボランティアセンターを設置し、避難所にボランティアの応援を要請するしくみとなっています。平常時から区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等と協働して、避難者支援に係る幅広いネットワークを構築しておくことも大切です。

【都の対応】

- ・ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、女性や性的マイノリティの方、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の方の視点も踏まえながら、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等の支援を行います。（生活文化スポーツ局）
- ・ 区市町村の要請に基づき、避難所における外国人を支援するための東京都防災（語学）ボランティアによる対応を行います。（生活文化スポーツ局）

【チェック事項】

3-1	災害ボランティアセンター設置・運営の必要性を確認する	区市町村
3-2	災害ボランティアセンター制度の周知を実施する	区市町村

【解説】

- 被災時の避難所運営には、避難者や行政職員だけでは担えない業務も多いことから、支援者に応援を要請することになります。したがって、区市町村社会福祉協議会等が発災時に立ち上げる災害ボランティアセンターのしくみや、受けられる支援などについて、住民などに周知を図ります。

【チェック事項】

3-3	住民の受援力を高める施策を実施する	区市町村
-----	-------------------	------

【解説】

- 支援者に応援を要請することを前提とした、運営の仕組みづくりを行います。
- 災害を専門的にしていなくても、身近な地域で活動している団体（市民活動団体）などは発災時に避難所運営等に関わってくれる可能性があるため、日頃から顔の見える関係を築いておきましょう。
- 区市町村では、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等に区市町村の避難所派遣職員や

住民等に参加の呼びかけを実施するほか、東京都防災（語学）ボランティア、地域の福祉事業等に依頼し、地域の防災訓練に高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の方の参加を促進することが大切です。



ボランティアへの対応方法を検討する

- ボランティアが、直接避難所に来ることもあります。ボランティアへの注意事項について、避難所掲示様式7「ボランティア向け周知文」を参考に説明し、双方が円滑に支援・受援できるよう、心掛けましょう。
- ボランティアを受け入れた際は、参考資料の委員会様式14「ボランティア受付簿」により、受入れた方の概要や受入れ期間・活動内容がわかるようにします。
- ボランティアと避難者がわかるよう、ビブスや腕章などをつけて、区別できるようにします。
- ボランティアが立ち入れる場所をあらかじめ決め、伝えておきます。
- ボランティアが被災時対応に係るノウハウを有している場合、避難所の運営に対して助言があるかもしれません。ただし、避難所運営の主体である住民とともに被災者の状況や避難所の状況についてボランティアと情報共有し、避難所運営担当職員としての考えも伝えた上で、運営のより良い方法を考えていくことも重要です。



ボランティアの支援を受けやすくする

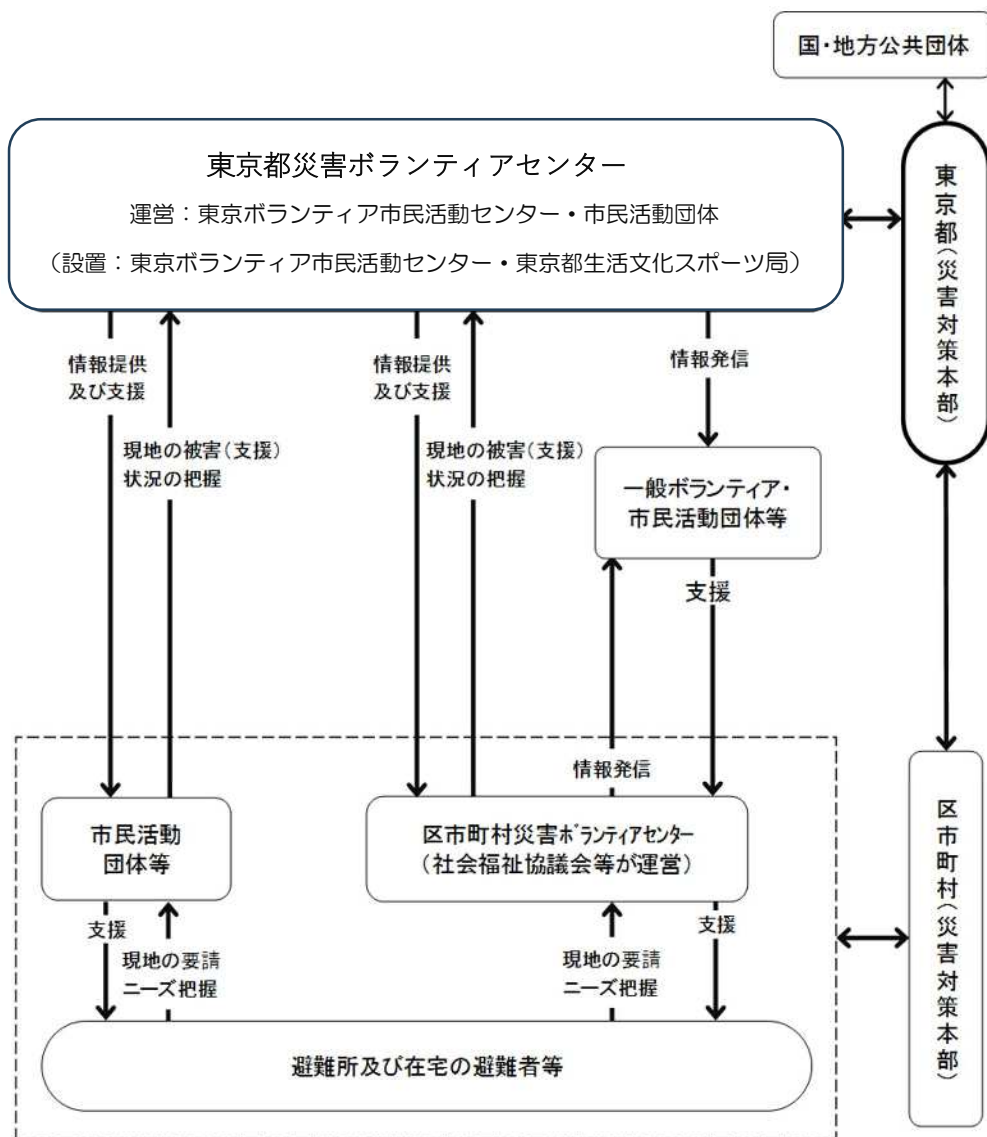
- 過去の災害では、「ボランティアに何をお願いしたらよいかわからなかった。」という理由で、ボランティアの受入れを躊躇した避難所もありました。
- ボランティアを積極的に受入れ、その支援を効果的に受けるためには、次のようなことに留意します。
 - (1) ボランティアの受入れに備え、避難所の避難者数、運営体制、具体的な困りごとなどを整理しておき、ボランティアにこれら避難所全般の情報を伝える。
 - (2) ボランティアに活動してほしいことを具体的に伝える。
 - (3) 場合によってはボランティアと一緒に活動する。
 - (4) ボランティアに感謝をする。
 - (5) 活動が終わったら、活動内容を確認する。
 - (6) ボランティアに支援できる内容を聞く。
- 能登半島地震では、ボランティアが活動する地域に宿泊場所が確保できず、毎日長時間移動して、災害対応に従事する例が見られました。発災時を見据え、ボランティアが活動・宿泊する拠点について検討し、受入れ準備を整えておくことが必要です。

【ボランティア応援依頼の流れについて】

ボランティア応援依頼の流れは、区市町村によって異なるため、自治体内でのボランティア活動調整の流れを平時から確認しておくことが重要です。

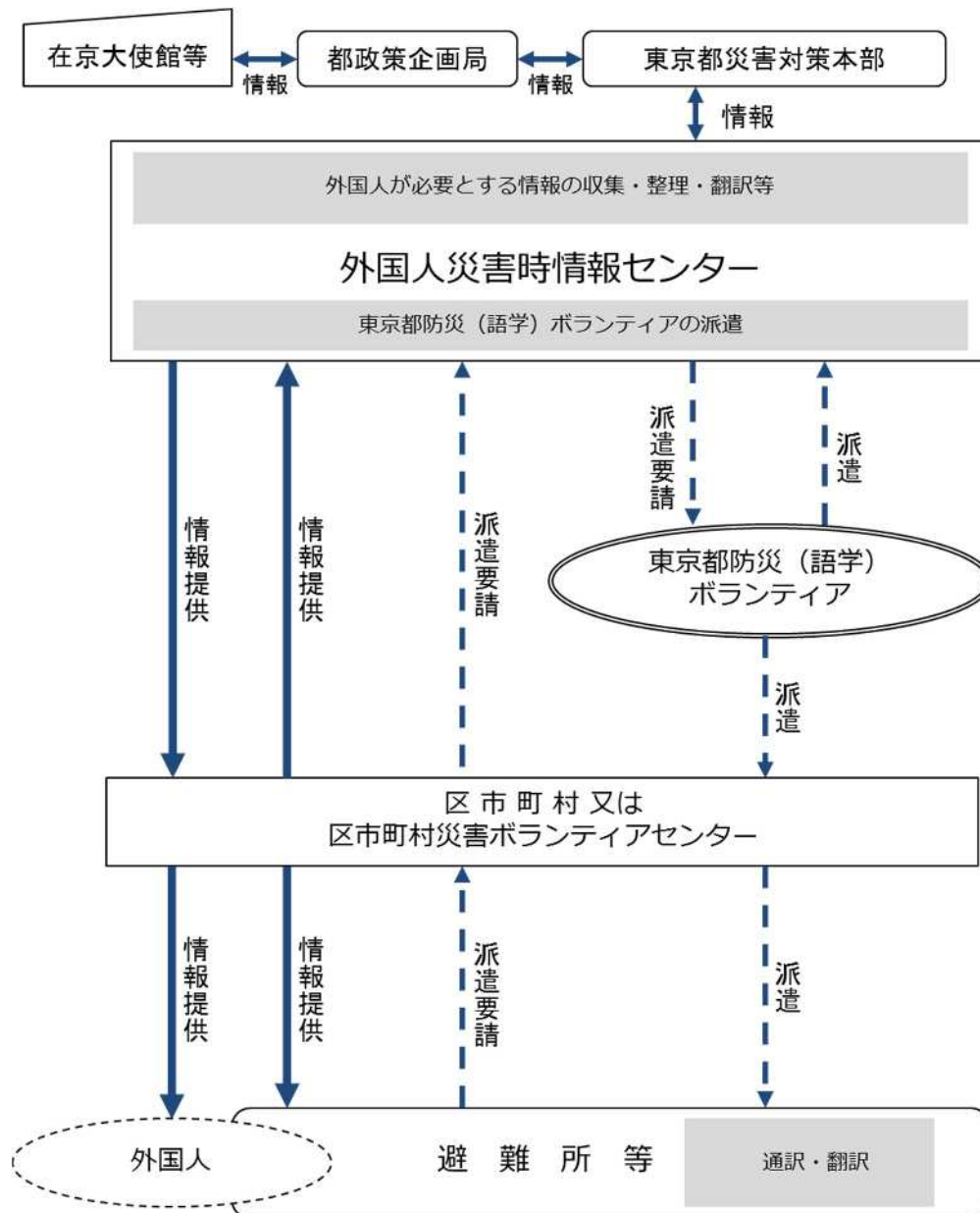
（参考例1 一般のボランティアの場合（技術や経験に関係なく労力を提供するボランティア））

- 管理責任者は、避難所におけるボランティアのニーズを把握し、参考資料の委員会様式12「職員派遣・ボランティア応援依頼書」により、区市町村へのボランティア応援依頼を行います。これを受けて、区市町村災害ボランティアセンターは、ボランティアの調整を行います。



（参考例2 東京都防災（語学）ボランティアの場合）

○ 避難所運営委員会は、区市町村又は区市町村災害ボランティアセンターを通じて、外国人災害時情報センターに東京都防災（語学）ボランティアの応援を依頼します。これを受けて、外国人災害時情報センターは、区市町村又は区市町村災害ボランティアセンターを通じて東京都（防災）語学ボランティアの調整を行います。



東京都防災（語学）ボランティアの活動

- ・東京都や区市町村の依頼に基づき、日本語があまりよくわからない外国人被災者のために通訳・翻訳をします。
（活動場所の例 避難所、地域の災害ボランティアセンター、都立病院、災害救急病院など各施設）

(参考例3 災害時の栄養士の災害支援チームによる要配慮者への食・栄養への支援)

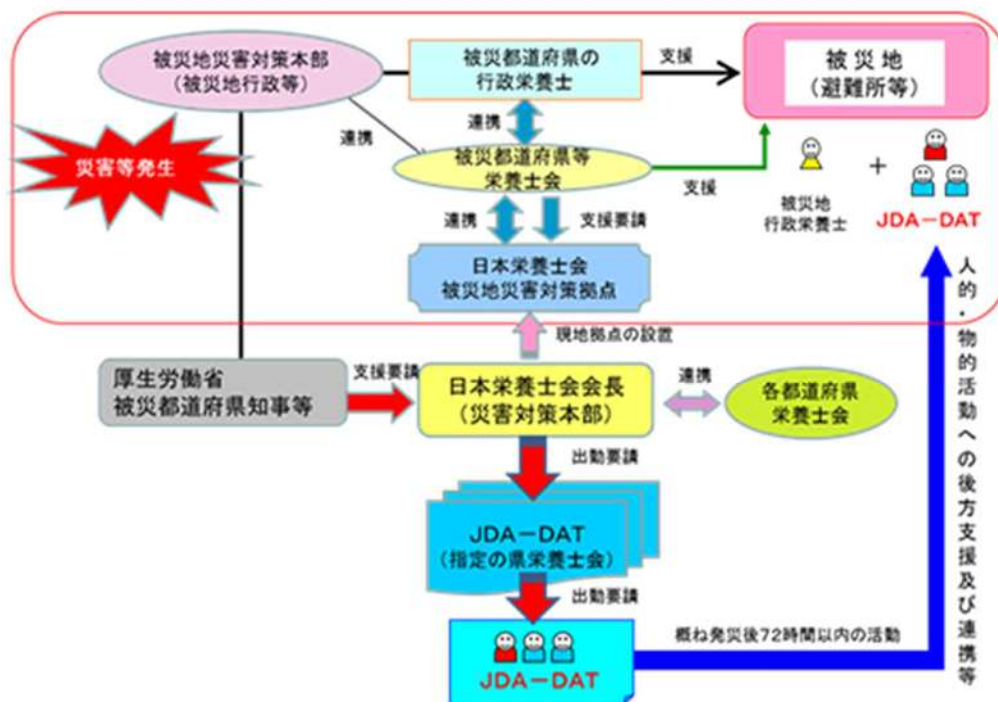


図1 JDA-DAT (The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team) の支援活動イメージ

(公益社団法人 日本栄養士会「災害時の栄養・食生活支援ガイド」より)

4-4 医療・保健・福祉ボランティア受入れ体制を検討する

【概要】

医療・保健・福祉ボランティアについても受け入れ体制を検討しておきます。

【チェック事項】

4-1	受け入れ窓口を検討する	区市町村
4-2	受け入れ後の業務フローを協働で作成を検討する	区市町村

【解説】

- 内閣府「能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」によれば、発災後、避難者に対する福祉的な支援について初動の遅れがあったことや、福祉的な支援に当たるチームの活動範囲が避難所に限られたことなどが課題として挙げられています。
- 発災後、避難所には要配慮者など、事情を抱え、支援を必要とする方々が避難してくることが想定されます。
- 外部からの支援者のうち、避難所の生活環境改善や避難所運営のサポートなどで専門性が求められる支援活動の要請が想定される場合には、平時に避難所運営について、区市町村社会福祉協議会や支援者と避難所運営に関して意見交換をしておくことも必要です。
- 災害時の食事提供に関して、（公社）東京都栄養士会と連携することも有用です。
- 外部から医療・保健・福祉ボランティアの受入れを想定し、受け入れ側は会議室のレイアウト、テレビ会議の活用など、ボランティアの執務スペースとなる適切な空間の確保、必要な文具、電話などの連絡手段、インターネット環境などをできる限り整えておきます。

ポイント

- 被災者の中には地域の方だけでなく、帰宅困難者（勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者）も含まれます。
- 避難所は地域住民の方への対応が第一ですが、帰宅困難者の存在も考慮し、避難所の備えを充実しておくなど、帰宅困難者対策も視野に入れ、避難所運営対策を検討することも重要です。
- また、帰宅困難者が滞在する場所である「一時滞在施設」の開設状況を東京都防災マップ等で確認し、必要な方には案内します。

5-1 帰宅困難者対策への備え

【概要】

東日本大震災では、発生時刻が平日の日中だったことも相まって、首都圏において、約515万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生しました。避難所は帰宅困難者ではなく、住民を対象としています。しかし、避難所運営対策は、一時滞在施設への効果的な誘導など帰宅困難者対策も視野に入れた上で検討することも重要です。

避難所は、避難所へと避難してくる住民への対応が重要であることはもちろんですが、帰宅困難者の対応拠点としても、機能する必要があります。地域特性に応じて、起こりうる事態を想定し、事前準備に取り組むことが重要です。

【チェック事項】

1-1	昼間人口と夜間人口の差分を検討する	区市町村
1-2	帰宅困難者対応について企業等への要請を実施する	区市町村
1-3	帰宅困難者の避難所における対応方針を検討する	区市町村
1-4	対応方針の周知を実施する	区市町村
1-5	帰宅困難者の誘導を実施する	区市町村

【解説】

【都の対応】

- ・GPS 情報等を活用し、帰宅困難者に対してリアルタイムに情報を発信する東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発しました。（総務局）
- ・東京都帰宅困難者対策条例に基づき、東京都帰宅困難者対策実施計画を策定しました。（総務局）
- ・事業所、学校や保育園等に対して、一斉に帰宅せず施設内に留まれるよう、備蓄や計画策定などについて、普及啓発しています。（総務局）
- ・帰宅困難者への対応のため、関係機関への協力を得て、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの確保を推進しています。（総務局）
- ・都立高校は、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの役割を担っています。（教

- 都及び区市町村においては、待機していた帰宅困難者等は、帰宅が可能な状況になった場合であっても、一斉に帰宅を開始するのではなく、時間的あるいは空間的（移動範囲や移動手段等）に分散して帰宅することを基本とするよう、普及啓発することが必要です。

「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」（内閣府 令和6年7月）



東京都帰宅困難者対策条例の都民、事業者への周知を徹底する

区市町村

- 都においては、帰宅困難者に対応するため、一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの確保を推進しています。
- 区市町村においては、自治体内の一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションをリストアップしておき、住民に普及啓発することが必要です。
- 障害をお持ちの方や子供、高齢者、現地に不慣れな外国人の方などが帰宅困難になった場合、一時滞在施設に適切に移動して滞在できるよう、普及啓発しておきます。

(都内の帰宅困難者対応に係る概要)

●帰宅困難者

災害時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）。

●一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設。

●災害時帰宅支援ステーション

災害時、救助・救命活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。

一時滞在施設と災害時帰宅支援ステーション、避難所の区別については下表（※1）のとおりです。

区 分	一時滞在施設	災害時帰宅支援ステーション	避難所
設置時期	発災から72時間（最大3日間）程度まで	発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請を受けた時	発災から2週間程度まで（復旧・復興の状況によってはそれ以上）
目 的	帰宅困難者等の受け入れ	徒歩帰宅者の帰宅支援	地域の避難住民の受け入れ
支援事項	食料、水、毛布又はブランケット、トイレ、休憩場所、情報等 ※2	水道水、トイレ、帰宅支援情報等	食料、水、毛布、トイレ、休憩場所、情報等
対象施設 ※3	集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等	コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、都立学校等	学校、公民館等の公共施設

※1 本表の記載内容はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要です。

※2 ブランケット：アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート

※3 対象となる施設はあくまで例示であり、全ての施設で上記の支援が行われるわけではないことに留意が必要です。

※ トイレに関しては、性別に関わらずだれでも使えるよう、個室のトイレが用意できると望ましい。

「東京都帰宅困難者対策ハンドブック」（東京都総務局 令和5年3月）

基本の考え方

- 「在宅避難者」とは、単に災害時に自宅等で生活を行っている人を広く指すものではなく、災害によるガスや水道といったインフラの途絶や物流網の途絶、家屋への被害等のため、自らの備蓄を利用し、或いはなんらかの支援を受けて避難生活を送る人であり、これらの方々に対しては必要な支援を実施する必要があります。

5-2 在宅避難者対策への備え

【チェック事項】

2-1 在宅避難者の安否確認方法を検討する

区市町村

【解説】

- 在宅避難者の安否については、避難所などの支援拠点において、氏名や所在などの情報を登録してもらうことで、在宅避難者の置かれた状況に応じて、必要な支援を実施できるようにすることが重要となります。

【チェック事項】

2-2 在宅避難者への対応方針を検討する

区市町村

【解説】

- 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について」（中央防災会議 平成28年12月）では、避難所以外で生活している被災者の把握が困難だったとしており、所在と支援ニーズの全体像を把握するために、防災、保健衛生、福祉、上下水道、廃棄物等を担当する部局の職員等で構成する避難者支援班を被災自治体内に組織化し、医療をはじめとする多種多数の専門的な支援者と協働して必要な対策が行える体制を構築することが望ましいとしています。
- 本編「6-3 避難所運営会議の実施」の「3-1 避難所運営の方針決定を実施する」の中の基本方針の例として、「避難所は被災者が暮らす場所だけでなく、地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう避難所外避難者にも配慮した拠点づくりに取り組みます」とあります。避難所ではコミュニティの単位を基本とする考え方で運営しますが、避難所生活をしている人だけでなく、避難所外避難をしている人に対しても等しく物資の供給、情報の共有等を行い、地域に住む全ての人にとっての生活再建の拠点としての場所となるような拠点づくりに取り組むことが大切です。

【チェック事項】

2-3 在宅避難者の安否確認を実施する

区市町村

【解説】

- 在宅避難者の安否については、避難所などの支援拠点において、氏名や所在などの情報を登録してもらうことで、在宅避難者の置かれた状況に応じて、必要な支援を実施することが重要となります。

【チェック事項】

2-4 在宅避難者に物資や情報を提供する方法を検討する

区市町村

【解説】

- 在宅で避難生活を送る避難者等には、在宅で避難生活を送るために不足する物資について支援を行う必要があり、例えば、ガスや水道の途絶について困っているという状況であれば、カセットコンロ・ボンベや飲料水等の物資の支援を行うこととなります。
- 過不足のない適切な支援を実施するためには、在宅避難者の状況把握を確実にいき、支援のニーズを把握することが重要となりますが、避難所での支援と同様、発災直後の段階においては、状況の把握と並行して、水や食料、トイレの提供といった支援を行う必要があります。
- 在宅避難者の被災者台帳を活用して要配慮者のニーズを把握することが必要です。把握したニーズを物資の提供に活用していくことが重要です。
- 避難情報、避難所の開設状況、道路の通行止めの状況、ライフラインの被害状況や復旧の見通しなど、時間経過の各場面において在宅避難者が必要とする情報を提供することが大切です。

【チェック事項】

2-5 在宅避難者の女性と男性のニーズの違いに配慮してニーズ把握を実施する

区市町村

【解説】

- 在宅避難者の被災者台帳を活用して要配慮者のニーズを把握することが不可欠です。また、把握したニーズを物資の提供に活用していくことが重要です。

【チェック事項】

2-6 在宅避難者への生活支援を実施する

区市町村

【解説】

- 在宅避難者の状態に応じた対応が必要です。
- 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について」（中央防災会議 平成28年12月）では、避難所以外で生活している被災者の把握が困難だったとしており、所在と支援ニーズの全体像を迅速に把握するために、防災、保健衛生、福祉、上下水道、廃棄物等を担当する部局の職員等で構成する避難者支援班を被災自治体内に組織化し、医療をはじめとする多種多数の専門的な支援者と協働して必要な対策が行える体制を構築することが望ましいとしています。
- 援護が必要な要配慮者に対しては、ホームヘルプサービスの提供や入浴サービスの提供、配食サービスの提供などの生活支援や福祉サービスを提供することが重要となります。
- 必要に応じて、医師、看護師、保健師等が巡回して、健康状態の確認を行うとともに、必要な医療ケアを行うことが大切です。
- 在宅で人工呼吸器をはじめ医療機器を使用している方について、災害時の電源確保が課題となっています。

災害対策基本法により、区市町村は、避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成することが努力義務になっていますが、その中でも在宅での人工呼吸器使用者は、発災時に自ら避難することが困難なため、関係機関や患者・家族が適切に行動できるよう、都は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」（以下「支援指針」という。）により、区市町村の取組を支援しています。その支援指針の中でも示されていますが、在宅人工呼吸器使用者は、災害の種類や被害

状況次第では、電源確保ができれば在宅避難を継続した方が安全な場合があります。

在宅で人工呼吸器やその他の医療機器を使用している方を含め、患者・家族等が電力供給を求めて避難所に来た際には、人命にかかわるため優先的に応じる体制をとることが不可欠です。

【在宅療養に用いられる主な医療機器について】

・人工呼吸器

自発的な呼吸が難しい場合に使用。マスクタイプやのどを切開してチューブを挿入するタイプ等がある。24時間使用している場合もあり、停電等で稼働が止まると生命の危機となる。

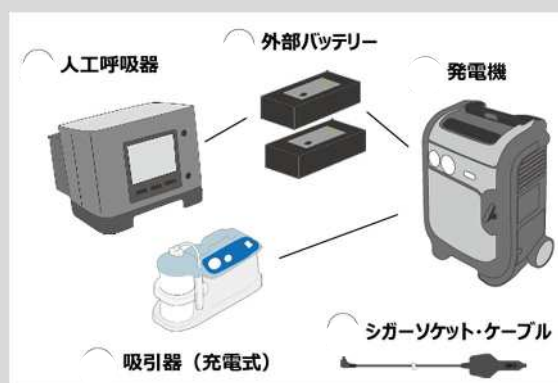
・酸素濃縮装置

肺や心臓の機能が弱い方が使用。停電時は酸素ボンベによる対応となるが、その場合は容量に限りがある。

・吸引器

たんや唾液の吸引に使用。自分でたんを吐き出せない場合、生命の危機につながる可能性がある。

※多くの医療機器は電気を必要としますが、医療機器の製造販売会社が推奨していない非常用電源を使用する際は注意が必要です。医療機器の外部バッテリー等の給電に備えて非常用電源の出力波形が正弦波であることを確認してください。



(イラストは、公益財団法人 東京都医学総合研究所難病ケア看護ユニットホームページ)

(事例 東京都中野区 中野区災害時における在宅人工呼吸器等使用者に対する支援に関する要綱)

人工呼吸器等使用者に対し予め災害時個別支援計画を作成し、災害による電力の供給停止の恐れがある場合には、充電ステーションを開設することによって個別支援計画に基づく人工呼吸器等の補助電源を提供します。

（事例 岩手県陸前高田市 在宅避難者の対応での課題と教訓）



在宅避難者の対応での課題と教訓

東日本大震災での課題

- 在宅避難者の所在等の把握が困難であり、食料・物資の支援等で課題が生じました。

教訓

- 在宅避難者は、食料・物資や情報の提供を受けるために、自ら地区本部に申出を行い、登録するなどの対応が必要となります。

「避難所運営マニュアル」（岩手県陸前高田市 平成 27 年 3 月）

ポイント

- 発災時、まずは、施設の被災状況を把握した上で、被災者を受け入れられるか確認します。災害対策本部では、避難所の被害状況、避難者人数を把握し、避難所数に不足がないかを判断します。
- 避難指示等が出された場合、地元警察署や消防署などの協力を得て、一時集合場所に避難者を集合させたのち、予め指定してある避難場所等に誘導します。
- どのような場合に避難するのか、平時に住民に分かりやすく周知しておくことも大切です。
- 平時から、受入の際に必要な被害状況の確認方法、受付・名簿の作成方法について実働訓練を行っておきます。
- 避難所ではいったん被災者が入所し、「場所取り」が始まってしまうと、避難所内での滞在場所を配置し直すことは大変に難しい面があります。平時にレイアウト図を作成し、施設管理者、地域住民等で共有しておくことが重要です。
- さらに、要配慮者などへの対応方法、ルールについても関係者間で共有しておきます。

6-1 災害対策本部・避難所支援班での避難所の運営管理の実施

【概要】

各区市町村の災害対策本部や避難所支援班では、避難所の開設状況や運営状況について把握し、都への報告を行います。

【都の対応】

避難所開設情報については、関係部局において情報共有を図るとともに、区市町村からの要請に基づき、速やかに備蓄物資の供給等を行います。（総務局・福祉局）

【チェック事項】

- | | | |
|-----|---------------------|------|
| 1-1 | 避難所の被害状況を把握する | 区市町村 |
| 1-2 | 被害を受けた避難所の応急修理を実施する | 区市町村 |

【解説】

- 区市町村の災害対策本部は、避難所管理責任者から、避難所が被害状況の報告を受けて応急判定・修理や、協定団体等への応援を要請します。

【チェック事項】

- | | | |
|-----|------------------|------|
| 1-3 | 避難所の開設状況の確認を実施する | 区市町村 |
|-----|------------------|------|

【解説】

- 区市町村の災害対策本部は、各避難所からの開設状況を取りまとめ、東京都災害情報システム（D I S）への入力により、避難所開設状況等を都へ報告します。
- 東京都災害情報システム（D I S）による報告ができない場合には、避難所開設報告書により東京都福祉局へ報告するとともに、地元警察署及び消防署へも連絡します。

【チェック事項】

1-4	避難所の数が不足していないかの確認を実施する	区市町村
1-5	余震等による爆発的な避難者数の増加への対応を実施する	区市町村

【解説】

- 避難所の収容人数を超えて、一時的に避難者を受け入れることが必要な場合、次のように対応します。
- 季節・天候や災害の種類にもよりますが、野外受入施設の開設で対応が可能な場合には、東京都福祉局に報告します。野外受入施設用のテントが不足する場合には、東京都福祉局に資材の調達を依頼します。

6-2-1 避難行動

【概要】

災害時には、区市町村が、住民の生命を守るために避難指示等を行い、各々の住民は自身や家族、身の回りの方々の安全を第一に避難行動をとります。

1 避難の指示等

- 災害対策基本法第60条では、災害が発生又は発生のおそれがある場合、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、区市町村長は、地域の居住者等に対し、避難のための立退きの指示ができるとしています。
- 区市町村長は、避難指示等に当たって、必要な場合、立退き先として指定緊急避難場所やその他の避難場所を指示することができます。（災害対策基本法第60条第2項）
- 区市町村長は、避難のための立退きでかえって危険が及ぶおそれがある場合、屋内での待避や屋内での避難等の安全確保を指示することができます。（災害対策基本法第60条第3項）
- 区市町村は、避難のための立退きを勧告・指示したとき、立退き先を指示したとき、屋内での安全確保に関する措置を指示したときは、都道府県知事に報告しなければなりません。（災害対策基本法第60条第4項）
- その他の災害時の避難指示としては、水防法に基づき都道府県知事、知事が命ずる都道府県職員、水防管理者が行うものがあり、指示をした場合は、管轄の警察署長に通知します。（水防法第29条）

2 避難行動

- 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府 令和3年5月）では、区市町村の勧告に応じて、住民に求める避難行動を次のように示しています。



警戒レベル3：高齢者等避難

警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。市町村長から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

警戒レベル4：避難指示

警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。市町村長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。具体的にとるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

- 避難指示等が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班

長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、予め指定してある避難場所等に誘導します。（２段階避難方式）

- 避難指示等を行う暇がない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行います。
- 高齢者や障害者等の要配慮者は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行います。
- どのような場合に避難するのか、突発的に発生する震災の場合と気象情報等で避難の必要性が想定しうる水害等の場合とで避難の考え方も異なるため、わかりやすく周知を図ることが大切です。

(事例 板橋区 避難の必要な場合を例示)

第1章 避難について知っておきましょう

Q 避難するときはどのようなとき？



- 住居の被害が大きく、自宅にとどまることが難しいとき
- 大きな火災が発生して、自宅に火が向かっているとき
- 浸水があり、自宅では孤立してしまうとき
- 水道・電気・ガスなどが止まり、自宅で生活することが困難なとき
- 区から避難指示があったとき

Q 避難するときに心がけることは？



- できるだけ、徒歩で避難しましょう
- 安全な服装(長袖・長ズボン・動きやすい靴等)で避難しましょう
- 必要なものは、リュックサック等に入れて持っていきましょう
- 自宅のガスの元栓をしめ、電気ブレーカーを落としましょう
- 災害用伝言ダイヤル(☎171)などで行き先を家族等に知らせましょう

※余震での被害や二次災害を避けるためにも、自宅や周辺の状況を確認し、落ち着いて行動しましょう！

「避難所運営マニュアル」(板橋区 令和6年7月)

6-2-2 避難所の解錠

【概要】

区市町村により、避難所の数や職員の人数、組織体制、自主防災組織の状況が異なるため、避難所の解錠の仕方については、様々な状況にあります。



避難所の解錠体制について様々な状況を想定し準備する

区市町村

昼間は、施設に管理者がおり、区市町村職員も庁舎にいますが、夜間・休日などの場合に、どのように解錠するかを決めておきます。

また、解錠の仕方によるメリット・デメリットを考慮しながら、地域に合った方法を住民と話し合って決めていく必要があります。

解錠手順の例		運用
自治体職員が参集するまで解錠しない	自治体職員が、一度庁舎に参集してから避難所に向かう。	- 自治体内の職員が多く、比較的自治体内の距離移動が短い場合に適している。 - 行政が避難所解錠に関与度を高めたい場合や、自主防災組織の体制が十分に整備されていない場合に適している。 - 住民が避難所を開設・運営していくという主体度が減る。 - 住民が避難所には入れないため、他施設への自主避難等の可能性がある。
	自治体職員が担当する地区の避難所を決め、直接避難所に参集する。	- 機動的に解錠できる。 - 行政が避難所解錠・開設に関与度を高めたい場合や、自主防災組織の体制が十分に整備されていない場合に適している。 - 住民が避難所を開設・運営していくという主体度が減る。
自治体職員と自治会等で鍵を持ち合う。		- 機動的に解錠できる。 - 行政、住民双方で責任を持ち合えるため、自主防災組織が一定程度の力があれば、適している。 - 連絡を取り合う手段がない場合、解錠する人が誰になるかわからない。
自主防災組織に鍵を預け、解錠も行ってもらう。		- 機動的に解錠できる。 - 自主防災組織の体制が整備されている場合に適している。 - 行政の関与度は少なくなる。

自治体の運用実態やヒアリングを参考に作成

（事例 宮城県南三陸町 鍵管理システム）

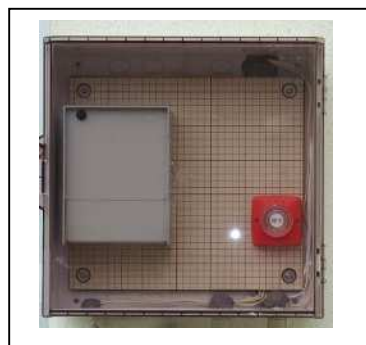
南三陸町では、東日本大震災における経験も踏まえ、津波警報が発表された場合など避難所への避難が必要となったときに、曜日や時間帯を問わず、また、従来のように鍵の管理者の到着を待たず、迅速に避難所施設が開放（利用）できるよう、避難所の一部に鍵管理システムを導入しました。

システムでは、学校の施錠入口にある専用ボタンを押すとボックスが開くので、その中の鍵を取り出します。

また、いたずら防止を含め、防犯上の観点から、警備会社による警備と常に連携しているほか、状況に応じ警察その他関係機関への通報が行われます。



避難所かぎボックス 緊急時にはボタンをおすと入口のかぎがとりだせます
ボタンをおすと警備会社に通報されます



（事例 稲城市 WEB を活用した鍵管理システム）

WEBで解錠の方法を説明するとともに、鍵と一緒に避難所運営マニュアルや鍵、ライト、要配慮者の専用教室や使用できない教室の図面をセットしてあり、避難所の迅速な開設ができるよう工夫しています。



地震自動解錠ボックス



地震自動解錠ボックスは、震度6弱以上の揺れで自動的に解錠する仕組みになっています。

鍵を持ってきた者が責任を持って管理し、学校職員又は市役所職員が避難所に到着したら、必ず鍵を渡すこととしています。



6-2-3 避難所の被害状況の確認

【概要】

避難者の生命を確実に守るため、避難所が安全な場所であることは最重要です。

避難所の管理者等は、避難所に着いたら、まず避難所の被害状況を確認しなければなりません。

一方で被害状況の確認作業で、危険を負うことがあってはならないため、被害状況の確認作業の手順を、決めておく必要があります。

【チェック事項】

2-1 施設の構造被害をチェックする

2-2 施設の内部被害をチェックする

【解説】

- 事前に準備している建物の構造別チェックシート、建物の安全確認カルテにより、施設の安全性をチェックします。
- 避難所の安全確認ができないうちは、避難者を避難場所など、安全な場所に避難誘導してください。
- チェックシートで建物自体が危険であると判定された場合は、決して中に入らず、災害対策本部に避難所の避難状況を連絡します。

【チェック事項】

2-3 危険個所をチェックする

2-4 立入禁止場所を表示する

【解説】

- 建物自体が安全であると判定された場合でも、設備の落下や備品の散乱など、危険個所をチェックし、「立入禁止」「危険・さわるな」といった表示を行います。
- 乳幼児や高齢者、外国人の方などもわかるよう、立入禁止区域には、トラロープやカラーコーンなどで、近づけない工夫をします。
- 余震などに備え、今後危険のリスクがある個所もチェックしておきます。

【チェック事項】

2-5 施設の被害チェック結果を災害対策本部に報告する

【解説】

- 災害対策本部に、避難所開設状況表により施設の被害状況を報告します。

【チェック事項】

2-6 備蓄品のチェックを実施する

【解説】

- 避難所開設直後に必要な備蓄品のチェックを行います。

【チェック事項】

2-7 ライフラインの被害チェックを実施する

【解説】

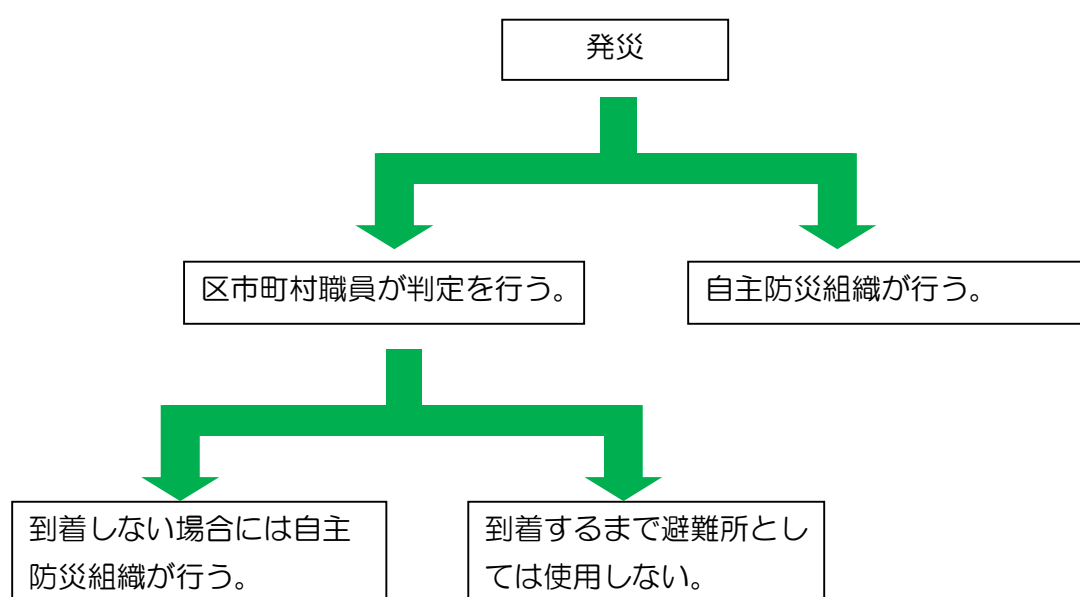
- 電気、上下水道、ガスについて、チェックシートにより被害の状況を調べます。



被害状況の確認手順をたてる

区市町村

- 区市町村により、避難所開設に係る自主防災組織の関わり方は異なるため、避難所の被害状況の確認を行う体制も異なります。
- 避難所の被害状況の確認は、生命の安全を守る上で最も重要であり、建築・設備・電気等の専門知識が問われる作業です。そのため、被害状況の判定を誰が行うかについて、決めておきます。



- 自主防災組織が建物の被害チェックを行う場合には、住民の安全を確保することを最優先としなければなりません。
- 平常時の訓練から、専門職にチェックのポイントを学ぶ機会をつくる、住民の中で専門職がいたら初動対応メンバーとするなど、チェック時の安全を確保できるよう支援します。
- また、危険と感じたら、建物のチェックは行わずに避難場所に行き、区市町村職員や応急危険度判定員等の指示を待つなどの行動を徹底します。
- 一方で、過去の災害時には、住民が避難所以外の近隣の福祉施設などに自主避難する状況もあります。有事に人が集まる可能性がある施設の管理者に対しても、被害チェックができる体制を準備しておきます。

（参考） 避難所での受入れが不足する場合の区市町村の対応について

◆野外受入れ施設の開設

- 避難所が不足する場合、一時的に野外に受入施設を開設します。
- 野外受入施設の開設に必要なテント・支柱などの資材が不足する場合は、区市町村の災害対策本部に依頼をして、必要に応じて区市町村から東京都福祉局に調達依頼をしてください。
- 野外に受入施設を開設した場合、東京都福祉局及び関係機関への連絡は、避難所の開設の場合と同様に行ってください。
- 野外受入施設の開設期間は、避難所での受入が可能となるか、避難所での受入れが不要となるか、という時期までです。

【都の対応】

- ・ 区市町村から野外受入施設の開設に必要な資材の調達依頼を受けた東京都福祉局は、財務局に調達依頼をします。
- ・ 財務局は東京都福祉局からの依頼を受けて、速やかに調達可能な資材（テント・支柱など）を調達します。
- ・ 調達された資材（テント・支柱など）は、都が区市町村に配送します。

◆被災者の他の区市町村への移送

（１）他の区市町村との受入調整と都への報告

- 区市町村内の避難所で被災者を受け入れることが困難な場合には、区市町村の災害対策本部から、近隣の被災しなかった又は被災の程度が小さい区市町村への移送について、東京都福祉局に要請します。
- 相互応援協定等の締結先区市町村や、それ以外の区市町村長に対し受入れの協議をした場合には、その旨を東京都福祉局に報告してください。

（２）他の区市町村での避難所管理運営

- 他の区市町村で避難所を開設した場合（他の区市町村の管轄下にある施設を利用して開設する場合も含む。）は、被災者を受け入れた区市町村が避難所の管理運営を行い、被災者を移送した区市町村は避難所管理者を決定し、移送先へ派遣し避難所運営の協力をします。
- 受入れをした区市町村の災害対策本部は、東京都福祉局に受入状況を報告します。
- 受入れを要請した区市町村と受入側の区市町村との間で、管理運営上、都との調整が必要な場合には、東京都福祉局に連絡します。

【都の対応】

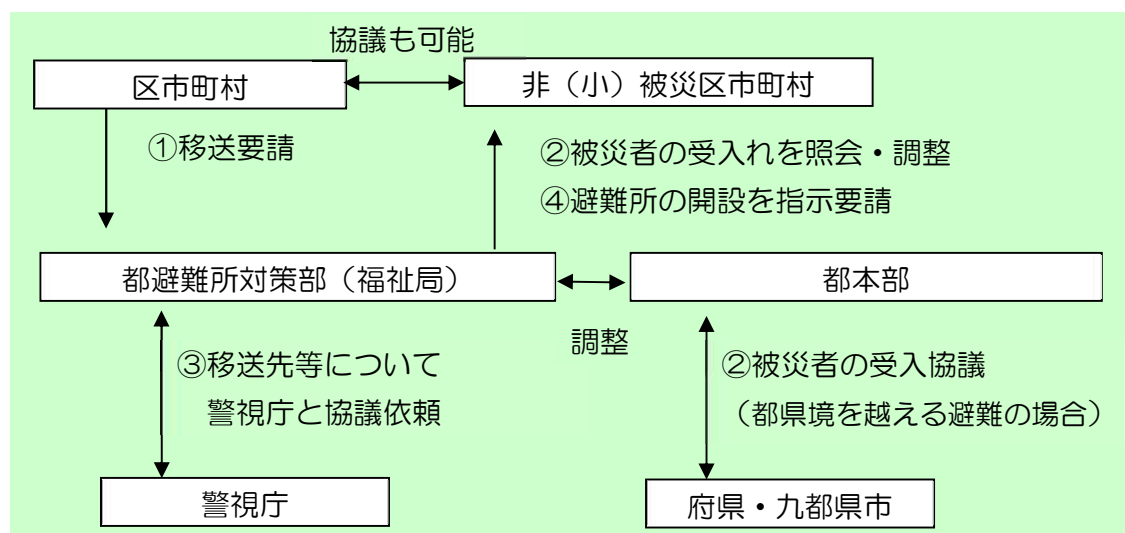
(1) 都内区市町村への移送

- ・ 移送先決定後、移送先の区市町村に対し、被災者の受入体制を整備するよう、依頼・調整します。
- ・ 当該区市町村による移送が困難な場合には、東京都福祉局が当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して移送手段を決定し、財務局調達のバス等を中心に、区市町村の協力を得て移送します。
- ・ 要配慮者の移送手段についても同様です。

(2) 他県への移送

- ・ 都は、都県境を越える避難について、避難先の道府県の知事と協議を行います。
- ・ 都は、九都県市、21大都市及び全国知事会と連携して広域的な受入れ・要請を行います。
- ・ 被災により、区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、当該区市町村の被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を当該区市町村長に代わり実施します。

【移送先の決定】



6-3 避難所運営会議の実施

【概要】

避難所の安全が確認でき、避難所を開設することを決定したら、避難所周辺の避難所外避難者への支援も含め、避難所の運営を円滑に行うために避難所運営委員会を設置し、定例的な会議を開催します。

【チェック事項】

3-1 避難所運営の方針決定を実施する

【解説】

- 避難所運営の基となる、基本方針を決定します。
- 平常時から、地域性を踏まえて基本方針を決定しておき、被災時の状況に応じた方針を盛り込んでおきます。

【チェック事項】

3-2 方針に基づく各主体の役割分担の決定を実施する

【解説】

- 基本方針に基づき、行政、住民、施設管理者、支援者の役割分担を決めます。
- 避難所運営の組織は、主に、次のような班から構成されます。避難所には避難者への対応とともに、避難所周辺の避難所外避難者への支援機能も求められていることから、避難所内の運営に携わる班とともに、避難所外避難者の支援を担う班も設置することが有用です。
- これらの機能が網羅されていれば、地域の実情に応じて、通常時から意見交換を行いながら、機動しやすい班編成を構築しておきます。
- 避難所運営委員会には、いろいろな視点が運営に反映されるよう、男性・女性双方、年齢や状況など様々な立場の方が入るようにします。
- 避難所運営委員会の構成員は、4割以上は女性とすることを目標とします。

【避難所運営委員会の例】

避難所管理責任者
(行政職員)

避難所運営委員会

地域を構成する
多様な住民

- ・代表
- ・副代表

施設管理者

- ・建物管理運営

周辺施設の代表者

- ・避難所の支援

行政担当者

- ・災害対策本部との
連絡調整

居住組

数世帯～10世帯の組

代表者会議の開催

- ・会議は初動時には、1日数回、後には1日に1・2回開催します。
- ・会議のメンバーは、代表・副代表・各班
班長・居住組班長・行政担当者・施設管
理者で開催します。

班別会議の開催

班ごとに実務の話し合いを適宜行います。

総務班

- ・避難所運営委員会内の連絡・調整
- ・災害対策本部等との連絡調整
- ・施設管理
- ・外部との窓口

情報班

- ・情報の収集・伝達

避難者管理班

- ・避難者の把握

保健衛生班

- ・避難所の衛生環境の管理
- ・救護所・保健師等巡回・医療との
連携

物資班

- ・避難所生活物資の配給
- ・物資の管理・不足物資の要請
- ・炊き出し

相談班

- ・避難者ニーズの把握

ボランティア班

- ・ボランティアの把握

防犯・防火班

- ・避難所の警備
- ・防火・危険物対策

要配慮者支援班

- ・要配慮者の支援

避難者交流班

- ・避難者の生きがいづくりのための
交流の場の提供

避難所外避難者支援班

- ・安否の確認、物資や情報提供、
- ・ニーズの把握等

(事例 八王子市 役割分担を明確にした訓練「できますゼッケン」の事例)

神戸の震災の経験から生まれた
できますゼッケン ▶ あなたが避難所でできることを記入し、貼って下さい。

- | | | | |
|------------|--------|----------|------------|
| ■医療 | ■英語 | ■法律 | ■力仕事 |
| ■看護 | ■中国語 | ■ヘアカット | ■裁縫 |
| ■高齢者・障害者介護 | ■韓国語 | ■簿記・会計 | ■洗濯 |
| ■鍼灸 | ■フランス語 | ■大工 | ■トイレ掃除 |
| ■臨床心理士 | ■手話 | ■イラスト | ■ベビーシッター |
| ■マッサージ など | ■点字 など | ■ギター | ■子供の世話 |
| | | ■無線通信 など | ■トラックの運転など |

健康面に関するサポート

医療・介護



コミュニケーションに関するサポート

ことば



特別な技能に関するサポート

専門技能



避難所での生活をサポート

生活支援





地域の実情に応じて運営しやすい体制を検討する

- 地域により、自主防災組織や自治会などの状況は異なります。
- 被災時には、地域の役員が避難所運営の中核を担う立場になることが見込まれるため、日頃の防災訓練などを通じて、自主防災組織や自治体の実情に応じた避難所運営委員会の体制や役員構成を検討し、平常時から準備や訓練などの活動を行います。
- 委員となる住民の方も被災者であるため、運営の責任を委員の方だけが担うことのないよう、委員の方も自身の生活を大事にできるよう、全員で協力しあう体制をつくることが重要です。

（事例 台東区 避難所運営委員会の例）

担当	主な業務
総務・情報担当	避難所に関すること（避難所ルールの決定、避難所運営会議の開催等）、避難者に関すること（避難者情報の管理、避難者の意見等の受付）、情報の収集・伝達、警備
避難者援護担当	各担当への避難者の割り振り、避難者情報の管理、居住施設の管理、避難者への個別具体的対応、ペット対応、ボランティア等との連携
給食・物資担当	備蓄品の配給、救援物資の受入・管理・配給、不足物資の把握・連絡、水の確保
救護・衛生担当	救護（救急医薬品等の準備、避難者の健康相談受付・栄養指導等）、衛生全般（ごみ、清掃、空気の入換え）、トイレ対策

「避難所運営マニュアル」（台東区 平成24年10月）

（事例 江戸川区 運営委員選出方法の例示）

避難所運営に係る班員等をスムーズに決定できるよう、選出方法について例示しています。

避難所運営部長

〔選出方法〕 地域の中で予め選出した者（町会長、町会役員等）

各班長

〔選出方法〕 避難所運営部長の指名、避難者の中から互選

【チェック事項】

3-4 必要物品、資機材の洗い出しを実施する

3-5 不足物の確保・要請を実施する

【解説】

- 各避難所の備蓄物品で使用可能なものを把握したのち、避難者数やその構成（男女・年齢・特定ニーズ）を踏まえて、不足している物資を区市町村に要請します。

6-4 避難所の運営ルールの確立

【概要】

被災という特殊な環境のもとで、様々な方の共同生活を円滑に進めるためには、避難者に運営ルール、生活ルールを周知し協力を得るとともに、そのニーズを先取りして汲み取り、運営に反映していくというサイクルを確立することが必要です。



避難所の運営ルールを確立を実施し、周知・掲示を実施する

- 避難所運営委員会で、避難所の運営ルールを決め、掲示板等で周知します。
- 避難者が運営ルールを理解して生活することが、未然にトラブルを防ぎ、円滑な避難所運営につながります。
- 日頃から避難所の運営ルールについて話し合い、地域の実情に沿った運営ができるよう、備えることが重要です。

参考表 運営に当たってチェックすること

①情報 情報が平等に伝わらないことがトラブルの原因になります。 ○情報は常に‘見える化’を！
②トイレの利用と水分補給 トイレが利用しづらいため、トイレにできるだけ行かなくてすむように水分補給を控えると体調を崩す危険があります。 ○洋式トイレは高齢者や障害のある人を優先に ○トイレ利用を我慢するような状況になっていないか
③座位確保 避難所生活の中で、横になって過ごす時間が多くなると体が弱ってしまいます。 (椅子や背もたれグッズを配置するなど工夫を) ○座った姿勢で過ごせるよう工夫をしましょう。
④プライバシーと見守り 避難所生活の中では、プライバシーを確保することが重要で、パーテーションやテントを立てるなどの配慮が必要であると同時に、それによる孤立化の心配もあります。見守りの目がなくなり、ちょっとした様子の変化にお互いに気づきにくくなってしまいます。 ○声かけなどの見守りの工夫をしましょう。 ○体操の時間など、共有体験の時間をつくりましょう。
⑤ペットと衛生管理 ペットは飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心のよりどころとなっている場合があると同時に、衛生管理や他の避難者への影響に配慮が必要でもあります。 ○状況によって避難所運営委員会でルールをつくり、専用スペース設置などの対応を考えましょう。

⑥女性への配慮 避難所生活では、男女別の更衣室の設置、パーテーションやテントによるプライバシーの確保、授乳室の設備、必要物資の支給方法等の女性に配慮した運営が必要です。 ○避難所運営委員会に女性を4割以上入れることを目標とし、女性に配慮した運営をしましょう。
⑨障害者への配慮 障害によって様々な対応が必要ですが、周囲の理解や配慮が重要です。運営において障害者の声が聞ける体制をつくる必要があります。 ○障害者に配慮した支援体制にしましょう。
⑧高齢者への配慮 高齢者は、体力が低下しているため、これまでの生活とは異なる避難所での生活により、体調を崩し、健康を損なう危険性があります。 ○高齢者の心身の健康維持と自立支援を心がけフレイルを予防しましょう。
⑨子どもの居場所 被災体験、避難所生活、子どもにおけるダメージは非常に大きいものです。子どもが「思いっきり声を出す」「体を動かす」などができる居場所をつくりましょう。 ○子どもの居場所づくりを考えましょう。
⑩外国人への対応 外国人は言葉の壁によって、状況把握などが難しく不安な状況に陥ることが考えられます。情報伝達の工夫が大切です。 ○通訳者の確保などにより、外国人への情報伝達を工夫しましょう。
⑪避難所外避難者への対応 避難所は、避難所外避難者支援も含めた支援拠点です。情報提供、炊き出しや救援物資の配給など、避難所外避難者への対応もしっかり行うことが求められます。 ○避難所へ訪れる避難所外避難者へも情報提供、炊き出し・救援物資の配給を行いましょう。
⑫観光客等帰宅困難者への対応 避難所には、観光客等帰宅困難者が避難し、一時的に滞在することもあります。 ○観光客等帰宅困難者へも情報提供など配慮を！

「避難所運営マニュアル基本モデル」（内閣府 平成24年）をもとに作成

【チェック事項】

- 4-1 避難所の生活ルールを確立する
- 4-2 避難所の生活ルールの周知、掲示を実施する
- 4-3 避難所運営日誌を作成する

【解説】

- 生活上のルールは、共同生活を円滑にするだけでなく、規則正しい生活や清潔の確保等により、衛生環境の維持や心身の健康の確保にも役立ちます。
- 生活上のルールには次のようなものがありますが、開設初動時に優先度の高いもの、途中からルールを変更すると混乱するものから決め、周知します。

	初動時	応急
生活習慣	・ 起床・消灯時間	・ 朝礼 ・ 点呼 ・ 食料配給
施設使用	・ 立入禁止区域 ・ 本部・掲示板 ・ 居室・要配慮者・ 救護等スペース ・ 手洗い場 ・ トイレ ・ ゴミ捨て場 ・ ペットスペース ・ 配給場所	・ 炊き出し ・ 洗濯場・干場
衛生管理	・ 手洗い・手指消毒 ・ トイレ使用法 ・ ゴミ分別	・ 食中毒予防 ・ 掃除 ・ 清拭・足浴 ・ 洗濯
健康管理	・ 体調不良者の申出 ・ 軽傷者の対応	・ 食事の方法 ・ 運動 ・ 口腔衛生管理 ・ 飲酒
その他	・ 貴重品管理 ・ 火気厳禁	

【チェック事項】

4-4 避難者のニーズ把握を実施する

【解説】

- 避難者のニーズは、被災時から時間の経過につれて移りかわります。被災直後から避難生活が長期化するにつれ、ニーズが個別化・多様化していきます。
- 災害の状況や、季節によってもニーズが異なります。
- 配慮を要する方の特性などによっても、ニーズが異なるため、男女双方の相談員を置く、意見箱を置くなど、意見を引き出しやすいような工夫が必要です。

<参考>

表2 被災者の主なニーズ変化

時期	発生（顕在化）するニーズ	
被災直後	緊急避難施設や医療施設へのアクセス、食料、飲料水、避難所の寒さ対策、家族の安否	生命の維持に対するニーズ
避難段階（短期）	避難所の開設状況、水・食料等の避難物資・医薬品の供給、トイレの衛生状態や入浴施設の整備状況、着替えの確保、生活用品の確保、余震による二次災害への不安	衛生環境に対するニーズ
避難段階（長期）	温かい食料、プライバシーの確保、衛生状態の改善、感染症の抑制、空調設備、レクリエーション	健康・衛生環境に対するニーズ
復旧段階	プライバシーの確保、仮設住宅への入居、仕事や学校の再開に合わせた交通手段の確保	社会生活を送るためのニーズ
復興段階	通勤・通学・通院・買物等の利便性 住宅や周辺環境の快適性 次の災害への備え	住みよさの向上

「地震時のライフライン機能障害に対する利用者の対応システムを考慮した生活支障の評価法」野島暢呂・亀田弘行・林春男 地域安全学会論文報告集

【チェック事項】

4-5 NPO・ボランティアへの支援要請を実施する

【解説】

- 避難者のニーズをもとに、「4 受援体制の確立」（本編4-1）での体制をもとに、具体的な支援要請を行います。
- ボランティア受付簿により、ボランティアの状況を把握しておきます。
- ボランティアが活動を開始する際には、要請時に依頼した業務内容を明確に伝え、指揮命令系統を確認・徹底し、混乱が生じることのないよう努めます。
- 申し送りシートやチェックリストを用いて、継続した援助ができるように配慮する必要があります。



直接避難所に支援に来たボランティアへの対応方法を決めておく

区市町村

- 日常接点のないボランティア希望者が直接避難所に来た場合、①受入れ体制が錯綜しない、②必要な場合に保険に加入してもらう、③信頼できるボランティアか他の人の目を入れる、といった観点から、災害ボランティアセンターで登録を済ませるよう依頼するなど、対応方法を統一しておきます。

6-5 避難所運営の実施手順の確立（避難者受付・名簿等）

【概要】

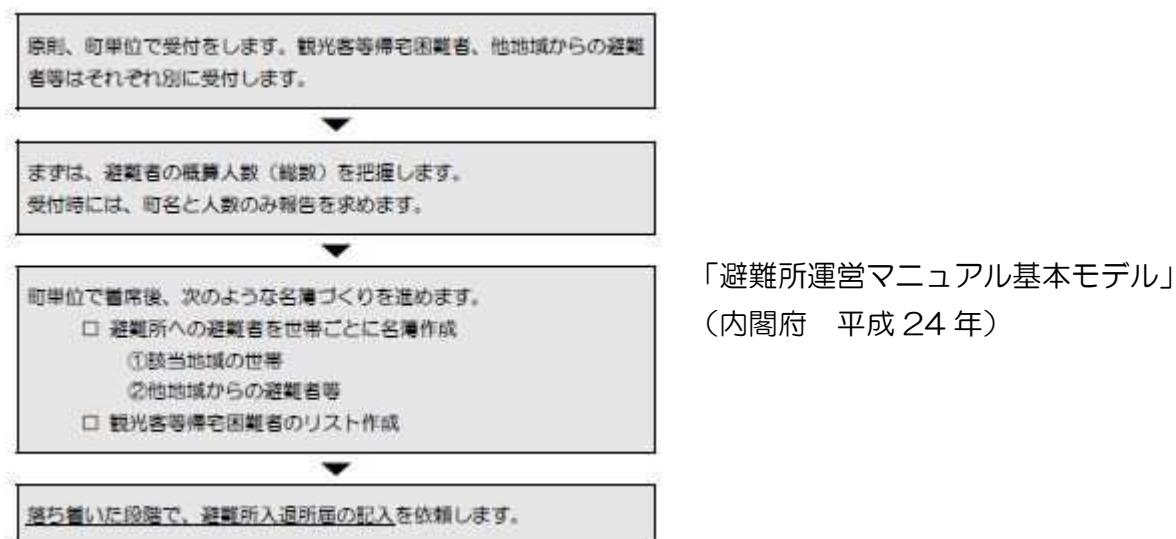
避難所運営の基本は、避難者の状況や属性、ニーズを把握することから始まります。

【チェック事項】

5-1 避難者受付（名簿の作成含む）を実施する

【解説】

- 過去の災害経験からも、避難者が一度避難所内に入ってしまうと、後からの移動は難しくなります。状況が許せば、避難所開設まで、校庭などで町会ごとに待機してもらいます。
- 受付は町会ごとに行うなど、自治会役員など地域の住民がわかる方を中心に、窓口となります。
- 受付では、まず世帯数、人数を把握し、おおまかな年齢構成を目視します。避難者の概要をつかむことで、部屋割りや初動期の支援ニーズの試算につなげます。
- 避難者カードを渡し、屋内に落ち着いたら記載し提出してもらうよう依頼します。旅行者など一時的な滞在者、避難所外避難者についても、避難者カードを作成します。



- 避難者が先に避難所内に入ってしまった場合は、町会ごとなどに集まってもらい、まとまった場所に移動するよう、依頼します。町会などの単位ごとに避難者カードを集めます。
- 性的マイノリティの方や外国人向けに、戸籍・住民票に表記されている名前以外の通称での受付対応や、世帯の捉え方（同性同士での同居等）に対しても柔軟に対応することが重要です。
- 避難者カードに、前もって付番しておく、回収もれが防げます。
- 避難者カードは、参考資料の委員会様式7「避難者カード」を参照してください。同意があれば区市町村の被災者台帳作成のため提供することも想定した項目設定とします。

被災者台帳の記載項目（災害対策基本法第90条の3）

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 ⑥援護の実施の状況 ⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ⑧内閣府令で定める事項（災害対策基本法施行規則第8条の5 電話番号その他の連絡先、世帯の構成等）

- なお、避難者カードについて、区市町村への情報提供や掲示板等での掲示についての意向を記載するようにします。
- 避難者カードの性別欄について、男女別の明記をする必要があるのであれば、例えば、「答えたくない」等の選択肢が必要です。
- その他支援目的の達成のために関係者※に情報提供することの可否については、本人に意向を確認しましょう（食料・物資管理、健康管理、配慮が必要な方への個別支援等）。
※想定される主な関係者（市民活動団体・ボランティア団体、社会福祉協議会、災害多言語支援センター）
- 避難者カードの回収後は、速やかに避難所運営委員会の管理下に置きます。管理に際しては、紛失防止はもちろん、個人情報の保護に十分留意します。

（避難者カードについて）

- ・ 男女の区別があった方が、男女の区分けが必要な物資支援や、トイレ・段ボールハウス（着替え）等の要望数を正確に把握できる。
- ・ 食料や物資・毛布の配布等のため、避難者カードには、家族全員の氏名ではなく、避難所に避難している人数を正確に記入してもらう必要がある。

（東松島市）

- 国6取組事例集では、避難所での入所受付がスムーズになるよう「避難所管理システム」を導入し、それまで紙を用いていた避難所の受付が、マイナンバーカード等の身分証や、事前に世帯情報等を登録して発行したQRコードをタブレットで読み込んで受付できるようになった事例が挙げられています。

（内閣府「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」（令和6年3月）より）

【チェック事項】

5-2 避難者人数の定期報告を実施する

【解説】

- 避難所から区市町村の災害対策本部には、通常、毎日避難者・被災者の世帯数と人数を提出することとなっています。
- 区市町村から東京都に対する報告は、東京都災害情報システム（DIS）の入力などにより行います。
- 地区別の被災者の人数を始めとして、傷病者の発生状況、家屋の損害等による避難者数の把握等、発災後可能な限り迅速に調査を行い、想定している避難者数との整合確認を行います。

【チェック事項】

5-3 避難者（受付）名簿の作成を実施する

5-4 避難者（受付）名簿の管理を実施する

【解説】

- 提出された「避難者カード」を使用して、避難者名簿を作成します。
- 避難者名簿の掲示については、過去の災害事例では、避難所運営委員会だけでは、避難者・不明者の安否照会に対応できず、掲示を行う場合もありました。一方、照会が殺到し、個人情報の管理も難しいため、窓口を自治体に一本化する場合もありました。様々な状況が想定されるため、取扱いや、公開する場合の情報、照会窓口等について、事前に想定しておくことが重要です。避難者名簿を公開する場合には、希望者のみの掲示とするよう留意します。
- 避難者の中に配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受けるなど、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある方がいる場合は、居所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底します。
- 本編「5-2 在宅避難者実施」の記載のように、避難所周辺の在宅避難者について、在宅避難者用の「避難者カード」を作成した場合、避難所への避難者と同様に、在宅避難者の避難者名簿を作成します。
- 区市町村、警察署及び消防署等から避難者の氏名・住所等について問い合わせがあった場合には、避難所運営委員会で決めた担当班に窓口を一本化して対応します。
- 名簿については避難所運営委員会が管理し、紛失防止はもちろん、個人情報の保護に十分留意します。

【チェック事項】

5-5 入・退所管理を実施する

【解説】

- 避難所の安全を守る意味でも、避難者の動向を日々把握することは大切です。
- 入・退所管理の手順を決めておき、周知を図ります。

【チェック事項】

5-6 避難者の属性の把握を実施する

5-7 避難者台帳の作成を実施する

【解説】

- 避難者カードをもとに、避難者の年齢・性別・必要な支援などの属性を把握します。
- 事前に要配慮者の名簿や支援計画を立てている場合は、避難者カードと突合しながら、必要な支援につなげていきます。

【チェック事項】

5-8 事前に作成した避難所のレイアウトに沿って避難者を誘導する

【解説】

- チェック事項5-1の解説にあるとおり、過去の災害経験からも、避難者が一度避難所内に入ってしまうと、後からの移動は難しくなります。状況が許せば、避難所開設まで、校庭などで町会ごとに待機してもらい、事前に作成した避難所のレイアウトに沿って避難者を誘導します。必要とあれば、エリア分けを示す案内板を作成する等工夫します。また、プライバシー確保の観点から、間仕切りにより世帯ごとのエリアを設ける等の配慮も必要です。
- 平時における避難所の事前のレイアウト作成については、本編第3節「初動の具体的な事前想定」のチェック事項「3-5 避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設利用計画の作成」のページを参照願います。

6-6 避難所運営の実施手順の確立（生活区域設定）

【概要】

避難所運営が円滑に進むためには、避難者が生活しやすく安全な空間配置を行うことが必要です。避難所生活では、集団での共同生活となり、避難者の心理的な負担もあるため、プライバシーの配慮や要配慮者への配慮が求められます。



避難所の区域設定を行う

- 発災時に迅速に避難所を開設し、避難者を受け入れるためには、避難所運営委員会や医療救護所として利用する区域と避難者が生活する区域とを分けておきます。
- 生活区域については、要配慮者や女性に配慮して設定するとともに、物資の保管場所、災害用トイレの設置場所、臨時ごみ集積所の設置の考え方などについては、予め利用の仕方を検討しておきます。
- 参考資料の「避難所の初動対応のポイント」3～4ページを参考に、平常時から避難所となる施設の区域設定を想定しておきます。
- 想定していた部屋が被害により使えないこともあるため、立入禁止とする部屋など、使用条件上、何を優先するかを予め決めておき、臨機応変に対応することも重要です。



プライバシーを確保する

- 世帯ごとに区割りをし、パーティションやテント等により、プライバシーが保たれるようにします。安全性の面からは、死角ができないよう、低めのものにするなど配慮します。
- 東日本大震災において、避難所のプライバシーの確保に関し、女性への配慮の必要性が指摘されています。

例）男女別の更衣室、男女別の物干し場 授乳室の確保

単身女性や女性のための世帯の居室など、性別や世帯構成に応じて対応、仮設トイレの設置（女性が利用するトイレの数を男性より多くする、男女のトイレを離して設置する）



性犯罪の防止

- 防犯・防火班が中心となって、避難所内外の巡回を行いましょう。また、不審者等を発見した場合は、すぐに警察や避難所運営責任者に通報します。
- 性被害などの犯罪を防ぐため、人から見えにくい場所や暗い場所、人通りが少ない場所には注意するよう周知します。
- 特にトイレなど死角になりやすい場所や人通りが少ない場所に行くときは、複数人で行動するよう周知します。
- 性被害などの犯罪を防ぐため、安全性確保の観点から、トイレは明るい場所に設置するなどの配慮が必要です。
- DVや性被害・性暴力の被害に対する相談しやすい体制を構築しておきます。
- 性別や年齢に関わらず、誰もが性犯罪の被害者になりうることを意識して行動することが重要です。



要配慮者への配慮策をとる

- 障害児・(者) 本人や乳幼児、児童、障害児・(者) を持つ家族側が、周囲等への気兼ねからストレスを受ける例も報告されており、空間的な配慮が必要です。
- 移動が不自由な高齢者、障害児・(者)、乳幼児及び妊産婦のいる家族については、トイレや水回りなどに出やすい場所とします。一方、要配慮者がトイレの前のスペースとなる例が多く、環境的に、人の通りが多く心理的に負担を感じる場合もあるので、その点も配慮が必要となります（日本防災士機構）。
- 適切な幅の通路の確保や、横臥できる休息空間を設けることも大切です。
- おむつを使用している高齢者については、プライバシーが確保できる場所を用意します。また、認知症の方は、環境の変化により認知症の症状が強く現れる場合もあるので、本人や家族の希望を聞き、落ち着いて過ごせる場所を確保します。
- 要配慮者スペースなどで対応する場合には、情報やコミュニティから隔離してしまうことのないよう配慮してください。
- 音や光、においに敏感な方や 急激な環境の変化でパニックになる方もいるので、本人の特徴に応じて刺激の少ない、落ち着いて過ごせる環境を確保します。
- 普段服用している薬の有無を確認し、必要であれば巡回医療班等につなげましょう。

ポイント

- 避難所においては、避難者の情報ニーズ、具体的には被災状況や家族などの安否確認、受けられる支援や生活再建に向けた手続きなどの情報のニーズが高まります。避難者の不安を増幅させないためにも、また、避難者の円滑な生活再建手続きに向けても、情報の取得、管理、共有手段が不可欠となります。
- 情報の取得、管理、共有に向けては、ライフラインの途絶など、被災の影響による制約条件を踏まえた対応が必要になる場合があります。
- 通信が途絶することも想定し、複数の通信手段を確保しておきます。
- 防災行政無線、テレビ・ラジオ・インターネット等の媒体により、被災者向け広域情報の収集・発信を行います。

7-1 情報取得手段の確保

【概要】

避難者は、被災状況や安否確認、支援や生活再建等の情報ニーズが高いため、不安を増幅させないためにも、必要な情報をいかに迅速に入手し、提供できるかがカギとなります。

【チェック事項】

- 1-1 無線・衛星携帯電話等の通知設備を確保する
- 1-2 無線等情報機器のための電源を確保する
- 1-3 戸別受信機（防災ラジオ）を確保する
- 1-4 情報入手手段（テレビ、ラジオ、Wi-Fi等）を確保する

【解説】

- ライフラインが途絶している場合、自治体の規模によっては、巡回・目視も情報収集手段の一つです。
- 予め避難所に備えてある各通信手段のうち、何が使用できるか、確認します。
- 初動では、避難者の携帯電話での情報入手ができるようなら、協力を仰ぎます。
- 防災無線など、初めて使う方でも使い方がわかるようなマニュアルについては、予め準備しておきます。
- 電気等が復旧され次第、電話、FAX等を設置し、避難者の通信の途絶に係る不安を取り除くよう努めます。

【チェック事項】

- 1-5 携帯電話・スマートフォンの充電手段を確保する

【解説】

- 過去の災害では、SNSなどは災害時にもつながりやすく、X（旧：Twitter）で安否確認をしたという事例もあり、充電手段の確保は切実な課題となりました。
- 「情報通信白書」（総務省 令和5年）によると、令和4年現在、国民の9割以上が携帯電話やスマートフォンや携帯電話等のモバイル端末を使用しています。避難所で全ての充電を賄うことは困難なため、各自が平常時から充電手段を備えるよう普及啓発しておくことも重要です。

※【災害用伝言ダイヤル】は、171・1（録音の場合）、171・2（再生の場合）

【チェック事項】

1-6 新聞等の情報入手手段を確保する

【解説】

- 避難生活が長期化する場合、平常時の生活に近づけるよう、また、様々な方が利用できるよう、インターネットの整備や新聞・雑誌など、情報入手手段の幅を広げます。

7-2 外部向けの広報活動の実施

【概要】

避難所の状況を正しく発信するために、発信する情報の種類、発信方法、マスコミ対応の仕方などについて、方針を決めておくことが不可欠です。

【チェック事項】

- 2-1 避難所の開設状況を周知する
- 2-2 避難所の使用可否を周知する
- 2-3 避難所の代替施設を周知する

【解説】

- 避難所が開設している場合は、問い合わせに対応できるよう、避難所の受付の連絡先や対応時間、受入人数など、基本的な事項について、周知を図ります。
- 当該避難所の使用・受入れできない場合は、その旨を周知し、代替施設が近隣に開設されている場合は、施設名や場所、連絡先等について周知します。

【チェック事項】

- 2-4 マスコミ取材対応方法を検討する

【解説】

- 取材や調査を希望する方への対応方法について、参考資料の掲示様式8「マスコミ・調査希望者向け掲示」を参考に、外部向けに周知します。
- 情報の混乱を避けるため、取材や調査等の対応窓口を情報班に一本化し、情報提供は必ず窓口を通じて行います。
- 取材・調査等については、参考資料の委員会様式15「取材・調査等受付票」により、申し込んでもらい、記録を残します。
- 避難所で取材・調査を行う人には、腕章やバッジなど、身分が明らかに分かるものを身につけるよう依頼します。
- 避難所内の見学を行う場合には、必ず担当者等が付き添います。
- 避難所は避難者の生活の場であることを踏まえ、そのプライバシーを守ることを第一とすることが必要です。生活スペース等への立ち入り取材・調査は、①対応しない、②スペースを使用する避難者全員の同意を得て行う、③対応してもよい方だけのスペースとするなどの方法があります。
- 取材・調査を受けた内容が、正しく報道・発表されているか確認することも重要です。

（事例 熊本地震でのマスコミ取材の課題と対応）

マスコミ取材に対して、避難者とのトラブルは決して少なかったという。避難者が心身ともに疲労している中で、朝から夜までマスコミのライトが当てられたり、インタビューされることで、休まることができなかったという声が挙げられている。また、自治体職員がマスコミからの取材対応に時間を割かれることも多く、特に住民からの問い合わせ対応を行うべき電話回線にマスコミからの取材電話も入ることも多かったという。そのため、マスコミ取材の時間を決めるなどのルールを決めたり、定期的に記者会見を行うなどして対応した自治体もあった。（国28事例報告書）

【チェック事項】

2-5 避難者の安否照会対応（外部からの問合せ）を実施する

【解説】

- 外部からの避難者の安否照会対応については、避難者情報は個人情報にあたることから、情報の取り扱いも含め、安否の照会に対しては慎重に判断し、対応することが不可欠です。
- 避難者がDV配偶者・パートナーやストーカー等の被害に遭っている場合もあるため、避難者の同意がない場合、第三者への個人情報提供を行わないよう注意が必要です。

7-3 内部向けの情報共有の実施

【概要】

SNSが発達している現在、避難所ごとの避難者への情報提供・共有などの差は、避難所の運営体制への不満や不平等感につながります。正しい情報を即時に提供できる体制を構築します。



情報収集体制を整える

- 発災時には情報が錯綜すること、特に発災直後には通信回線が途絶することが考えられます。情報班など、情報の窓口を一本化して混乱を避けるようにします。
- 各種機関の連絡先一覧表を作成し掲示します。
- 情報収集に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等、あらゆる情報アクセス手段を活用するとともに、得た情報を相互に突き合わせるなど、極力その真偽を確認します。

【チェック事項】

3-1 災害対策本部からの情報周知を実施する

【解説】

- 避難所運営委員会では、災害対策本部と連絡を密にして、最新の情報を収集・確認します。

（事例 熊本地震での情報連絡の課題）

- ・ 熊本地震では、災害対策本部との連絡手段が電話のみであり本部からの情報が十分入らず、連携不足に陥った。
- ・ 避難所では全体的な情報がなく、本部の動きが見えにくい。

- ・災害対策本部から各避難所への情報伝達は、一方的になりやすい。また、情報が避難所には伝わりにくい。

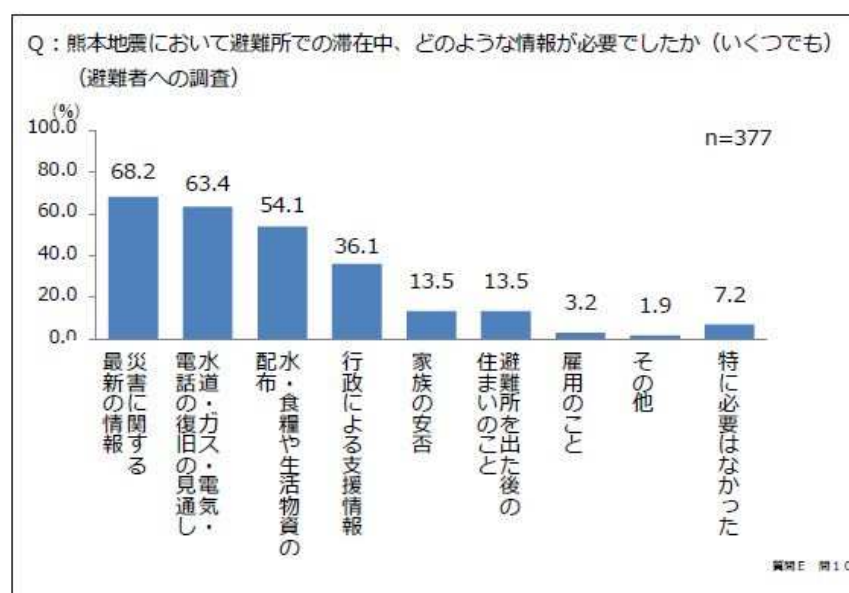
【チェック事項】

- 3-2 地域の被害状況の集約方法を検討する
- 3-3 地域の被害・復旧状況の情報を周知する
- 3-4 支援情報の仕分けを行う
- 3-5 支援情報を掲示する
- 3-6 地域の復旧見込み等の説明会開催を検討・実施する

【解説】

- 避難者が必要とする情報は、被災からの時間経過によっても変化していきますが、避難者の意見などを聴きながら、ニーズに応じた情報提供をできるよう、努めます。

「国 28 事例報告書」



7-4 内部向けの情報共有手段の確保

【概要】

避難所には、様々な状況の方がいるため、誰にでもわかりやすい情報伝達を行うとともに、情報入手のしにくい方への捕捉手段を用意することが大切です。

【チェック事項】

- 4-1 内部向け情報掲示板を設置する
- 4-2 掲示情報を整理（見やすさの検討）する
- 4-3 支援情報の掲示板を設置する
- 4-4 ライフラインの復旧情報の確認・提供を行う

【解説】

- 出入口など避難所の見やすい場所に掲示板等を設置して、情報を提供します。大規模な避難所では、多くの方が見やすいよう、複数の場所に掲示板を設置します。
- 設置後も、収集した情報を速やかに整理し、常に新しく正確な情報の提供に努めます。

- 掲示板等は、避難所の生活ルールや平面図・区分図の掲示などの情報周知にも活用します。
- 国28事例報告書では、「掲示物の端に掲示日を記入することで、どれが最新の情報が分かるようにしたという例やジャンルごとに整理して掲示する」などの工夫も掲載されています。
- インターネット回線が復旧した後は、メールやSNS等により情報発信をしたり、ホームページに情報を掲載します。

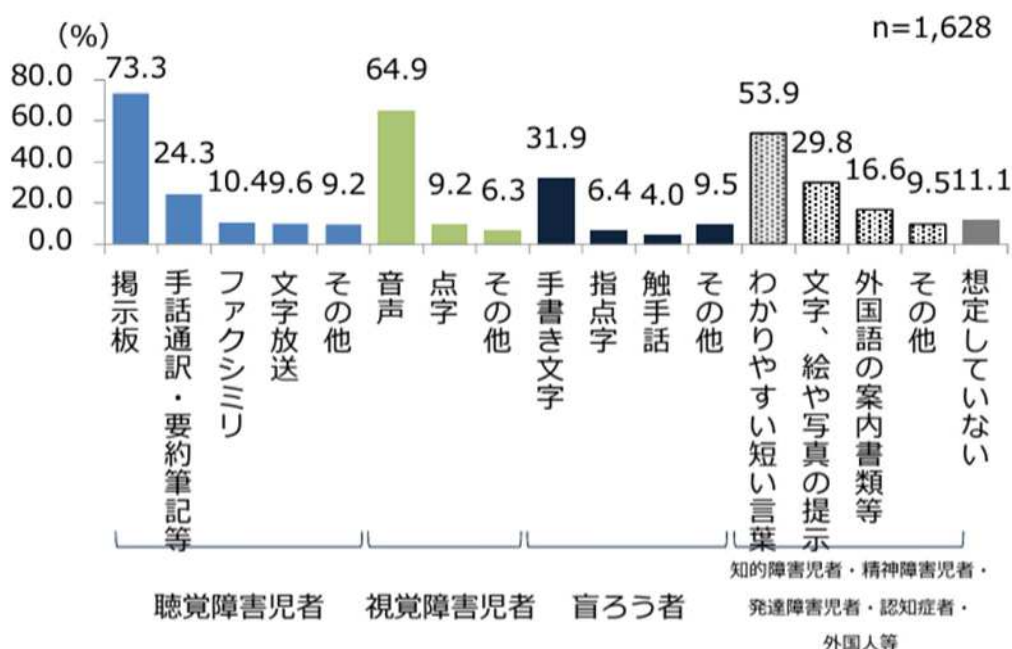


要配慮者への情報提供の方策をとる

- 必要に応じて、点字、音声コード、イラスト等を用いたり、漢字にはルビをふるなど、分かりやすい周知が必要です。参考資料の委員会参考資料1「避難生活に配慮を要する方への対応」を参考にし、当事者の意見なども踏まえながら、事前にどのような方法で情報提供するのがよいか検討しておきます。
- 乳幼児や子供には、絵や図、実物を示し、わかりやすい言葉で具体的に、ゆっくり、やさしく、伝えることがポイントです。
- 高齢者や外国人が理解しやすいように、表現を工夫しましょう。例えば、高齢者には大きな文字を使い、外国人には、やさしい日本語を用いることが大切です。
- 外国人に対しては、携帯電話への翻訳アプリなどを活用、NHKの多言語情報チャンネル、入手可能なエスニックメディアの情報などを把握することも有用です。

【要配慮者への支援】

Q：避難所における要配慮者に対する情報提供の方法として想定しているものを、次の中からあてはまるものをいくつでもお答えください。（全国自治体への調査）



「国28事例報告書」

7-5 外部向けの情報共有手段の確保

【概要】

避難所で活動する支援者やボランティア、支援を利用する避難所外避難者への情報共有手段も必要です。

【チェック事項】

- 5-1 外部向け掲示板を設置する
- 5-2 在宅避難者への情報を発信する
- 5-3 支援者への情報を発信する
- 5-4 行政情報に関する掲示スペースを確保する

【解説】

- 外部向けの情報発信の例として、参考資料の掲示様式5「避難所利用者名簿（公開用）」、掲示様式8「マスコミ・調査希望者向け掲示」などがあります。
- 避難所外避難者への情報発信の例として、食料や物資の配給ルール、避難所での健康相談などがあります。
- 支援者への情報発信の例として、参考資料の掲示様式7「対応窓口やボランティア向け周知文」、避難所生活のルールなどがあります。
- 避難所外避難者（知人・親戚宅等を含む在宅避難者を除く）が、避難所に生活再建に向けた情報や罹災証明書申請などの行政手続に関する情報など、行政情報を求めに来ることも想定し、行政情報に関する掲示スペースを確保しておきます。

7-6 外来者への対応

【概要】

避難所には、様々な状況の方がいるため、誰にでもわかりやすい情報伝達を行うとともに、情報入手のしにくい方への捕捉手段を用意しておきます。



外来者への対応方法を検討する

- 避難所には様々な人が出入りをするため、避難者のプライバシー及び安全を守るために、受付を一本化し、受付記録をとります。



避難者の外部からの安否照会対応を実施する

- 外部からの安否確認については、避難者カード作成時に確認した避難者本人の意思を尊重して対応します。参考資料の掲示様式5「避難所利用者名簿（公開用）」や掲示様式6「避難所退所者名簿（公開用）」などを参考に掲示することも一助です。
- 避難者がDV配偶者・パートナーやストーカー等の被害に遭っている場合もあるため、避難者の同意がない場合、第三者への個人情報提供を行わないよう注意が必要です。



避難者への来客対応方法を決める

- 避難者への来客面会用として、避難所の入口付近に面会場所を設置し、避難者以外は原則として居住空間に立ち入れないように配慮します。



避難者への電話対応方法・郵便物の取次ぎ方法を決める

- 過去の災害事例では、避難者への電話は直接取り次がず避難者に伝言して折り返し連絡してもらったり、郵便物や宅配便等は避難者に直接受け渡すなどの対応がとられています。

ポイント

- 都から搬送されるプッシュ型支援物資の受入れや、地域内輸送拠点から各避難所へ迅速に配送できるよう、物資供給計画を作成しておきます。
- 地域内輸送拠点からのラストマイルにおける円滑な配送は、必要な物資を必要な時に避難所へ届ける上で極めて重要であることから、予め拠点運営の体制及びマニュアルを確実に整備して備えておきます。
- 災害発生当初の段階では、生命の維持を図るため、迅速かつ必要な量の食料の供給を優先します。また、被災状況によっては、避難所に物資が届かないことも想定されるため、避難所で十分な備蓄を用意するとともに、地域内での物資の調達手段をあらかじめ検討するとともに、マニュアルに基づく準備を実施しておきます。
- 避難者の健康維持のためには、栄養バランスを満たした温かい食事の提供が重要となります。避難生活が長期化しても、食事の質を維持できるように、平時のうちに民間事業者と協定を結ぶなど重層的に食料供給の手段（キッチンカー、セントラルキッチンなど）を確保しておきます。

8-1 物資の受入れ体制の整備

【概要】

初動期については、本編「3 初動の具体的な想定」の「3-5 発災直後から円滑に避難所に物資を届ける体制づくり」にも記載のあるとおり、プッシュ型で物資が届くことを想定し、迅速に受入れ体制を確保します。

また、避難所内にある物資のみでは必要量が不足する場合やプッシュ型からプル型に切り替える場合には、避難所運営委員会が区市町村災害対策本部に対して必要な物資を要請し、受け入れる仕組みも必要です。

要請を受けた区市町村は、備蓄物資や自ら調達した物資を避難所に輸送します。備蓄物資では不足する場合や自ら調達することが困難な場合には、都に対して支援を要請します。

【都の対応】

- ・ 都は、区市町村からの要請に基づき、物資を区市町村の物資拠点（地域内輸送拠点）に輸送します。なお、要請を待つ暇がないと認める場合、都は、区市町村からの具体的な要請を待たずに物資拠点（地域内輸送拠点）に物資を輸送します。（総務局・福祉局）

【チェック事項】

1-1 物資供給計画を作成する

区市町村

【解説】

- 初動期に、避難所から要請がなくとも、最低限必要な物資が届けられるよう、区市町村において、事前に物資供給計画を作成しておきます。
- 地域内輸送拠点からのラストワンマイルにおける円滑な配送は、必要な物資を必要な時に避難所へ届ける上で極めて重要であることから、物資供給計画を作成するとともに、予め拠点運営の体制及びマニュアルを確実に整備して備えておきます。

- 区市町村は、流通事業者団体や、物資提供団体等と事前に協定を結び、物資の調達、輸送、整理・梱包する物資の拠点を確保します。
- 区市町村は、発災時には、地域内輸送拠点や災害備蓄倉庫、協定先の事業者等の被災状況を把握します。
- 区市町村は、災害状況、備蓄物資の配分可能な品目・数量、避難所開設状況等を総合的に勘案し、被災の程度に応じた配分ができるよう計画を定めます。また、道路状況等を把握した上で、避難所への輸送経路・手段など、輸送に係る計画を策定します。

【チェック事項】

- 1-2 物資の積み下ろし場所・ルートを確認する
- 1-3 物資の保管場所を確認する

【解説】

- 参考資料の「避難所の初動対応のポイント」を参考に、避難所における物資の積み下ろし場所、車の搬入ルート、物資の保管場所を確認します。

【チェック事項】

- 1-4 物資の要請を実施する（物資調達・輸送調整等支援システムへの入力が見やすい）

【解説】

- 避難所運営委員会は、備蓄物資の品目、在庫の確認及び物資の配分準備を行います。
- 避難所運営委員会は、避難者の意見、性別や年齢、要配慮者等によるニーズの違いに配慮して、不足物資の把握に努めます。
- 不足物資がある場合には、参考資料の委員会様式16「物資依頼伝票」等により、区市町村災害対策本部へ要請します。
- 区市町村災害対策本部は、備蓄物資の供給を行います。備蓄物資として、都が区市町村備蓄倉庫に配置している都寄託物資については、事前に都の承認を得たうえで、区市町村が輸送し給与します。ただし、緊急を要する場合は給与を優先し、事後に都へ報告することとします。
- 区市町村において、物資がなお不足する場合には、原則、物資調達・輸送調整等支援システム（内閣府所管システム）への入力により、都へ物資の要請を行います（ただし、これにより難しい場合は、電話等による要請も可能とします。）。

【チェック事項】

- 1-5 物資の管理を実施する（物資調達・輸送調整等支援システムへの入力が見やすい）

【解説】

- 参考資料の委員会様式17「物品管理簿」、委員会様式19「物品・食料管理表」を参考に、物資の在庫状況を管理します。
- 国28事例報告書では、「被災から数日すると、救援物資が次々と運ばれてきて、どこに何があるかわからない状況になってしまったために、改めて救援物資の保管場所を確保して、ボランティアの協力を得ながらサイズごとに細かく仕分けをし直した」「物資集積場所とした場所には鍵がかからなかったために、一晩中、職員が交代で物資を管理した」という事例が挙げられています。

- 平時からの救援物資の保管場所の想定や、初動時から円滑に仕分けるためのボランティアの確保などの準備が必要です。



物資の配布を実施する

- 物資の配布が「早いもの勝ち」にならないよう、時間差で配給を行う、グループごとに配給を行うなど対策を講じます。
- 人数が多い家族の物資が足りないということがないように、家族の人数によって配布数を決めるように配慮します。
- 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペース（更衣室等）や女性トイレに常備しておくなど、配布方法について配慮します。また、大小等種類を設けるなど一律配布とならないような配慮も大切です。

【チェック事項】

1-6 在宅避難者用物資の配布体制を確保する

【解説】

- 能登半島地震においては、避難所によっては、避難所避難者への物資の供給が優先され、周辺の在宅避難者が避難所へ物資を受け取りに来ても、すぐに提供されないケースもありました。
- 東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、区市町村の避難所の運営において、在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める、とされています。
- 平時から、避難所周辺の在宅避難者用物資の配布体制の確保を検討しておきます。

8-2 食料等の確保

【概要】

避難所開設をした直後から、食料等の確保策が必要となります。時間の経過につれて、個人の状況に応じた栄養の配慮なども求められます。

【都の対応】

- ・ 区市町村の要請に基づき、物資を供給します。要請を待ついとまがないと認める場合、都は区市町村からの要請を待たずに物資を供給します。（福祉局）
- ・ 区市町村の支援のため、アルファ化米やアレルギー用ミルクなどの備蓄をしています。（総務局・福祉局）

【チェック事項】

2-1 地域の資源（食料等）の活用を実施する

区市町村

【解説】

- 食料生産者や家庭内で食料を備蓄している人などの、地域での協力による食料の調達が有効だったという例もあります（「避難所運営マニュアル」（陸前高田市 平成27年3月））。
- 国6取組事例集では、災害時に、栄養のある適温食の炊き出しの安定的な提供に向け、災害時の炊き出しを担う専門職の確保と、炊き出しに必要な資機材及び食材の確保を目的に、地域の料理飲食業組合と協定を結んだ事例が挙げられています。
- 炊き出しや食中毒予防などの衛生管理は管理栄養士・栄養士に相談することが必要です。

【チェック事項】

2-2 備蓄物資の配布を実施する

区市町村

【解説】

- 区市町村は、協定事業者の活用や備蓄物資の配布などにより、各避難所を支援します。
- 支援物資の中でも要配慮者向けの栄養補助食品等は、自治体の指示のもと栄養士会が「特殊栄養食品ステーション」を設置して管理します。

【チェック事項】

2-3 アレルギー対応等特別食の確保を実施する

区市町村

【解説】

- 自治体の実情に応じて、アレルギー対応食品の確保策をとるようにしてください。
- アレルギー食への対応は管理栄養士・栄養士との連携が有効です。
- 国6取組事例集では、避難者のうち食物アレルギーを有する方への食事支援として、アレルギー対応食品の備蓄、自治体のホームページでの品名、原材料等の公開、食物アレルギー疾患を有する方の不安等の解消のための相談・支援窓口の設置、避難者カードによるアレルギー疾患の有無の把握などを行った事例が挙げられています。
- アレルギー以外にも、宗教上の理由やベジタリアン・ビーガンといった理由で食事が制限される人もいます。これらの制限は個人差が非常に大きいいため、本人に確認が必要となります。

（事例 品川区 備蓄食品の公表）

- 品川区では、発災時に備えて各避難所に備蓄している食品の数量やアレルギー情報などをホームページで公表しています。アレルギーを持つ方々が発災時に安心して避難所に避難できるように、平時からホームページなどを活用して各避難所に備蓄している食品の数量やアレルギー情報などをホームページで公表しておく必要があります。

【チェック事項】

2-5 食料の数量管理、衛生的な保管状態を確保する

【解説】

- 避難所は、避難所外避難者の支援拠点としての役割も求められるため、生活物資・食料支援など、地域との連携も視野に、支援の仕組みを検討しておきます。
- 参考資料の委員会様式18「食料依頼伝票」により、区市町村防災対策本部に不足している食料の要請を行い、配布された食料については、参考資料の委員会様式19「物品・食料管理表」により管理します。

【チェック事項】

2-6 炊き出し実施のための学校給食室等の場所、調理器具や食材を確保する

2-7 炊き出しや弁当の提供等（キッチンカーを含む）に関する協定を締結する

2-8 個人属性に応じた栄養面への配慮を実施する

【解説】

- 災害発生当初の段階では、迅速かつ大量の食料の供給が優先され、被災状況によっては、避難所に物資が届かないことも想定されます。
- 避難所における食事の質の確保に当たっては、例えば、学校給食施設等の活用は有効な手段の一つとなります。実際に、一部の自治体において、災害発生時において学校給食施設等を活用した炊き出しや、学校給食施設等を活用することを想定した施設整備・マニュアルの作成等の取組が行われている例もあります。
- 令和5年6月には、内閣府・文部科学省連名で避難所における食事の質の確保として学校給食施設等の活用も有効な手段の1つとなることが定められています。
- 避難者の健康維持のためには、栄養バランスを満たした温かい食事の提供が重要となります。このため、キッチンカーを保有する事業者や避難所周辺の地域の飲食事業者、自前の調理機能を有したスーパーなどによる炊き出し、セントラルキッチン（給食センター・弁当事業者）を活用した弁当の提供を想定し、平時のうちに民間事業者と協定を結ぶなど、重層的に食料供給の手段を確保しておきます。
- 内閣府からは令和5年10月2日付で事務連絡「避難所におけるキッチンカーを活用した食事の提供」が発出されています。また、内閣府の「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」（令和6年12月改定）においては、キッチンカー等を活用しての「炊き出し設備のモデルパターン」が紹介されていますので、参考にしてください。
- 都内においては、江戸川区が2024年9月に一般社団法人 日本キッチンカー経営審議会と災害時のキッチンカーの活用について、「災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定」を、また台東区が2024年12月に、一般社団法人 フードトラック駆けつけ隊と「災害時におけるキッチンカーによる食事の提供等に関する協定」を締結しています。

- 管理栄養士や栄養士を中心に、避難者の食生活の状況、特に乳幼児、妊産婦、嚥下（飲み込み）が困難な高齢者、食物アレルギー児、慢性疾患患者等、一般的な食品では栄養の確保が困難な方の把握を行い、栄養的配慮がなされた食品配布を行うよう、関係部署に助言を行います。
- 避難所ごとに、上記の方に適した食品が配布されるように、関係部署に連絡、調整します。

（参考 フェーズに応じた栄養・食生活支援活動）

フェーズ	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
	初動対策期	緊急対策期	応急対策期	復旧対策期	復興対策期
	24時間以内	72時間以内	4日目から 1～2週間	概1～2週間から 1～2ヶ月	概ね2ヶ月以降
状況	ライフライン寸断	ライフライン寸断	ライフライン徐々に復旧	ライフライン概ね復旧	仮設住宅
想定される栄養課題	食料確保 飲料水確保 要食配慮者の食品不足 （乳児用ミルク、アレルギー食、嚥下困難者、食事制限等）	支援物資到着（物資過不足、分配の混乱） 水分摂取を控えるため脱水、エコノミー症候群	栄養不足 避難所栄養過多 栄養バランス悪化 便秘、慢性疲労、体調不良者増加 エコノミー症候群 食生活上の個別対応が必要な人の把握	食事の簡便化 栄養/バランス悪化 栄養過多 慢性疾患悪化 活動量不足による肥満	自立支援 食事の簡便化 栄養/バランス悪化 栄養過多 慢性疾患悪化 活動量不足による肥満
栄養補給	高エネルギー食		たんぱく質、ビタミン、ミネラル不足への対応		
食事提供	主食（おにぎり・パン等） 水分	炊き出し	弁当		
支援活動		避難所アセスメント、巡回栄養相談			健康教育、相談

図8 フェーズに応じた栄養・食生活支援活動

（公益社団法人 日本栄養士会「災害時の栄養・食生活支援ガイド」より）

(事例 穴水町 セントラルキッチン方式による炊き出しの実施)

穴水町

穴水町から炊き出しの依頼

- ・飲食店組合へ委託
- ・上水道通水に併せて実施
- ・保健師同席の、調理場を整備
- ・町管理栄養士が献立を作成
(支援物資も活用)
- ・人件費相当分を上乗せし、
弁当代として支払う



飲食店 組合

炊き出しの調理、運搬

- ・調理員の確保、連絡調整
- ・調理する食材の調達
(町が発注済み)
- ・調理した弁当の運搬
- ・管理栄養士より1週間分の献立
に沿い、調理
- ・関係部署と配食数の調整



被災者

炊き出しの配膳等

- ・届いた弁当の配膳
- ・明日の必要数の報告



ポイント

- 災害用トイレには大きく分けて4種類（携帯トイレ・簡易トイレ・組立式の仮設トイレ・マンホールトイレ）あり、それぞれの特性に応じて、使用が想定される時期や準備に必要なものが異なります。平時からこれらのトイレの確保に努めます。
- ライフライン被害の推移等を踏まえ、予防・応急・復旧の各フェーズに分けた対策実施を図ります。
- 平時に各避難所で想定される最大避難者数を確認し、既設トイレの状況、備蓄トイレの種別、個数を計画しておきます。発災時には実際の避難者数の比較、使用可能な既存トイレ・備蓄トイレの数から不足トイレ数を把握し、区市町村の防災対策本部に要請し、さらに区市町村の備蓄分が不足した場合は、都に要請します。
- 避難者の避難所生活の安心のためにも、発災時のトイレ利用ルールの確立が必要です。
- すべての被災者が安心してトイレを利用できるよう、女性や性的マイノリティの方、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の方の意見を積極的に取り入れるとともに、一般用のトイレとは別に個別に利用できるトイレを確保するよう努めます。
- トイレの清潔な衛生環境の確保のために、トイレの掃除用品や使い捨て手袋・マスク・作業着等を確保しておきます。また、施設の管理や保健衛生を担う班等が中心となって、トイレ掃除を定期的に行います。

9-1 多重的に災害用トイレを確保

【概要】

避難所のトイレは、避難者、避難所外避難者、避難所を拠点として活動している支援者等、多くの方が利用するため、迅速な対応が必要です。また、発災から3日以後のライフライン被害の推移等も踏まえ、予防・応急・復旧の各フェーズに分けた対策実施を図ることが必要です。

【都の対応】

区市町村備蓄分が不足した場合には、区市町村は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保します。（総務局・福祉局）

【チェック事項】

1-1	備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する	区市町村
1-2	各避難所のトイレの不足数を把握する	区市町村

【解説】

- 避難所に想定される最大避難者数を確認し、既設トイレの状況（配管等の状況も考慮しながら）、備蓄トイレの種別、個数を計画していきます。また、スフィア基準では、女性用対男性用の割合は、3：1が理想的とされています
- 想定されるライフライン等の被害を踏まえ、復旧までの間を乗り切るため、十分な量の災害用トイレの確保が必要です。
- 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合（1週間以降）には、避難者約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。

- 避難所におけるフェーズごとの被害想定、フェーズに応じた災害用トイレの使用可否については、「東京トイレ防災マスタープラン」を参照してください。
- 既設トイレの活用と不足トイレの把握については、後記「9-2 既設トイレの活用と不足トイレの把握」を参考にしてください。

【チェック事項】

- 1-3 簡易トイレの使用環境を確保する
- 1-4 要配慮者専用トイレを確保する
- 1-5 仮設トイレ（組立式トイレを含む）の使用環境を確保する

【解説】

- 避難所施設について、想定しておいた区割り（参考資料の「避難所の初動対応のポイント」3～4ページ）を参考に、トイレの使用環境を確保します。

9-2 既設トイレの活用と不足トイレの把握

【チェック事項】

- 2-1 既設トイレの使用可能な個室（便器）を確認する
- 2-2 既設トイレの水洗トイレの使用禁止等の措置を実施する

【解説】

- 参考資料の委員会様式20「トイレ利用チェックリスト」を参考に、施設内の利用可能なトイレの数を調べます。
- 施設のトイレが使用できない場合、下水が流れず水洗トイレとして使用しない場合は、その旨を掲示し、周知します。

【チェック事項】

- 2-3 備蓄してある携帯・簡易・組み立て式トイレを設置する
- 2-4 マンホールトイレの使用環境を確保する
- 2-5 避難者人数と使用できるトイレの数から不足トイレ（便器）数を把握し、要請を実施する

【解説】

- 本編「3 初動の具体的な想定」の「3-6トイレの確保・管理（45ページ）」で想定した利用者数と実際の避難者数の比較、使用可能な既存トイレ・備蓄トイレの数から不足トイレ数を把握し、参考資料の委員会様式16「物資依頼伝票」により、区市町村の防災対策本部に要請します。
- さらに、区市町村において、備蓄分が不足した場合には、都に対して要請します。
- 携帯トイレがないときの応急対応として、ゴミ袋、おむつ、尿取りパッド、おがくずといった身近なもので、応急的に対応することができます。

【チェック事項】

2-6 トイレの利用状況（並んでいないか、待ち時間はあるのか等）を把握する

【解説】

- トイレの待ち状況などをみて、要配慮者の優先誘導や、空いている場所へ誘導します。

【チェック事項】

2-7 女性用トイレを、昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する

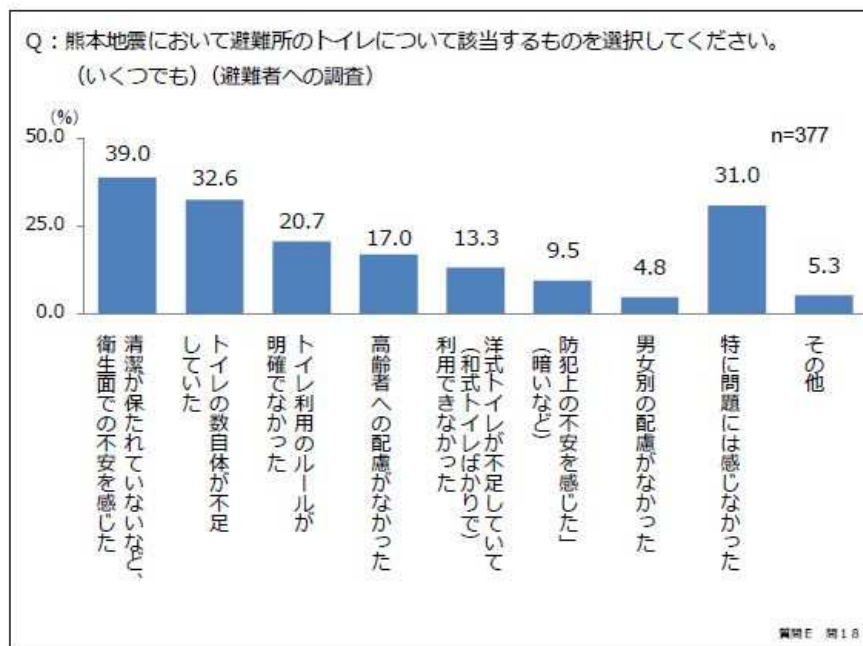
【解説】

- 性被害や犯罪を防ぐなど安全性確保の観点から、トイレは明るい場所に設置するなどの配慮が必要です。
- 特に夜間にトイレに行くときは複数人で行動するように周知します。

9-3 トイレの使用ルールの確保

【概要】

災害時のトイレの利用ルールを確保することが、避難所生活の安心や不満解消につながります。災害用トイレの運用ルールや点検方法の明確化により、発災時の避難所のトイレの環境衛生を維持します。



「国 28 事例報告書」

【チェック事項】

3-1 トイレの使用ルールの周知、掲示を実施する

【解説】

- トイレについて、平時において、管理者を明確化した上で、開設訓練及び運営マニュアルの策定等を実施し、適切な災害用トイレの運用体制を確保しておきます。
- 参考資料の掲示資料9「トイレの使用方法に関する注意事項」を参考に、周知します。
- 災害で水が止まった場合のトイレの使用方法等は、誰もが簡単に理解できるように、大きな文字や分かりやすい言葉で表記することがポイントです。

【チェック事項】

3-2 トイレ用の履物を確保する

3-3 正しい手洗い方法の周知、掲示を実施する

【解説】

- 参考資料の掲示資料11「食中毒予防」を参考に、周知します。

【チェック事項】

3-4 トイレの男女別をわかりやすくする表示を実施する

【解説】

- ピクトグラムなどを用いて、視覚的に男女の別がわかるように表示します。

- 性的マイノリティの方や異性介護者が使用できるよう、男女双方が使えるトイレについても、用意し、誰でも使用できる旨を表示します。また、性的マイノリティの方向けに個室利用ができるトイレを設置すること考えられます。

【チェック事項】

- 3-5 トイレの防犯対策を使用者に呼びかけを実施する
- 3-6 女性や要配慮者に意見を求め、改善を実施する

【解説】

- 性被害や犯罪を防ぐなど安全性確保の観点から、トイレは明るい場所に設置し、トイレまでの動線についても留意します。

9-4 トイレの使用環境の改善の実施

【概要】

トイレの使用環境の改善が、避難所生活の質の向上につながります。

【チェック事項】

4-1 高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する

【解説】

- 高齢者の方や障害者の方が使うトイレまでの動線を確保します。車いすでの移動や、介助者の方との移動が可能なよう、十分な広さの通路を確保します。
- 要配慮者スペースを設置する場合、トイレへの動線が便利な場所とします。

【チェック事項】

4-2 おむつや生理用品等を確保する

4-3 ウェットティッシュ、消毒液、消臭剤を確保する

4-4 おむつや生理用品のサニタリーボックスを確保する

【解説】

- トイレトペーパー、乳幼児の場合はおしりふきや代用品も用意します。
- サニタリーボックスは、中が見えないような工夫やビニール袋で捨てやすいような工夫をします。
- サニタリーボックス内の汚物を廃棄する場所も決めておき、掃除当番が廃棄します。

【チェック事項】

4-5 防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保する

4-6 仮設トイレ、マンホールトイレの防犯対策（施錠、防犯ブザー等）を実施する

【解説】

- 性被害や犯罪を防ぐなど安全性確保の観点から、トイレは明るい場所に設置し、トイレまでの動線についても留意します。
- 仮設トイレ、マンホールトイレは、施錠できるようにします。
- 状況に応じて、巡回など見張りをたてる、防犯ブザーなどを設置するなど、防犯対策をとります。

【チェック事項】

4-7 手すりの設置・段差を解消する

4-8 子供用のトイレ（便座）を確保する

【解説】

- 高齢者や障害のある方もトイレを使用することが想定されるため、安全確保のため、手すりの設置や段差の解消を行います。
- 子供が使用することも想定されるため、子供用のトイレ（便座）を確保することも必要です。

9-5 トイレの特別ニーズ対応

【概要】

すべての被災者が安心してトイレを利用できるよう、特別なニーズについて把握に努めます。

【チェック事項】

5-1 トイレに行くのに配慮が必要な人等を把握する

【解説】

- 避難者カードなどを活用して、トイレへの移動やおむつ使用などの生活上の配慮を予め把握しておきます。
- トイレの利用で配慮が必要な方専用のトイレを設置し、マークなどを活用して、要配慮者が優先利用することを明確に表示します。
- 子供用の便座を用意することも必要です。

【チェック事項】

5-2 配慮が必要な方のボランティアの要請する

【解説】

- 初動期には、ボランティアが到着していないため、要配慮者本人の意向やその避難誘導者の情報などをもとに、必要な介助を行います。
- 避難所内の状況を取りまとめ、移動支援、おむつ等の介助などのニーズに応じて、ボランティアや福祉ボランティアなどを要請します。

【チェック事項】

5-3 感染症患者が出たときの専用トイレを確保する

5-4 装具交換やおむつ交換のための折り畳み台を設置する

5-5 人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する

【解説】

- バリアフリースペースが使用可能な場合は、高齢者、障害者、装具交換やおむつ交換が必要な方が優先的に利用できるようにします。
- 通常のトイレに、折り畳み台や装具交換スペースをとることは難しいので、既に折り畳み台や装具交換スペースのあるトイレ個室に、簡易トイレを置くなどの方法もあります。
- 住居が被災し、被災者がストーマ装具を持ち出せなくなった場合に備え、ストーマ装具等の機材について、備蓄又は調達体制の構築を検討します。また、預かり・保管事業を実施している自治体もあります。

（事例 町田市 ストーマ装具保管事業）

町田市では、ストーマ装具を、発災時に持ち出せなくなった場合に備えて、市内の社会福祉協議会などの耐震性や防火性を備えた施設で預かり、保管する事業を行っています。（ストーマ装具の保管は1年間）

保管事業の利用にあたっては、同意事項を確認した上で、町田市障がい福祉課、市内の障害者支

援センターに利用申請書を提出し承認されると、保管施設への持ち込みが可能になります。

「町田市 障がい福祉課ホームページ」

【チェック事項】

5-6 トイレの待合スペース、雨風日除けを確保する

【解説】

- 屋外の仮設トイレについては、高齢者など待合い時の負担を軽減するため、ベンチなどの用意や、雨風や夏場の日光を避けるための日除けの確保などを検討します。

9-6 トイレの清潔な衛生環境の確保

【概要】

感染症や、トイレに行くのを我慢して水分を控える行為がもたらす健康被害を防ぐために、トイレの衛生環境の確保が必要です。

また、発災時のトイレの衛生環境が悪化しないよう、避難所内でのトイレの運営者を明確にすること、利用者へのトイレの使い方について適切に周知することも大切です。

【チェック事項】

- 6-1 手洗い用の水・石鹸を確保する
- 6-2 手指消毒液を確保する
- 6-3 トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する

【解説】

- 避難所運営委員会において、施設の管理や保健衛生を担う班等が中心となって、トイレの掃除について決めていきます。
- 住民の方の協力も得ながら、特定の人に偏らないよう、分担します。
- 男女それぞれがトイレの清掃を担うようにします。
- 清掃中で利用が困難な場合は、その間は別の場所を利用してもらうようにします。
- トイレの清掃作業に従事した後は、調理作業は避けてください。
- 施設の清掃を委託している場合は、復旧とともに委託の再開についても検討します。

【チェック事項】

6-4 トイレの掃除用品・使い捨て手袋・マスク・作業着等を確保する

【解説】

- 参考資料の掲示様式9「トイレの使用方法に関する注意事項」、下表などを参考に、トイレの衛生環境を確保する用品を確保します。

区分	準備品
必需品	○ トイレトペーパー（ビニール包装が望ましい） ○ 生理用品 ○ ペーパー分別ボックス/サニタリーボックス（段ボール製の場合は、床面からの水を防ぐための防護策が必要）
衛生	○ 手洗い用水・石鹸（手洗い水がある場合） ○ ウエットティッシュ（手洗い水がない場合） ○ 手指消毒用アルコール（手洗い水がない場合） ○ ペーパータオル（手洗い用）
清掃する人が着用するもの	○ ゴム手袋（使い捨て） ○ マスク（使い捨て） ○ トイレ清掃用の作業着
清掃用具 （容器に中身と使用箇所を表記）	○ 掃除用水（清掃用と消毒用） ○ トイレ清掃専用のバケツ（消毒水用、モップ洗浄用） ○ 消毒水作成用の塩素系漂白剤（キッチン用で良い） ○ ビニール袋（ゴミ袋用、清掃用具持ち運び用） ○ トイレ掃除用ホウキ・チリトリ ○ トイレ掃除用雑巾（多用途に使用するため複数用意） ○ ブラシ（床用、便器用） ○ トイレ用洗剤（災害用トイレには中性洗剤） ○ モップ ○ ペーパータオル（掃除用）
トイレ関連備品等	○ トイレ専用の履物（室内のトイレに限る） ○ トイレの使用ルールを掲示 ○ 手洗い・消毒の方法を掲示 ○ 消臭剤 ○ 消毒マット（室内との下足履きの境界） ○ 汚物用ビニール袋、汚物用脱臭剤 ○ トイレ用防虫剤

「避難所におけるトイレ確保・管理ガイドライン」
（内閣府 平成28年4月）

【チェック事項】

6-5 防虫・除虫対策を実施する

【解説】

- 夏場などは、害虫が発生するおそれがあるため、感染症予防等の観点から、防虫剤を用意しておきます。

ポイント

- 衛生対策全般については、特に区市町村の衛生部局を中心に、危機管理部局、避難所運営責任者、地域住民やボランティアが連携できるよう、平時から準備しておきます。
- 東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、区市町村は所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出し、集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに定め対応することとしています。
- 東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、ごみ処理の業務手順において、区市町村が各自治体で策定する「災害発生時のごみ処理マニュアル」に沿って主体的に対応することとしています。
- 災害時であってもゴミは分別収集し、決められた集積場所に排出し、防臭・防虫対策を行います。
- 調理前の手指及び調理器具の消毒を徹底し、衛生的な調理に配慮し、調理する人の体調管理も行います。

10-1 ごみ集積場所の確保

【概要】

集団生活を進める上で、清潔の確保や、感染症などの発生防止の観点から、ごみの適切な廃棄・処理について、対策を講じておく必要があります。

【都の対応】

- 都は区市町村を通して、都内全域のごみ処理状況を把握します。（環境局）
- 可燃ごみの処理については、区市町村の被災状況や要請を踏まえ、都は収集・運搬機材等の確保に向けた広域的な調整を行うなど、区市町村の迅速な処理を支援します。（環境局）

【チェック事項】

- 1-1 ごみ集積場所を確保する
- 1-2 ごみ袋の設置を実施する
- 1-3 ごみの集積場所を周知する
- 1-4 避難所のごみの収集体制を確保する
- 1-5 ごみ袋、防臭・防虫剤を確保する

【解説】

- 避難所生活に当たっては、大量のごみが発生することから、臨時のごみ集積所を設置する必要があります。事前に集積可能な場所を決めておきますが、避難所生活が長引くことも想定し、ごみの搬出が速やかにできるよう、ごみ収集車が出入りできる場所を選定しておくことが重要です。
- ごみが溜まってから集積場所を移設することは難しいため、避難所の区割りをする際に、ごみの集積場所と分別については、避難所設営の当初に対応します。



ごみの排出ルールを決め周知する

- 避難者には、適正なごみの排出ルールを周知し、協力を仰ぎます。
- 区市町村が定める区分に従ってごみを分別します。汚物、吐物等を処理したときは密閉し、分別します。
- 食べ物や生ごみはハエの発生源となるため、長期間放置しないよう注意します。ごみ収集が滞って、悪臭やハエ等の発生が懸念されるときは、区市町村に相談します。
- なお、清潔が確保できていないと認められるときは、ごみ袋を二重化するなど、悪臭やハエ等の発生を抑える対策を講じます。

10-2 避難所の掃除

【概要】

掃除当番や、自身の身の回りの整理などで、避難者自ら掃除に携わる体制を築きます。

【チェック事項】

- 2-1 避難所の掃除・消毒を実施する
- 2-2 寝具などの整理整頓を実施する
- 2-3 避難所の土足禁止を徹底する

【解説】

- 性別による役割分担の固定化を防止するため、掃除は男女協働で実施します。
- 避難所における衛生環境対策として必要と考えられるものには、マスクや除菌用アルコールティッシュ、また、物に対する消毒・除菌剤として、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等があります。
- 避難者の中には、アレルギーの方がいることもあり、埃を防ぐため、開設時から「土足禁止」をルールとすることが重要です。

10-3 食品の管理

【概要】

熊本地震の際は、夏場で食中毒の発生など、健康上のリスクもみられました。食品管理や多くの方の協力で行う炊き出しなどでの注意も必要です。

「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック」（東京都福祉保健局（現：保健医療局） 令和元年7月）は、そのまま避難所で貼れるよう、写真などでコンパクトにわかりやすく食中毒の予防のヒントを記載しています。参考資料の掲示様式 11「食中毒予防」にも掲載していますが、ホームページからダウンロードできるので、コピーして避難所に備えておくと、いざというときに便利です。

【チェック事項】

3-1 食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法を確立する

3-2 食品の管理方法を徹底する

【解説】

- 食品は、使用前に消費期限、異臭の有無や容器の破損等をチェックします。
- 常温保存食品は、直射日光の当たらない場所で保存します。冷蔵及び冷凍品は、よく冷やしたクーラーボックス等で保管します。
- 食品の保管場所としては、ごみ集積所やトイレに近接する場所、異臭のする場所を避けます。
- 食品をやむを得ず、屋外などのテントで保管する場合は、すのこを敷くなど、直接地面に置かないようにします。
- 備蓄品や支援物資の保管場所に動物を近づけないようにします。
- 食品の廃棄場所は食品を扱う場所から離すか、仕切るようにします。
- 調理器具も衛生的に取り扱います。
- 調理の際は、こまめな手洗いやアルコールでの手指消毒、衛生手袋の着用を行います。
- メニューはできるだけ加熱を行うものにし、中心部までしっかり加熱します。加熱しないものや加熱後に手を加えるもの（和え物など）は避けます。
- 加熱後にカットしたり、素手で盛り付けるなど、加熱後の食品汚染を行わないように気を付けます。
- 作り置き・取り置きせず、できるだけ早く（2時間以内）に食べるようにします。
- 食中毒予防などの衛生管理は管理栄養士・栄養士に相談することが必要です。

【チェック事項】

3-3 手洗いの徹底を実施する

【解説】

- 水が使用できる場合は正しい手洗いを、水が使用できない場合でもアルコールやウェットティッシュでの手指消毒を行うことを、タイミングを押さえて徹底します。
 - ・トイレ後 ・調理前 ・盛り付け前 ・食事前
 - ・生ものに触れた後 ・不衛生なものに触れた後 ・外出後

【チェック事項】

3-4 炊き出し等調理をする人の健康チェックを実施する

【解説】

- 炊き出し等調理をする人の健康状態等を確認し、体調が不良な方は作業には携わらないようにしてもらいます。
- 手指に傷があったり、手荒れがひどい方などは、使い捨て手袋を使用して調理に当たるようにします。

ポイント

- 避難者の持病の悪化防止、新たな病気の発症防止、健康維持のために、区市町村内の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による避難者の健康チェック・管理等を定期的を実施します。
- 避難所での集団生活において、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症、ノロウイルスなどの感染性胃腸炎などが流行しやすくなりますが、予防のための必要な物資の確保、感染症などが発生した場合のまん延防止のための換気や隔離などの対策を適切に講じます。
- 避難者の健康確保のため、防寒・避暑に配慮した整備が求められます。発災時の暑さ・寒さ対策に必要な措置を講じること、平時において、自らの整備状況を確認し、発災時に必要となる機器の台数などを検討し、充実強化を図ります。

11-1 避難者の健康管理体制の確保

【概要】

被災で生命の安全を守れた避難者に対して、健康の安全を守り、避難所生活での二次被害を防ぐことが重要です。過去の大規模災害時には避難所での暮らしが長期化することもあったため、避難者の健康管理体制を確保します。

避難所等における良好な生活環境を確保することは、災害関連死※の抑制にもつながります。

※災害関連死：災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。



災害時の医療救護活動のフェーズ区分と医療ニーズについてイメージしておく

- 外傷治療・救命救急などへの活動が中心の発災直後から超急性期までの時期、慢性疾患治療・被災者等の健康管理などへの対応が増す急性期以降など、フェーズの推移とともに医療ニーズは変化していきます。

	フェーズ0 発災～6時間	フェーズ1 6時間～72時間	フェーズ2 72時間～1週間程度	フェーズ3 1週間～1か月程度	フェーズ4 1か月～3か月程度	フェーズ5 3か月以降
想定される医療ニーズ	外傷治療・救命救急の医療ニーズ		慢性疾患治療・被災者等の健康管理			
緊急医療救護所	速やかに設置し、トリアージ・応急処置		(状況に応じて閉鎖)			
避難所医療救護所	(発災後3時間～) 避難所設置					
		(必要に応じてトリアージ・応急処置・慢性疾患治療及び被災者等の健康管理(巡回診療を含む))				

「災害時医療救護活動ガイドライン」（東京都保健医療局 令和6年3月改訂）

【チェック事項】

1-1 避難者の健康管理シートを作成する

【解説】

- 避難した時からの経緯がわかるよう、参考資料の委員会様式22「保健師等活動記録様式」のように、専門職の巡回指導等の機会に健康管理シートを作成し、引き継ぎます。
- 「健康相談票」については、区市町村を単位に統一的な様式とします。平常時から、医療救護班や保健師等の巡回チームなどと話し合い、必要項目を網羅した引き継ぎやすい内容とします。

【チェック事項】

1-2 救護所や医療巡回受入れスペースを設置する

【解説】

- 発災時には、災害現場の負傷者や被災地内の傷病者に対して救護活動を行うため、救護所を設置します。救護所には、医師が医療救護活動を行う医療救護所や、東京消防庁などの救助機関が活動を行う現場救護所などがあります。
- 区市町村は、各区市町村地域防災計画に基づいて医療救護所を設置・運営します。
- 発災直後から概ね超急性期まで、災害拠点病院などの近接地等に緊急医療救護所（E M I S 医療機関前救護所）を設置します。
- 概ね超急性期まで、病院がない地域を中心に避難所医療救護所を設置し、概ね急性期から慢性期までは原則として500人以上の避難所又は福祉避難所等に、避難所医療救護所を設置します。
- 避難所医療救護所は、学校であれば保健室などを、社会福祉施設であれば医務室などを利用します。問診や衣服の着脱などがあるため、プライバシーが守られる場所を選定します。また、傷病者の移送・搬送を想定して、動線の確保しやすさも視野に入れます。救護所の場所については、平常時の訓練において、関係機関と話し合い、避難所の区割りで予め決めておきます。
- 医師や保健師等の巡回チームの受入れ・活動スペースについても予め想定しておきます。

【緊急医療救護所と避難所医療救護所の比較】

- 1-3 医師・看護師の巡回・派遣体制を確保する
- 1-4 保健師・福祉専門職の巡回・派遣体制を確保する
- 1-5 心のケア専門職による巡回・派遣体制を確保する
- 1-6 正しい口腔ケアの周知、指導を実施する
- 1-7 妊婦健診、乳児健診の情報提供を実施する
- 1-8 健康相談窓口を設置する

	医 療 救 護 所	
	緊 急 医 療 救 護 所	避 難 所 医 療 救 護 所
	区市町村が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等に設置する医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所
1 目 的	○ 重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供 ・ 発災直後は、多数傷病者に対する優先順位が必要 ↓ ・ 病院前トリアージを実施して、中等症者等に対する災害拠点病院などの診療機能を確保	○ 地域住民に対する医療機能の提供 ・ 地域医療が回復するまで医療機能の確保が必要 ↓ ・ 病院がない地域における臨時的な医療機能の提供 ・ 避難生活の長期化による被災者の健康管理など
2 場 所	○ 災害拠点病院などの近接地等(病院敷地内を含む)	○ 原則として500人以上の避難所、二次避難所
3 機 能	[おおむね超急性期まで] ○ トリアージ ○ 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 ○ (必要に応じて)中等症者・重症者に対する搬送までの応急処置	[おおむね超急性期まで] ・病院がない地域に設置する避難所医療救護所 ○ トリアージ ○ 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 ○ 受入可能な医療機関までの搬送 ○ 中等症者・重症者に対する応急処置 ○ 避難者等に対する健康相談 ○ 助産救護
		[おおむね急性期以降] ・巡回診療などを行う避難所医療救護所 ○ 傷病者に対する治療 ○ 避難者等に対する健康相談 など
4 期 間	○ 原則として、超急性期まで開設 (近接病院等の状況から閉鎖を判断)	○ 原則として、急性期から慢性期まで開設 (地域の医療機能や避難所の状況から閉鎖を判断)

「災害時医療救護活動ガイドライン」（東京都福祉保健局（現：保健医療局）平成 30 年 3 月改訂）

【チェック事項】

【解説】

- 区市町村内において、医師・看護師・保健師・福祉専門職の巡回体制の確保の可能性を検討します。
- 巡回班が不在の際も、随時健康に関しての不安を聞き取り、状況に応じて医療・保健につなげる体制が必要です。
- 自治体が避難所の医療・保健衛生・福祉活動の支援のために派遣する班には、下記のようなものがあります。

区 分	設置主体	構 成	主な活動内容
医療救護班	都及び 区市町村	医師、看護師、 その他	医療救護活動に従事
歯科医療救護班	都及び 区市町村	歯科医師、歯科衛生士、 その他	歯科医療救護活動に従事
薬剤師班	都及び 区市町村	薬剤師	調剤、服薬指導及び医薬品等の管理等
保健師班	都及び 区市町村	保健師等	- 避難所における住民の健康管理・衛生管理業務 - 避難所における健康相談 - 健康教育の実施
災害派遣 精神医療チーム (DPAT)	都	精神科医師、看護師、業 務調整員＊ 等	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、精神科医療の提供 と精神保健活動の支援等 ＊連絡調整、運転等の後方支援全般を行う者をいう。
環境衛生指導班	都、区及び 保 健 所 設 置市	環境衛生監視員	- 飲み水の消毒及び消毒効果の確認・指導 - 避難所の過密状況や衛生状態の調査・確認 - 室内環境の保持や寝具類の衛生確保の助言・指導 - トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法の 助言・指導
食品衛生指導班	都、区及び 保 健 所 設 置市	食品衛生監視員	- 避難所の食品衛生指導 - 食品衛生の啓発 - その他食料品に起因する危害発生の防止
防疫班	区市町村	医師、保健師又は 看護師、その他	- 健康調査及び健康相談 - 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握 - 感染症予防のための広報及び健康指導
消毒班	区市町村	状況により適宜	- 患者発生時の消毒（指導） - 避難所の消毒の実施及び指導
災害派遣福祉チ ーム（DWAT）	都	介護福祉士、 社会福祉士、等	避難所等における要配慮者の福祉ニーズに対応し、日常生 活上の支援や相談支援などを実施

※構成職種は都の班編成の場合です。区市町村が班を編成する場合の参考にして下さい。

◆医療救護班

医療救護班は、次の業務を行います。

- （ア）トリアージ及び傷病者に対する応急処置
- （イ）助産救護
- （ウ）死亡の確認（状況に応じて、遺体の検案）

◆歯科医療救護班

歯科医療救護班は、次の業務を行います。

- (ア) 口腔顎顔面領域の外傷等への対応
- (イ) 応急歯科診療
- (ウ) 口腔衛生対策
- (エ) 災害関連疾病予防対策

◆薬剤師班

薬剤師班は、次の業務を行います。

- (ア) 救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (イ) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理
- (ウ) 避難所での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
- (エ) 避難所での衛生管理・防疫対策への協力

◆保健師班

保健活動班は、次の業務を行います。

- (ア) 避難者の健康状態の把握と相談対応、保健指導
- (イ) 医療機関等への搬送調整、搬送補助
- (ウ) 保健予防活動

◆災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team DPAT）

都は区市町村からの要請に対して、災害派遣精神医療チーム（東京DPAT又は他道府県DPAT）を派遣します。

災害派遣精神医療チームは、医療救護班や保健活動班等と連携し、大規模災害時に被災によって機能しなくなった精神医療の補てん及び被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援等を行います。

◆環境衛生指導班

都の環境衛生指導班は、避難所における飲料水の安全等環境衛生の把握・助言・指導を行います。

- (ア) 飲み水の消毒及び消毒効果の確認・指導
- (イ) 避難所の過密状況や衛生状態の調査・確認
- (ウ) 室内環境の保持や寝具類の衛生確保の助言・指導
- (エ) トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法の助言・指導

◆食品衛生指導班

都の食品衛生指導班は、避難所における食品衛生の把握・助言・指導を行います。

- (ア) 避難所の食品衛生指導
- (イ) 食品衛生の普及啓発
- (ウ) その他食料品に起因する危害発生の防止

◆防疫班

防疫班は、避難所における感染症予防・発生時の対応を行います。

- (ア) 健康調査及び健康相談
- (イ) 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握
- (ウ) 避難所の感染症予防のための助言・指導
- (エ) 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

◆消毒班

消毒班は、感染症患者が発生した際の消毒を行います。

◆災害派遣福祉チーム（DWAT）

災害派遣福祉チーム（DWAT）は、避難所等における要配慮者の福祉ニーズに対応し、日常生活上の支援や相談支援などを実施します。



区市町村が行う健康診査・予防接種等の実施体制について情報提供を実施する

区市町村

- 区市町村が行う健康診査・予防接種等の実施体制について、避難所に情報提供し、周知を図ります。

11-2 感染症対策（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）の実施

【概要】

避難所での集団生活では、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎などが流行しやすくなります。予防をしっかりと行うとともに、万一発生した際は蔓延を防ぎます。

【都の対応】

感染症発生時に、保健所は、被災住民の健康相談を行う保健活動班の活動を支援します。
また東京都は、広域の感染症発生状況について区市町村へ情報提供を行います。
(保健医療局)

【チェック事項】

- 2-1 感染症予防の重要性を確認する
- 2-2 マスク・手指消毒をはじめ、感染症対策として必要な物資を確保する
- 2-3 テープ、パーティション、テント等を利用して区画等を行い、避難者スペースを確保する
- 2-4 感染症対策等を踏まえ、避難所の利用計画を作成する
- 2-5 感染症患者、疑いのある者が出た時の部屋を確保する

【解説】

- 避難所を利用する方に対し、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行状況等を情報提供するとともに、感染症予防のため、手洗い、手指消毒、咳等の症状がある場合のマスクの着用等をするよう周知を図ります。
- 集団の中で蔓延する可能性のある感染症の早期発見に努め、発生及び疑いのある場合には保健所と連携し対応します。
(例) 感染性胃腸炎、インフルエンザ等
- 結核治療中の方の内服薬の確保と服薬継続のための支援を実施します。
- けがをした場所から、破傷風に感染するおそれがあるので、がれき撤去の際には、厚手の手袋や長靴などでけがを防ぎます。

【チェック事項】

- 2-6 避難所の換気を実施する

【解説】

- 空気の入れ換えは、新鮮な空気を循環させ、ウイルスなどを屋外に出すために大切です。
- 「避難所における感染対策マニュアル」(平成23年6月 厚生労働省)では、施設として可能な場合、定期的(午前と午後に1回など)に窓やドアを開け換気を行うように示しています。

【チェック事項】

- 2-7 避難者の滞在スペースの清掃や消毒を実施する
- 2-8 食事、シャワー・風呂、洗濯の感染症対策を実施する
- 2-9 感染症患者が出たときの対応を検討する
- 2-10 専門家による感染症対策等の実施状況の確認を要請する

【解説】

- 感染症の患者が発生した場合、感染拡大防止のため、居室を分けることも検討します。また、ホテルや旅館等の活用も検討します。
- 下痢やおう吐物の処理は、処分する人自身の感染と、施設内への拡大を防ぐため、適切な方法で、迅速かつ確実に行います。（参照：委員会参考資料5「食中毒予防関係資料」）
- 下痢、嘔吐、発熱などの症状をもつ人が出た場合には、速やかに他の避難者と隔離を行い、区市町村の災害対策本部に報告します。

【新型コロナウイルス感染症対策】

避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、以下を参考に事前対策及び開設・運営における対策を実施します。

※新たな感染症等が発生した場合は、国や都の通知など最新の情報をご確認の上、対策を実施してください。

受入れの基本的な考え方	
咳・発熱等の症状がある感染疑いの人、自宅療養者、一般避難者それぞれの基本的な受入れの考え方	➤ <u>咳・発熱等の症状がある感染疑いの人</u>は、一般避難者とは別に<u>専用スペース又は個室を確保する</u> ➤ 自宅療養者は一般の避難所に滞在することは適当でないが、一時的に受入が必要な場合は待機スペースで待機し、ホテル等へ移動
事前対策	
1. 感染防止に資する避難行動等の住民周知 2. より多くの避難先の確保 3. 避難所内での感染防止対策	➤ 風水害や震災等に応じた避難行動（在宅避難、垂直避難等）や、避難所に行く際のマスクや体温計等の持ち物を周知 ➤ <u>ホテル・旅館等</u>を避難先として確保 ➤ 体育館以外の教室等の活用を検討して施設管理者と調整 ➤ 一般避難者用スペースは<u>通路幅を130cm以上確保</u>できるよう検討 ➤ 感染の疑いがある人等が使用する空間・動線を<u>専用スペース</u>とし、一般避難者用の<u>集合スペースと区分け（ゾーニング）</u> ➤ マスクや非接触型体温計、フェイスシールド、使い捨て手袋等、感染症対策物資を確保
避難所開設・運営	
1. 避難所の設営 2. 避難者の受入 3. 避難所の運営 4. 在宅被災者等への支援 5. 避難所閉鎖後の対応	➤ 非接触型体温計等を準備した<u>検温・問診所を設置</u> ➤ 受入手順に沿って<u>事前に検討した区域に避難者を誘導</u> ➤ <u>定期的な換気や清掃・消毒</u>を行い、感染予防を実施 ➤ 在宅被災者等への物資配布は避難所が混雑しないよう避難所周辺に場所を確保 ➤ 避難所閉鎖後は保健所等と相談の上、消毒・換気等を実施

「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（東京都福祉保健局 令和2年6月）をもとに「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A」（内閣府 令和3年5月13日）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」（内閣府 令和5年4月28日）を踏まえ作成

11-3 その他病気対策

【概要】

過去の災害では、避難所での食中毒や、車中泊の方を中心にエコノミークラス症候群で体調を崩した例がありました。教訓を活かして、避難所生活の安全性を高めます。

【チェック事項】

3-1 食中毒対策を実施する

【解説】

- 夏は気温があがることによる細菌性の食中毒や、冬はノロウイルスなどによる食中毒が起こりやすくなります。季節に関わらず、食品の衛生管理に留意します。
- 食事の前後には、流水での手洗いや手指消毒を行います。調理に際しては、使い捨て手袋などを用います。

【チェック事項】

3-2 生活不活病対策として体操等を実施する

【解説】

- 生活不活発病とは、動かない（生活が不活発な）状態が続くことにより、心身の機能が低下して動けなくなることをいいます。
- 平時から地元で要配慮者を対象とした居場所支援や社会活動を行っている団体に協力を呼びかけ、生活不活発病を防止する取組みを行うことが重要です。
- 特に高齢者では、避難所生活で身体を動かすことが減ったり、自宅では自分で行っていた家事や買い物などができなったりします。
- 動かないでいると、気分が沈んできて、メンタル面での症状が現れることもあります。
- 体操など積極的に身体を動かす機会をつくるほか、自分で動ける方には、役割を担ってもらったり、できるだけ活動などに参加してもらうようにします。

【チェック事項】

3-3 持病等の悪化防止を実施する

【解説】

- 人工透析を必要とする慢性腎不全、インスリンを必要とする糖尿病の方など、治療の維持が欠かせない病気の方は、避難者カードの記載や医療救護所での受診などの機会を用いて、早急に医療機関へ受診します。
- 慢性疾患の中には、継続的な服薬と日々の栄養管理が必要なものがあるため、医師や保健師、管理栄養士・栄養士等の巡回相談の機会を用いて、必要な治療・服薬や栄養管理の継続につなげます。

【チェック事項】

3-4 エコノミークラス症候群対策を実施する

3-5 エコノミークラス症候群予防のための弾性ストッキングの配布を検討する

【解説】

- エコノミークラス症候群とは、食事や水分を十分に摂らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こって血液が固まりやすくなり、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発するおそれがある病気です。
- エコノミークラス症候群の予防のためには、定期的に身体を動かし、水分を十分とることが重要です。利尿作用のあるアルコールやコーヒー、煙草は控えるようにします。
- エコノミークラス症候群になりやすい方として、高齢下肢静脈瘤、下肢の手術、骨折等のけが、悪性腫瘍（がん）、過去に深部静脈血栓症や心筋梗塞や脳梗塞等を起こしたことがある方、肥満、経口避妊薬（ピル）の使用、妊娠中又は出産直後、生活習慣病（糖尿病、高血圧、高脂血症等）がある等の方が挙げられています。
- エコノミークラス症候群の予防には、血流を促進する弾性ストッキングの着用が効果的な場合もあります。

【チェック事項】

3-6 熱中症対策を実施する

3-7 のどが渇いていなくても、こまめに水分を取るよう周知する

【解説】



熱中症対策をとる

- 気温が高い、風が弱い、湿度が高い、急に暑くなった日は、熱中症に注意が必要です。
- 熱中症の予防のために、①水分をこまめに摂ること、②できるだけ涼しい場所で過ごすことが重要です。
- 熱中症対策として、のどが渇いてなくても、こまめに水分を取るよう周知しましょう。
- 屋外で作業する場合、休憩、水分、食事、日焼け止め、帽子を忘れないようにします。



口腔の衛生管理を行う

- 避難生活では、水分が十分にとれない、食事時間など生活時間が不規則になるといった、食生活の偏りやストレスなどから、口腔衛生管理（口腔ケア）がおろそかになりやすくなります。
- 口腔衛生管理（口腔ケア）がおろそかになると、子供や成人では、むし歯や歯周病を発症するリスクが高まりますし、高齢者では、体力低下も重なり、誤嚥性肺炎などの呼吸器感染症をおこしやすくなります。
- できるだけ歯磨きを行い、歯磨きができない場合でも、うがいをしたり、ガーゼまたはウェットシートなどで口の中をぬぐうなど、口の中の清潔を保つようにします。



粉じんの吸引予防策をとる

- 家屋の倒壊や建造物の解体などで生じた粉じんを長期間吸い込んだ場合、じん肺という病気にかかるおそれがあります。じん肺は気づかない間に進行し、根治する方法はありません。
- 長時間粉じんの発生する現場で作業する場合には、使い捨て防塵マスクを着用する、粉じんが付着しにくい服を選ぶ、帰ったらうがいをするなどして防ぎます。

11-4 暑さ・寒さ対策

【概要】

避難者の健康確保のため、防寒・避暑に配慮した整備が求められます。東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、発災時の暑さ・寒さ対策に必要な措置を講じること、また、避難の実施に必要な設備の整備の1つに空調設備を挙げています。

また、令和5年7月12日付けの内閣府・消防庁通知「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」では、指定避難所の冷暖房機器について、平時において、自らの整備状況を確認し、発災時に必要となる機器の台数などを検討し、充実強化を推進することが定められています。

【チェック事項】

- 4-1 必要と判断される時には防寒着を確保する
- 4-2 採光量の調節（暑いときは日光の直射を避ける）を実施する
- 4-3 冷暖房器具・設備を備蓄・確保する
- 4-4 空調の早期復旧を検討する

【解説】

- 震災等災害は猛暑下や厳寒期に発生することも想定されます。発災時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に利用可能な冷暖房機器、スポットクーラー等の可搬式の機器、ストーブ（灯油）等の可搬式の機器を平時に備えておくことが重要です。
- 発災時に、避難所で停電が発生することも想定されます。停電時に備え、非常用発電機や燃料を確保しておくことも重要です。

【チェック事項】

- 4-5 食料の温度管理に配慮を実施する

【解説】

- 特に、夏場は、食料を保管する際の温度に注意し、直射日光が当たらないようにします。

【チェック事項】

- 4-6 必要とあれば害虫対策を検討する

【解説】

- 定期的に避難所全体を掃除し、食べ物や残飯などを適切に管理します。
- トイレやゴミ置き場を定期的に清掃するとともに、消毒や殺虫剤散布を行います。
- 夏には、避難所の出入口や窓に防虫ネットをはる、蚊取り剤や害虫忌避剤等を用意するなど、防虫対策を執ります。

ポイント

- 高齢者や既往症を持つ方などが、避難所等の慣れない環境での生活により、症状が悪化し、あるいは、体調を悪化させて発症し、死亡する可能性があります。また、避難所で長時間座っていたり、車中泊が続いて就寝時に心身にストレスがかかると、エコノミークラス症候群を発症し、治療が遅れた場合は、死亡する場合があります。避難者の生命を守るための備えをしておくことは重要です。
- 避難所においては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など）に対して、避難所開設後、パーティション・テントや簡易ベッド等を速やかに優先的に配布し、他の避難者に対しても順次調達により配布する等の対応を取ることが必要です。
- 発災時の寝床等の設置を速やかに行うために、平時の避難所開設準備訓練を地域住民と連携して行っておくことが重要です。

12 寝床の改善

【概要】

避難所では、避難者が必要な休養を十分にとれることが、心身の健康のために重要であり、災害関連死の抑制も効果があることから、避難所の状況に応じた寝床の改善が必要です。

【チェック事項】

- | | |
|-----|---|
| 1-1 | 床に直接寝ることでアレルギーや喘息等が悪化する危険性を認識し、住民・避難者に周知する |
| 1-2 | 床に直接寝ることでエコノミークラス症候群が発症する危険性を認識し、住民・避難者に周知する |
| 1-3 | 寝具として毛布、布団等を確保する |
| 1-4 | 段ボールベッド等簡易ベッドを備蓄・設置する |
| 1-5 | パーティション（間仕切り）を備蓄・確保する |
| 1-6 | 畳・カーペットの設置を検討する |
| 1-7 | 様々な種類のパーティションやベッドについて、設置の容易さや耐久性などを比較し、タイムラインに応じて活用する |
| 1-8 | 避難者全員に行きわたらない場合の優先順位を検討する（子ども、高齢者、障害者、女性等） |

【解説】

- 避難者が床に直接寝ることで、避難所の清掃が行き届かず、ほこりなどを吸い込むことにより、気管支炎を発症したり、特に喘息等の既往症を有する人は症状が悪化する可能性があります（過去の震災では、震災関連死と認定された被災者の6割以上が既往症（要介護認定、薬服用等）を持っていたとされています。）。
- また、「ポイント」にあるとおり、長時間、床に座っていることにより、エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）を発症し、治療が遅れた場合は、死亡する場合があります。
- 物資の入手状況に応じて、布団、エアマット、畳、カーペットなどの設置を検討し、環境を整えていきます。季節に応じた対応への配慮も必要です。
- 避難所内で使用する毛布、シーツ等について、燃えにくい素材のものを使用するなど適切な防火対策に努めます。

- 間仕切りやテントは、避難者のプライバシーと安定した睡眠を確保する効果があるため、できる限り導入することが重要です。
- 避難者がそれぞれ避難所内での居場所を定めた後にレイアウト変更することは大きな労力を要することから、避難所の開設後、速やかにパーティションや簡易ベッドの設置など避難者の居住環境の確保が重要となります。
- 避難所の開設時に避難者全員にパーティション・テントや簡易ベッド等が行きわたらない場合においては、高齢者や障害者、女性など、あらかじめ優先的に設置する方を検討しておきます。

（事例 熊本地震における発災直後の個人スペース確保の課題に対する取組）

平成28年の熊本地震において、発災直後の個人スペースの確保が困難で雑魚寝状態となり、破砕直後の寝床の質の確保が課題となりました。

国6取組事例集では、熊本地震において被災した自治体のベッド等の備蓄、発災後の初動における備蓄したベッド等の設置、備蓄品が不足する場合の段ボールベッド等についてパーティションやベッドの供給を受けることについての事業者との協定締結、発災時の寝床等の設置を含めた避難所開設準備訓練を行っていることの取組事例が紹介されています。

具体的には、当該自治体においては、設置・撤収に時間やる力を抑えることができるワンタッチパーティション・簡易ベッドを備蓄しており、発災後の初動において、これらを設置することとしています。災害の規模に応じて、備蓄品で不足する場合は、災害時優先供給協定を結んでいる事業者から段ボールパーティション、段ボールベッド等の供給を受けることとしています。

また、発災時の寝床等の設置を含めた避難所開設準備は、地域の方と連携して行うことができるよう、当該自治体の総合防災訓練において、職員、自主防災組織、防災士等が連携して開設訓練を行い、訓練の中でパーティションや簡易ベッドの設置を行っています。

（国6取組事例集より）



寝具の清潔を保つ

- 避難所の清掃が行き届かず、ほこりが舞うことによって気管支炎を発症し、特に喘息等の既往症を有する方の症状が悪化する可能性があります。また、避難所の衛生環境が悪化した場合に、体力のない高齢者や子供を中心に、インフルエンザ・新型コロナウイルス・ノロウイルス等の感染症がまん延する可能性もあります。こうした観点から寝具の清潔をできる限り保つことが重要です。
- 室内は、土足禁止とし、布団を敷くところと通路とを分けます。
- 入室時には、服の埃を払うよう、呼びかけます。
- アレルギーの人もあるため、埃などの清掃は定期的に行います。

ポイント

- 避難者の属性や乳幼児用・妊婦用・介護用の下着などのニーズに応じた衣類、季節に応じた衣類を確保します。
- 洗濯場や洗濯干し場の設置に当たっては男女別にするなどの配慮を行います。なお、性的マイノリティの方向けには、画一的な男女別の区分けによる対応が困難であることに留意することが必要です。
- 発災時に避難所では、長期の生活に必要な下着など衣類を持ち込めなかった方もいることから、衣類の清潔を保つための対策を講じておくことが重要です。そのため、洗濯機会の提供や下着を含む交換用の衣類の提供を検討しておきます。

13 衣類

【概要】

避難時に衣服が持ち出せない状況、万が一の断水等に伴い洗濯機が確保できない場合に備えて、クリーニング事業者の活用や十分な衣類等の確保策を講じておくことは有用です。

【チェック事項】

- 1-1 避難者の属性に応じた下着類を確保する
- 1-2 身体や季節に合った衣類を確保する

【解説】

- 「基本の考え方」にあるとおり、万が一の断水等で洗濯機が確保できないことも想定し、衣類等の確保策を講じておきます。
- 下着は清潔の保持のために必要ですが、サイズなども多岐にわたります。乳幼児用・妊婦用・介護用の下着など、特別なニーズもあります。衣服についても、身体や季節に合ったものを備蓄により確保することは難しい面があります。区市町村では、供給協定等により、多様なニーズに応えられるよう、準備をしておきます。
- 国28事例報告書では、使い捨ての下着や靴下があれば、着替えができ気分転換もできたのではないかという意見が挙げられています。
- 女性用の下着の配布にあたっては、女性の担当者が配布するなど、配布の仕方に留意します。

【チェック事項】

- 1-3 仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機）を確保する
- 1-4 洗濯干し場を確保する（男女別の洗濯干し場を確保する）
- 1-5 洗濯洗剤等洗濯キットを備蓄・確保する

【解説】

- 避難所での生活が落ち着いてきたころには、避難者自らが洗濯できる環境を整えます。
- 避難者自らが洗濯できる環境の確保に備え、平時に洗濯洗剤等の洗濯キットを備蓄・確保しておくことは、有用です。
- 衣類や寝具類は、洗濯や日干し・乾燥を行うように努めます。
- 長期間洗濯等ができない場合には、下着・靴下などについて新しいものとの取り替えが必要

となります。こうした場合に備えて、下着・靴下の確保も大切です。

- 洗濯場や洗濯干し場の利用に当たっては、家庭ごとに時間を決める、男女別の物干し場とする、パーティション等で区切るなどの配慮を行います。なお、性的マイノリティの方向けには、画一的な男女別洗濯場・洗濯干し場の区分けによる対応が困難であることを理解して対応策を検討します。

【チェック事項】

- 1-6 コインランドリーとの巡回バスやランドリーカーを確保する
- 1-7 クリーニングサービス提供のためのクリーニング事業者と協議する

【解説】

- 国6取組事例集では、災害時の洗濯支援として衣類及び寝具等を清潔に保ち、避難生活における衛生環境の確保を図るため、移動式ランドリーの提供を受ける協定を民間企業と締結した事例が挙げられています。
- 能登半島地震では、クリーニング事業者が被災地の避難所を巡回して洗濯代行サービスを提供するという支援が行われました。避難所の周辺地域のクリーニング事業者等、発災時の洗濯代行サービスが可能な事業者の活用などを検討しておきます。

ポイント

- 避難生活においては、避難者の健康維持のためにも身体を清潔に保つとともに、リラックスやストレス解消を欠かさないことが重要であるため、入浴機会を確保することは重要です。
- 避難所の仮設入浴設備については、男女別の時間設定や、性的マイノリティの方の個別利用、異性介護者による家族利用などへの配慮を行います。
- 既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切に対応します。
- シャワー、風呂の前後の健康管理（例えば、ヒートショックの防止など）に留意できる環境を確保します。

14 入浴

【概要】

入浴は、身体を清潔にするとともに、避難者のリラックスやストレス解消にも効果があるため、早期の対応が望まれます。

【チェック事項】

1-1 旅館・銭湯等の民間事業者との協定を締結する

【解説】

- 要配慮者については、デイサービスの利用なども含めて事前に検討しておきます。
- スフィア基準においては、入浴施設を50人に1つとすることが示されています。入浴機会の確保の観点から、地域のホテル・旅館、銭湯との入浴施設を活用できるよう、平時に協定を締結しておきます。
- 公衆浴場や施設での入浴を行う場合には、避難者の移動手段や介助等対応についても検討が必要です。

【チェック事項】

1-2 汚水に侵された時は汚れ落としを行う

【解説】

- 水害等で汚水に浸された場合は、感染症予防のためにも、汚れを落とす必要があります。

【チェック事項】

1-3 体を拭くためのタオル等を確保する

【解説】

- シャワーや入浴ができないときは、温かいおしぼりやタオル等を用いて体を拭き、できるだけ清潔を保つよう、タオルの提供など環境を整えます。

【チェック事項】

1-4 シャワーを浴びることができる環境を確保する

1-5 仮設風呂の資機材の備蓄等、風呂に入ることができる環境を確保する

【解説】

- 避難所でシャワー・浴槽が使用可能な場合、使用後は清掃を行い、浴槽・浴槽水は塩素剤で消毒し、消毒の効果について確認します。
- 避難所においてシャワーや入浴環境がとれない場合は、保健所への公衆浴場の再開状況の確認、福祉施設における入浴設備の利用や仮設入浴施設の設置を検討します。
- また、入浴機会の確保のために、各避難所に、災害用温水シャワーを備蓄しておくことも有効です。

【チェック事項】

1-6 シャワー、風呂の前後の健康管理に留意できる環境を確保する

【解説】

- ヒートショック*を防ぐため、入浴に関する注意喚起を行います。
- 国28事例報告書では、犯罪防止や風呂場で倒れたりすることを防いだりするために、受付をしてから使用できるような体制を取っていたという例が挙げられています。

*温度の急激な変化での血圧変動による健康被害。高齢者に多く、入浴中死亡の冬場に多くみられる。



風呂の利用については、避難者の状況に応じた配慮を行う

- 避難所にシャワーや入浴環境がある場合は、男女別の更衣室の確保を行います。
- 男女別の時間設定や、性的マイノリティの方の個別利用、異性介護者による家族利用などへの配慮を行います。
- 場合によっては、介助等に福祉ボランティアを活用することも考えられます。



感染症予防に向けて、シャワーを活用する。

- 水害等で汚水に侵された場合等は、感染症等の予防の為に、シャワー等で汚れを落とす必要があります。



仮設風呂等において、健康チェックに配慮する。

- 仮設風呂等においては、入浴前後の健康チェックについても配慮します。

【チェック事項】

1-7 入浴施設と避難所の送迎のためのマイクロバス等を確保する

区市町村

【解説】

- 発災時の入浴機会の確保について、避難所周辺に、公衆浴場等の入浴施設がなく、やむを得ず避難所から離れた地域の入浴施設と協定等締結する場合、避難所から入浴施設への避難者の移動手段を確保しておくことも必要です。

ポイント

- 年齢や性別、国籍にかかわらず地域に住んでいるすべての人が「住民」であり避難の対象です。発災時だけでなく、平時から配慮が必要な方に対して広報（災害時の避難所での対応内容、例えば、提供可能なアレルギー対応食品の詳細な内容や施設のバリアフリー化の状況のほか、発災時の避難に備えて常備薬の準備等の呼びかけなど）をしておくことが大切です。
- 避難所生活においては、女性や要配慮者の立場に立った運営が必要です。配慮が必要な人のためのスペースの確保や、避難者全員で見守る体制づくりが不可欠です。
- 指定避難所に避難してきた要配慮者を必要に応じて、福祉避難所や病院など、適切な施設へ移送することも想定しておきます。また、特に専門的な介護・医療までは必要ない要配慮者については、1次避難所としてホテル・旅館等の活用を検討することも有用です。
- 避難所運営体制構築にあたっては、女性や性的マイノリティの方、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の方にも平時からメンバーとして参画していただき、当事者の意見を避難所運営マニュアルに反映することも重要です。
- 避難所の関係者間で、要配慮者の状態やニーズについて情報共有を図り、体調管理を継続的に行います。

15-1 配慮が必要な方への対応

【概要】

避難所において、配慮が必要な方については、健康状態や困っていることなど、本人や家族から丁寧に話を聞き、必要な支援につなげていく必要があります。

【チェック事項】

1-1 配慮が必要な人の状況を把握するため、本人や家族からの聞き取りを実施する

【解説】

- 性的マイノリティの方にアウティング※が発生しないように、避難所運営にあたって情報管理、コンプライアンス遵守を徹底します。
※「アウティング」については、「3-1 避難所における二次災害の可能性の確認」の記載を参照願います。
- 避難所生活において、配慮が必要な方の例として、下記の表の事情に合わせた配慮の方法を参考に、どのような支援が必要かという点を確認しておきます。
- 要配慮者の方や性的マイノリティの方など配慮を必要とする方向けに、配慮ができる支援者（例えば性的マイノリティの方へはアライ※）の派遣・巡回、相談窓口の設置も考えられます。
※アライ（Ally）：性的マイノリティに対する理解や支援の意思を表明している人
- 避難者カードや、相談窓口、医師・保健師、ケアマネージャー等の巡回相談の機会を通じて、本人や家族、身近な支援者などからの聞き取りを丁寧に行います。気兼ねなく話ができるよう、個室などを用意して、プライバシーを守ります。
- 一方で、本人・家族からの聞き取りが困難な場合があることを認識しておく（虐待・DV・認知機能の低下・自閉症等を想定しておく）ことも重要です。

【チェック事項】

1-2 段差の解消など環境整備を検討する

【解説】

- 避難所のハード的な面からは、段差の解消や十分な通路幅（130cm以上）の確保、通路に出やすい場所の確保、洋式トイレやバリアフリートイレの確保、要配慮者スペースの確保などを行います。

【チェック事項】

1-3 避難者同士の見守り体制を確保する

【解説】

- 配慮を要する方も、一般の避難所で周囲の理解と簡単な手助けがあれば生活できる場合もあるため、地域で支え合えるような体制を通常時からつくっておくことが必要です。
- 家族や支援者が用事などで要配慮者のもとを一時的に離れることもできるよう、避難者同士の見守り体制をつくっておきます。
- 避難所においても児童虐待・DV等の状況が発生・悪化することがあり、児童福祉司・保健師等の支援・介入が必要との認識で巡回・相談体制を作っておくことが必要となります。

【チェック事項】

1-4 外国語による避難所内情報の提供を検討する

【解説】

- 在留外国人には、日系人、日本人の配偶者、定住者、就労関係、留学、興行、外交、研修、短期（親族訪問）など個人や国によってさまざまな来日の背景があることに留意しましょう。
- 外国人の中には、日本語がわからない人や、被災地の地理や事情に不慣れな人もいます。必要な情報を得ることが難しいと考えられるため、ボランティア等の協力も得ながら、可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等のわかりやすい言葉による情報提供を心がけましょう。また、絵や写真などを使って、多様な手段により情報提供を行うことを検討します。
- 防災カード、防災マップ、災害時情報データベースなども多言語に対応できるようにしておきます。
- 住民の必要な言語を調査し、防災カード、防災マップ、災害時情報データベースなど、あらかじめ多言語に翻訳されているものを印刷して避難所に置いておきます。

【チェック事項】

1-5 こころのケア専門職による巡回・派遣体制を確保する

1-6 こころのケア啓発活動等を検討する

【解説】

- 災害直後の精神的な動揺や精神症状の多くは、ひどいショックを受けたときに誰にでも起こりうる反応です。しかし、一部の方は、時間が経ってもその体験が過去のものとならずに、こころや体の不調が長引くことがあります。
避難者だけでなく被災したスタッフも含めた被災者について、必要に応じて巡回相談につなげたり、電話相談窓口を設置することが必要です。

【避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法】

141

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
要介護度の高い人 例：寝たきりの人など	食事、排せつ、衣服の着脱、入浴など、生活上の介助が必要。	✓ 簡易ベッド ✓ トイレを備えた介護室	✓ 介護用品(紙おむつなど) ✓ 衛生用品 ✓ 毛布 ✓ ビニール手袋(使い捨て) ✓ 消臭剤 ✓ やわらかく温かい食事	✓ 本人の状態に合わせゆっくり伝える ✓ 筆談など	✓ ホームヘルパー ✓ 介護福祉士 ✓ 管理栄養士・栄養士など	✓ 感染症対策 ✓ 医療機関や福祉避難所への連絡（必要に応じて移送）
自力での歩行が困難な人 例：体幹障害、足が不自由な人など	移動が困難なため、補助器具や歩行補助などが必要。	✓ 段差がなく、車いすなどで行き来しやすい場所	✓ 補助器具（杖、歩行器、車いすなど） ✓ 介護ベッド ✓ 洋式のトイレ	✓ 車いすからも見やすい位置に情報を掲示	✓ ホームヘルパー ✓ 介護福祉士など	✓ 車いすで利用できる洋式トイレの優先使用
内部障害のある人 ・ 心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能などの障害で、種別により様々な器具や薬を使用	・ 補助器具や薬の投与、通院などが必要。 ・ 見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。（定期的な通院、透析の必要性など）	✓ 衛生的な場所	✓ 日常の服用薬 ✓ 使用している装具など <u>オストメイト</u> ストーマ用装具など <u>咽頭摘出者</u> 気管孔エブロン、人工喉頭、携帯用会話補助装置など <u>呼吸器機能障害</u> 酸素ボンベなど <u>腎臓機能障害</u> 食事の配慮(タンパク質、塩分、カリウムを控える)	—	✓ 医療機関関係者 ✓ 保健師 ✓ 管理栄養士・栄養士 ✓ 関係支援団体など	✓ 感染症対策 ✓ 医療機関や医療機器メーカーへの連絡（器具や薬の確保） →必要に応じ医療機関に移送 <u>オストメイト</u> 装具洗浄場所を設置したトイレの優先使用 <u>呼吸器機能障害</u> 酸素ボンベ など
難病の人 ・ さまざまな疾患があり、人それぞれ状態が異なる（服薬のみで特別な支援は不要な方から常時看護や介護が必要な方まで。身体障害、知的障害、内部障害等）。 ・ 特殊な薬剤や継続的な服薬、医療的ケアを必要とする人がいる。	・ ストレスや疲労で症状が悪化する人がいるので配慮が必要。 ・ 医療的ケアや定期的な通院が必要。 ・ 見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。	✓ 衛生的で段差などのない場所 ✓ 防寒・避暑対策	✓ 日ごろ服用している薬 ✓ 嚥下機能の程度に合わせて、飲みやすい食形態の工夫や、経腸栄養を必要とする。 ✓ 使用している医療・支援機器など（本人や家族に確認）	✓ 本人の状態に合わせる（ゆっくり伝える、筆談など）	✓ 医療機関関係者 ✓ 保健師 ✓ 管理栄養士・栄養士 ✓ 関係支援団体など	✓ 感染症対策 ✓ 医療機関や医療機器メーカーへの連絡（器具や薬の確保） →必要に応じ医療機関に移送 <u>医療機器</u> 非常用電源の確保
ぜんそく アトピー性皮膚炎 食物アレルギー を有する人	・ 環境の変化で悪化する人もいる。 ・ 生命に関わる重傷発作に注意が必要。	✓ 衛生的な場所（土足禁止とするなど）	✓ 日頃服用している薬 ✓ 使用している補助具など <u>食物アレルギー</u> ✓ アレルギー対応の食品や、原因食物を除く食事（調味料にも注	<u>食物アレルギー</u> 食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表の掲示 ビブスなどで	✓ 医療機関関係者 ✓ 保健師 ✓ 管理栄養士・栄養士など	✓ 必要に応じて医療機関に移送 ✓ 周囲の理解 <u>ぜんそく</u>

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
	見た目ではわかりにくい場合もある。		意。炊き出しでは個別に調理） ✓ アナフィラキシー対策としてエピペン（アドレナリン注射器）	わかるようにする。		ほこり、煙、強いにおいなどが発作の引き金 アトピー シャワーや入浴で清潔を保つ
視覚障害のある人	視覚による情報収集や状況把握が困難なので、音声による情報伝達が必要	✓ 壁際で、段差のない場所（位置が把握しやすく、壁伝いに移動可能）	✓ 白杖 ✓ 点字器 ✓ 携帯ラジオ ✓ 携帯型の音声時計 ✓ 音声出力装置 ✓ 文字の拡大装置 ✓ ルーペや拡大鏡など	✓ 音声 ✓ 点字 ✓ 指点字 ✓ 音声入力装置 ✓ 音声変換可能なメールなど	✓ ガイドヘルパー ✓ 視覚障害者団体など	✓ 視覚障害者団体への連絡 ✓ 必要に応じて医療機関などに連絡
聴覚障害のある人	- 音による情報集や状況把握が困難なので、視覚による情報伝達が必要 - 見た目ではわかりにくい場合もある	✓ 目から情報が入りやすい場所（情報掲示板や本部付近など）	✓ 補聴器（補聴器用の電池） ✓ 筆談用のメモ用紙・筆記用具 ✓ テレビ(文字放送・字幕放送) ✓ 救助用の笛やブザー ✓ ライト（暗い場所でも対応できる）など	✓ 情報掲示板 ✓ 手話 ✓ 遠隔手話通訳 ✓ 遠隔文字通訳 ✓ 筆談 ✓ 要約筆記 ✓ メール ✓ 文字放送など	✓ 手話通訳者 ✓ 要約筆記者 ✓ 聴覚障害者団体など	✓ 聴覚障害者団体への連絡 ✓ 本人の希望に応じてシールやビブスの着用により「支援が必要」である旨を表示
補助犬 ・補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のこと	- 身体障害者補助犬法に基づく補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、避難所に同伴できる。 - 補助犬の受入れは身体障害者補助犬法で義務付けられている。	✓ 補助犬使用で受け入れる。 ✓ アレルギーなどに配慮し別室にするなど（あまり離れると情報や支援が遠くなる可能性があるため、こまめなケアが必要）	✓ ドッグフード ✓ ペットシートなど	✓ 盲導犬使用者へは音声や点字等、聴導犬使用者へは手話や筆談等、その方に応じた方法により情報を伝える。	✓ 視覚障害者や聴覚障害者への情報伝達を支援する者、 ✓ 補助犬関係団体など	✓ 必要に応じて視覚障害者団体、聴覚障害者団体 ✓ 補助犬関係団体へ連絡
知的障害のある人	- 環境の変化が苦手なこともある。自分の状況を説明できない人が多い。 - 個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法などを確認する。	✓ パニックになったら落ち着ける場所(静養室など)	✓ 自宅住所や連絡先の書かれた身分証など	✓ 絵や図、メモなど ✓ 伝え方 ・ゆっくり ・やさしく ・肯定的に 例：「あっちへ行ってはだめ」ではなく「ここに居よう」と	✓ 知的障害者施設 ✓ 特別支援学校関係者 ✓ 保健師など	✓ 本人が通う施設や特別支援学校へ連絡 ✓ トイレ利用時に介助者をつけるなど配慮が必要な場合もある
発達障害(自閉症など)の人	環境の変化で不安になりやすい。困っているこ	✓ 居場所を示し、間仕切りなどを	✓ 個別対応 配給の列に並べないことがある		✓ 保健師 ✓ 精神保健福祉士	✓ けがや病気に注意（痛みがわからな

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
	とを説明できない。集団行動が苦手な人が多い。 個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法などを確認する。	設置 ✓パニックになったら落ち着ける場所（静養室など）	感覚過敏で特定のものしか食べられない 食べ物の温度にこだわり 重度の嚥下障害でペースト食が必要など	場所を示す	など	い) ✓必要に応じて医療機関などに連絡（薬の確保など） ✓トイレ混雑時の利用方法（割り込みの許可など）を検討
精神疾患のある人	- 適切な治療と服薬が必要。 - 環境の変化が苦手な人もいる。 - 見た目ではわかりにくく、自ら言い出しにくい。	✓ひどい混乱や興奮など精神症状の強い場合は、落ち着ける場所（静養室など）	✓日頃服用している薬など	✓本人の状態に合わせゆっくり伝える	✓保健師 ✓精神保健福祉士など	✓必要に応じて医療機関などに連絡（薬の確保など）
妊産婦	自力で行動できる人が多いが、出産まで心身の変化が大きく安静が必要。	✓衛生的で段差などのない場所 ✓防寒・避暑対策	✓日頃服用している薬 ✓妊婦用の衣類・下着 ✓毛布 ✓妊婦向け食料 ✓衛生用品など ✓ポータブルお産セット	—	✓助産師 ✓医療機関関係者 ✓保健師など	✓洋式トイレの優先使用 ✓感染症対策 ✓必要に応じて医療機関に連絡
乳幼児・子ども	- 感情を十分言語化できないため、災害時には、疾患にかかりやすい子や、赤ちゃんがえりする子もいる。 - ヤングケアラーや養育者がいない子供の発見と支援が必要。	✓衛生的な場所 ✓防寒・避暑対策 ✓子どもが騒いでもよい環境 ✓授乳室やおむつ替えの場	✓紙おむつ ✓粉ミルク・液体ミルク（アレルギー対応含む） ✓ミルク調整用の水 ✓哺乳瓶 ✓離乳食 ✓おしりふき ✓日ごろ服用している薬 ✓防犯ブザーやホイッスルなど	✓絵や図、実物を示す ✓伝え方 ・具体的に ・ゆっくり ・やさしく	✓保育士、保健師など	✓感染症対策 ✓子どもの特性に応じたメンタルケア ✓暴力防止対策
女性	避難所利用者の約半数を占めるが、運営への意見が反映されないこともある。	✓プライバシー確保設備設置等（着替え、性被害防止等のため）	✓女性用の衣類・下着 ✓生理用品 ✓防犯ブザーやホイッスル ✓鏡や化粧品、爪切りなど	✓特定妊婦をキャッチして支援	✓相談は女性が対応する	✓運営に女性が参画 ✓暴力防止対策 ✓トイレや更衣室などを男女別にする ✓生理用品の廃棄方法や同性配布 ✓性別役割の固定を防ぐ
性的マイノリティの方	性的マイノリティの方も多様であり、配慮すべ	✓外見による形式的利用割振りをしない	✓物資配布時に男女の分けを徹底しない	✓性的マイノリティに配慮ができる相談場所・居場所等	✓性的マイノリティの相談を受けられる窓口	✓性別役割の固定を防ぐ ✓運営側によるアウト

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
	き事項が多岐にわたることを理解する。 ・ 性的指向に基づく配慮や性自認に基づく必要の配慮事項は異なる。	✓ 男女双方利用可能なトイレや、個室の更衣室、風呂などの設置など		があることを伝える	✓ 相談員 ✓ アライの巡回等 ※アライ（A l l y）：性的マイノリティに対する理解と支援の意思を表明している人	イングが生じないように情報管理、コンプライアンス遵守を徹底する ※アウティング：誰かの性のあり方を第三者に勝手に伝えること
育児・介護・介助の同伴で異性の方	・ 介助を行いやすくするため、男女双方使えるトイレの設置や、風呂の利用等で個別の時間を設ける。					
外国人	・ 日本語の理解力により、情報収集が困難なので、多言語などによる情報支援が必要。	✓ 礼拝する場所（宗教による）	✓ 災害や緊急時の専門用語の対訳されたカード ✓ 多言語辞書	✓ 通訳、翻訳 ✓ 絵や図・実物を示す ✓ やさしい日本語で伝える ・ ひらがな ・ カタカナ	✓ 通訳者など	✓ 日本語が理解できる人には、運営に協力してもらう。
文化・宗教上の理由で食べられないものがある人	・ 見た目ではわからない場合もあるので、事前に食べられないものの確認が必要。	—	✓ 認証を受けた食品 ✓ 特定の食物をのぞいた食事（調味料などにも注意）	✓ 食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表を多言語で掲示	✓ 通訳者 ✓ 管理栄養士・栄養士など	—
手の不自由な人	・ 箸だけでなく、スプーンやフォーク等を用意する。 ・ 平らな皿が使いづらい方もいるので、深皿も用意する。 ・ 紙コップではやわらかく持ちづらいため、片手コップや柄の大きなコップ、両方に柄が付いたコップ等の軽いものを用意する。 ・ 携帯シャワートイレは、災害時等に停電等でシャワートイレが使用できない状況において、手指に障害をお持ちの方等は直接ふき取り等ができないため、清潔なトイレ環境を確保するために家族の方や介護の方が使用するのに有効。 ・ 食事に配慮が必要な人は、管理栄養士に相談して対応する。					
けがや病気の人	・ 衛生的な場所で安静に過ごせるよう配慮し、防寒・避暑対策をする。 ・ 病気が感染症の場合は、個室に移動させ、医師などの派遣を依頼する。 ・ 必要に応じて近隣の医療機関に移送する。 ・ 食事に配慮が必要な人は、管理栄養士に相談して対応する。					
避難所外避難者	・ 情報や支援物資が行き届かないことがあるため、個別避難場所の状況を把握する必要がある。 ・ 避難所以外の個別避難場所への食料や物資の配布方法、情報の提供方法を検討する。					
帰宅困難者	自宅までの距離が遠く帰宅を断念した人や、帰宅経路の安全が確認されるまでの間、一時的に滞在する場所を必要とする帰宅困難者などの受入れについては、施設内に地域住民とは別のスペース（できれば別室）に受け入れるなど配慮する。					

（事例 静岡県焼津市 聴覚障害者などを対象にした洪水ハザードマップの学習会）

静岡県焼津市では、河川課と防災部局が連携して出前講座を実施しています。出前講座の中で、聴覚障害者の方々などを対象にした洪水ハザードマップの学習会を開催しました。聴覚障害者の方が所属する団体から、焼津市に依頼があったことがきっかけでした。

学習会では、焼津市の担当職員が説明スライドの作成、説明を行いました。説明内容を伝えるために、聴覚障害者一人一人に同団体の手話通訳者が付き補助を行いました。スライドの作成にあたっては、聴覚障害者の方が目で見えてわかりやすいものとなるよう配慮をしました。通常口頭で説明するような内容も文字にして、分かりやすく、短い言葉を使うようにしました。説明内容は、一般の方に伝える内容に加え、聴覚障害者の方に特に知ってほしい「災害時の情報の受け取り方」も伝えました。

この学習会への参加が、聴覚障害者にとって「自分の住んでいる街の洪水のリスクを知り、いざという時の避難について考えるきっかけ」となっており、運営側にとっても、災害の情報伝達の手段について、音以外の情報でどんな方法が分かりやすいかなど、「聴覚障害者の視点で防災を考えるきっかけ」となっています。

この学習会では、手話のサポートにより情報を適切に伝えることができました。このように配慮が必要な方に情報を伝える際には、外部の機関と連携して、それぞれのニーズに配慮した説明方法、内容を準備しておく必要があります。



左：焼津市ホームページ「広報やいづ2022年11号」P16、右：焼津市河川課提供資料

（事例 兵庫県三田市 外国人参加の防災訓練の企画・実施）

外国人の多くは母国での災害経験がない、日本語に不安があり地域の防災訓練に参加しにくいといった現状があります。そこで、兵庫県三田市では、訓練を通して日本の災害や防災活動を知ってもらうため、市の人権共生推進課、危機管理課、消防本部、三田市国際交流協会が連携しながら「外国人のための防災訓練」を毎年行っています。

訓練は、ボランティアによる通訳やサポートにより、体験を中心とした内容としています。参加者に気軽に参加してもらうために、子供の消防服着用体験など「楽しめる」雰囲気づくりを心掛けています。SNSなど広報も工夫をしていますが、口コミも重要で、参加して良かったと思えるイベントになるようにしています。取り組みを継続することによって、より多くの外国人に参加してもらうことが重要と考えています。



三田市国際交流協会ホームページ「【報告】外国人市民防災訓練（市受託事業）」

（事例 大阪府 8言語の「避難所会話シート」）

大阪府では、震災が発生してから、各避難所に通訳ボランティアが到着するまでの数日間に、外国人被災者が避難所生活で困らないように、必要最低限の意志伝達ができるようにするため、多言語の「避難所会話シート・外国人避難者用質問票」を作成しています。

英語

（1）ほしいもの / What you want
 （日）
 ①食べ物 ②水 ③着るもの ④上着/Tシャツ/ズボン/下着/靴下 ⑤毛布
 ⑥タオル ⑦薬 ⑧生理用品 ⑨おむつ（子ども用）⑩おむつ（大人用）
 ⑪粉ミルク
 （英）
 ①food ②water ③clothes jacket/T-shirt/trousers/underwear/socks ④blanket ⑤towel
 ⑥medicine ⑦sanitary goods ⑧diaper (for baby) ⑨diaper (for adult)
 ⑩powdered milk

韓国語

（日）配布時間は、____時、____時、____時です。
 （韓）배부시간은 ____시, ____시, ____시입니다.



「避難所運営マニュアル作成指針」（大阪府 令和5年5月改訂）

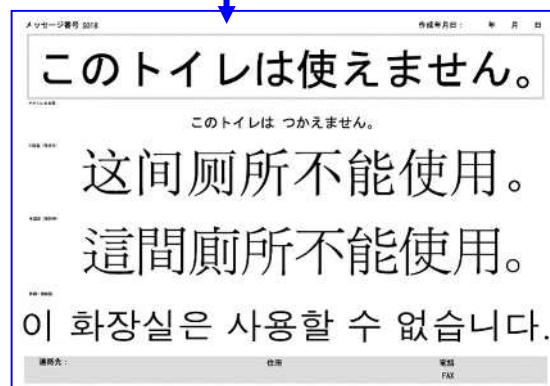
（事例 一般財団法人自治体国際化協会 多言語音声情報作成ツール・多言語表示シート）

一般財団法人自治体国際化協会では、多言語音声情報作成ツールや多言語表示シートを同協会のホームページ上で公開しています。平時からこのようなツールを活用して、避難所に関連する情報を多言語化しておくことが重要です。

なお、こちらには5/2の文例のシートを掲載していますが、災害時多言語情報作成ツールをインストールした場合、さらに詳しい情報を加えた、1/6/6の文例が使用できます



No	分類	日本語	PDF	PDF
S00-1	施設	避難場所	シートA	シートB
S00-2	施設	本部	シートA	シートB
S00-3	施設	受付	シートA	シートB
S00-4	施設	炊飯所	シートA	シートB
S00-5	施設	男	シートA	シートB



「一般財団法人自治体国際化協会ホームページ」

15-2 避難者の滞在可能性の検討

【概要】

要配慮者の状況に応じて、専門的な介護・医療が必要な場合、福祉避難所への移動や施設・病院への入院・入所を検討していく必要があります。事前に、移送の判断ができるようなチェックリストを作成し、トリアージ内容、搬送方法及び搬送経路を確認しておくことで円滑に進みます。

また、福祉避難所が被災したり、そのスタッフが被災することも想定し、指定避難所に配慮スペースを備えておくことが重要です。

【チェック事項】

2-1 福祉避難所・一般避難所の配慮スペースへの移動を検討する

【解説】

- 要介護・障害の程度が高く、専門的なケアなどの特別な配慮が必要な場合や、妊婦や乳幼児のいる家庭を専門にケアする避難所への入所が望ましい場合に、受入れ体制の整った福祉避難所への移動を検討します。また、福祉避難所が被災したり、そのスタッフが被災することも想定し、一般避難所（指定避難所）に配慮スペースを準備しておくことも大切です。
- 福祉避難所は、施設種別、入所・通所施設の別、規模も様々で、要配慮者も要介護度や障害種別が様々であるため、マッチングが重要です。可能であれば、高齢者・障害者・母子など施設種別に応じた要配慮者がマッチングできることが、円滑な支援につながります。
- 福祉避難所でケアに当たる専門職に、要配慮者の状況を詳しく引き継げるよう、避難所での聴き取り記録を整理しておきます。
- 福祉避難所では、要配慮者に加え、その介助者が同行し避難生活を送ることが想定されるため、介助者分のスペースや物資・器材等を確保することも不可欠です。

福祉避難所、避難所（要配慮者スペース含む。）で受ける介護保険サービスについて

国福祉避難所マニュアルでは、福祉避難所でのホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法の実施を想定しており、災害救助法による救助とは予定していないとしています。一般の避難所（要配慮者スペース含む。）においても同様です。

- 能登半島地震においては、被災者の命と健康を守るため、高齢者などの要配慮者の方について、環境の整ったホテル・旅館等への避難が実施されました。特に専門的な介護・医療までは必要ない要配慮者については、1次避難所としてホテル・旅館等の活用を検討することも有効です。
- 東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）においては、可能な限り多くの避難所等を確保するために、区市町村におけるホテル・旅館等の活用を支援するとしています。
- 令和2年6月に、東京都は都内の主要のホテル・旅館3団体（東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、（一社）全日本ホテル連盟関東支部、日本旅館組合東京支部）と「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」を締結しており、東京都内において大規模な地震等の災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合等において、区市町村が実施する避難所及び一時的な避難場所の確保について、締結先団体に対して、支援を要請することとしています。

【チェック事項】

2-2 福祉避難所・一般避難所の配慮スペースへの移動手段を確保する

【解説】

- 福祉避難所への移動手段について、福祉タクシーや施設の車の利用（費用負担を決めておく。）など、幅広く検討し確保しましょう。福祉車両は、乗降にある程度の広さが必要です。
- 移動先の福祉避難所が被災したり、そのスタッフが被災することも想定されます。万が一の場合に備えて、一般避難所（指定避難所）の配慮スペースへの移動手段も検討しておくことが重要です。

【チェック事項】

2-3 施設・病院への入所・入院を検討する

2-4 施設・病院への入所・入院手続きを手配する

【解説】

- 福祉避難所での生活が難しい場合（福祉避難所の入所枠は本来の入所者が使用しており、トイレや風呂などはバリアフリーになっているが、居室等はホールなど共同スペース等での対応となる場合が多い）や、医療的な処置が必要な場合は、施設や病院への入所・入院を検討します。

15-3 ボランティアニーズの把握

【チェック事項】

3-1 避難者のボランティアニーズを把握する

3-2 在宅避難者のボランティアニーズを把握する

3-3 ボランティアを要請する

3-4 ボランティア受入を実施する

3-5 受入れ済みボランティアが目でわかる目印を検討する

- 本編「4 受援体制の確立」の「4-3 ボランティア受入れ体制の確立」（57～61ページ）を参考にしてください。

ポイント

- 避難所生活において、配慮が必要な避難者の立場に立った運営が必要です。配慮が必要な人のためのスペースの確保や、避難者全員で見守る体制づくりが重要となります。
- 女性が避難所運営の意思決定に加わることや、避難所のリーダーや副リーダーに必ず女性を配置し、女性のニーズを踏まえた避難所運営マニュアルを作ります。また、避難所運営委員会の構成員は、4割以上は女性とすることを目標とします。
- 過去の震災では、避難者から子供が安心できるスペースや遊び場の確保を求める声が上がった事例がありました。避難所において、子供の心に落ち着きを与えるためにも、キッズスペースや学習スペースの確保は不可欠です。
- 乳幼児や子育て家庭等のニーズを把握することが必要です。子供にも意見を聴く等、大人の視点だけでなく、子供の視点で避難所生活上のニーズを把握することが必要です。
- また、避難所運営マニュアルには、「女性や子供に対する暴力防止」のための対策を組み入れます。

16-1 女性・子供への配慮

【概要】

男女双方の視点を反映した避難所運営を行うために、女性や子供の支援ニーズを把握しておきます。

【都の対応】

- 妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドラインを作成し、区市町村を支援しています。（福祉局）
- 女性視点に加え、高齢者や障害者等多様な視点に立った防災行動を示し、あらゆる方に手に取っていただく「東京くらし防災」を作成し、都民への普及啓発を行っています。（総務局）

【チェック事項】

1-1 女性、妊産婦等が避難生活をする際に備えるべきことを確認する

【解説】

- 避難生活において、女性特有の用品の確保、異性の目が気にならない環境、性被害などの犯罪を防ぐ安全な環境などに配慮します。具体的には、参考資料の委員会参考資料6「女性の視点に配慮した避難所チェックシート」などで、確認していきます。
- 妊婦は、妊娠週数及び個人により、心身の特性と生活上の留意点が大きく異なるとともに、母体と胎児の安全のため、継続した観察とケア、衛生環境の確保が重要です。
- 産婦は、分娩後の回復期特有の身体症状があり、ホルモンバランスの変化によるメンタル面での負担が大きい時期で、衛生環境の確保と育児支援が不可欠です。
- 乳幼児は、月年齢により、心身・発育の成長が著しい時期ですが、身体機能が大人に比べて脆弱なため、清潔の保持や感染症対策が必要となります。
- 特に配慮が必要な特定妊婦がいることを認識し、保健師等のサポートが必要となることを想定しておくことは重要です。

【チェック事項】

- 1-2 女性特有の物資（生理用品等）を確保し、配布場所を設ける。その際、配布は女性から行うよう配慮する

【解説】

- 女性や妊産婦の特性に応じて支援物資を確保します。配布数や種類を柔軟にすることも必要です。
- 女性用下着や生理用品、おりものシート、清浄綿、母乳パッドなど、配布に当たっては女性の担当者が配布する、女性用トイレや更衣室に置いておくなど、配慮が必要なものもあります。
- 女性特有の物資以外の物資の配布においても、F t M、M t F※などの性的マイノリティの方の存在にも配慮して配布することが大切です。

※M t F（male to female）：心の性は女性で身体の性は男性の方

F t M（female to male）：心の性は男性で身体の性は女性の方

「令和元年度 職場におけるダイバーシティ推進事業 報告書」（厚生労働省）

【チェック事項】

- 1-3 備蓄に当たっては、女性の視点からの「備蓄チェックシート」を活用し、品目の選定をする
- 1-4 防犯上の観点から、女性用の洗濯干し場/更衣室/休養スペース/入浴施設等を設置する
- 1-5 女性用トイレの数は、男性用よりも多くする（再掲）
- 1-6 女性用トイレを、昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する（再掲）
- 1-7 授乳室/スペースの設置を実施する
- 1-8 母子（妊産婦及び乳幼児）避難スペースの設置を検討する
- 1-9 キッズスペース（子供の遊び場）や学習のためのスペースの設置を検討する

【解説】

- 人目を気にしない女性専用の更衣室、授乳室のほか、子供が泣いたり騒いだりしても気兼ねなくしてすむ親子避難スペースやキッズスペースを設置します。
- 学校の体育館には更衣室がないことが多いため、単身女性や女性のための世帯だけのエリアや専用室をつくる、パーティションで区切るなどし、プライバシーの確保に努めます。
- 避難所に想定される最大避難者数を確認し、既設トイレの状況（配管等の状況も考慮しながら）、備蓄トイレの種別、個数を計画していきます。また、女性用対男性用の割合は、3：1が理想的といわれています。

【その他にもこんな取組があります】

- 乳幼児・子供の預かり、女性による相談窓口、女性サロンを設置する。
- 災害特別休暇（保育・介護のためなど）を男女ともに取得できるようにする。
- 子供のためにおもちゃを準備する。（電気を使わないおもちゃや、高齢者の方と一緒に遊べるように、けん玉、こま、お手玉、あやとり、折り紙なども有効）
- 子供が身体を動かす、絵を描くなどができる遊びの機会を提供する。

(事例 女性や高齢者等の視点を活かした「東京くらし防災」)



東京都では、女性の視点に加え、高齢者や障害者等多様な視点に立った防災行動をビジュアル的にもわかりやすく解説した冊子「東京くらし防災」を作成・配布し、広く都民への普及啓発を行っています。

乳幼児を持つ 親同士で支え合おう

月齢の近い赤ちゃんがいるなど、境遇が似た人との交流は、避難生活を送るうえで力になります。共感し合える相手があると、心の支えにもなります。

子供に安心感を与えるには
ママやパパがおだやかで
笑顔でいることが一番！



妊産婦や赤ちゃんはデリケート 不調のサインを見逃さない

十分な栄養と水分の補給、衛生的な環境の確保が難しい避難生活では、心身の健康状態を特に注意深くチェックすることが重要です。お腹が張る、悪露や出血の急な増加、乳児の哺乳力の低下など、気になる症状があった場合は医師や看護師に相談しましょう。



子供の変化を 受け止めて見守ろう

災害で子供が受けた恐怖やストレスは、行動の変化になって現れます。注意しても聞かずに騒ぎ続けるなど、いつもと違う様子はそのサインかもしれません。しっかりと受け止め、周りの大人はあたたく見守りましょう。

④「東京防災」235 ページ

子供がのびのびと 遊べる時間と場所を作ろう

避難所の限られた場所でも、子供たちが集まって遊べる場所を作ることが大切です。また、できる限り子供をひとりにしないこと。遊び相手にボランティアの手を借りるのもよいでしょう。



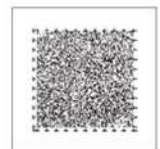
もしかして虐待？ をそのままにしない

子供は、信頼できる養育者との間で「自分は守られている」という思いを持つことが基本的な安心感につながります。避難所で、もし、育児放棄や虐待などの現場に直面した場合、周囲の人や専門の相談機関などに相談しましょう。



災害時の子供の心のケア

- ☐ 「安心感」を与える
- ☐ 「日常」を取り戻すことを助ける
- ☐ 被災地の映像をくり返し見せない
- ☐ 子供は自ら回復する力があることを理解し見守る



出典：ユニセフ「災害時の子どもの心のケア」
<https://www.unicef.or.jp/kokoro/>

「東京くらし防災」(東京都総務局 令和5年9月)

（事例 世田谷区 妊産婦・乳幼児のための災害への備え）

世田谷区では、妊産婦や乳幼児を対象とした、災害対応のためのリーフレットを作成し、（母子健康手帳交付時に）配布しています。常時からの備えのほか、災害が発生したときに、自宅から避難する時の持ち出し品、在宅避難を想定した備蓄品、また、自宅で安全に過ごす家具の置き方などを、わかりやすく伝えています。



（事例 東京都 妊産婦・乳幼児の心身の特性を踏まえた支援のポイント）

東京都では、妊産婦・乳幼児は、時期により心身の状況が大きく変化し、保健医療的なケアが欠かせない時期であるためその特性及び支援のポイントを示しています。

妊娠中期の心身の特性

- 胎動を感じ始める。
- つわりなどの妊娠初期の症状がおさまり、食欲が回復する。
- 体内を循環する血液量は、この時期に一番大きく増大する。胎児にも血液を必要とし、鉄分の需要量が増大するため、貧血を起こしやすい。
- 妊娠 24 週頃から、腹部が大きくなってくる。
- 腰痛や足のむくみを起こしやすい。
- 妊娠高血圧症候群にかかりやすい時期である。



「妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン」
（東京都福祉保健局（現：福祉局） 平成 26 年 3 月改訂）

（事例 東京都 子供の「遊び」の機会の創出）

東京都では、能登半島地震の被災地支援の取組として、都内の企業・団体と連携し、ボッチャなどのパラスポーツ体験やデジタル遊びのイベントを輪島市で開催しました。

発災時の避難所において、子供の遊びの機会を確保することは子供の心の回復の観点からも重要であるため、地域の多様な主体（企業や NPO 等の団体、ボランティア等）と平時から連携体制を構築しておくことが大切です。



（事例 山形県酒田市 女性防災リーダーを育成し、酒田市避難所運営マニュアルの改定に女性の声を反映）

山形県酒田市では、女性防災リーダー育成講座の受講者を公募し、平時からの女性の防災意識の向上に努めています。女性防災リーダー育成講座の受講者は、市の広報や地域の民生・児童委員などを通じて募集し、大学講師による防災講義及びグループワーク等を通じて防災に関する意識やスキルの向上に努めています。

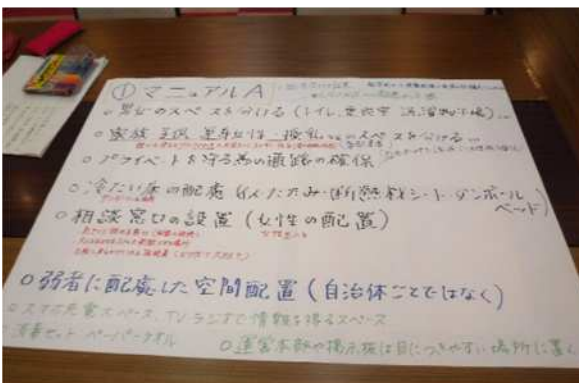
講座の運営は、庄内地域で活動している庄内女性防災ネットの女性防災士の方々にも協力していただきました。講座を開催するに当たり、酒田市、大学講師及び庄内女性防災ネットの三者でweb会議を行い、講座の内容や進行及び役割などについて話し合いを行いました。

また、女性防災リーダー育成講座の受講者が参画するワークショップを通じて、講座とワークショップにつながりをもたせながら避難所運営に関する意見を集約し、避難所運営マニュアルの改定に役立てました。ワークショップは、山形県の自主防災アドバイザーから講師を務めていただき、参加者を班分けした上で、マニュアルの項目を各班に割り振って検討しました。自分の班の担当の項目を検討するだけでなく、ワールドカフェ方式※で他の班の様々な検討結果を見ながら、自分の班の検討を深めるという工夫を行い、講師に随時確認してもらう作業を行いました。

※ワールドカフェ方式：カフェでくつろいでいるようなリラックスした雰囲気に対話を行いながらアイデアを出し合う方式。参加者を4～5人ずつに分け、テーブルごとにテーマを決めて対話を進める。一定時間が過ぎれば、テーブルのメンバーを入れ替え対話を繰り返す。

女性防災リーダー育成講座は土曜日を開催日とし、無料で利用できる託児サービスを開設することで女性が参加しやすいような配慮を行い、3年間で延べ152名（実人数110名）の方々から参加いただきました。

酒田市では今後、本講座を受講した女性の方々からは、受講を通じて得た防災・減災の知識を活かして、各地域の共助力向上への貢献に期待し、男性の方々からは、防災に関心を持って勉強している女性たちを知って頂き、男女共同での避難所運営を始め、地域で共に防災活動に取り組んで頂きたいと考えています。



「防災分野における女性の参画促進～好事例集～」
（内閣府男女共同参画局 令和3年）

16-2 女性の活躍環境の確保

【概要】

女性のニーズに配慮した避難所運営を行うためには、女性が運営に参画し、女性の視点を反映させることが不可欠です。

【チェック事項】

2-1 女性や子供のニーズについて意見が反映できる環境を確保する

【解説】

- 避難所の運営に当たり、女性や要配慮者の声を活かし、きめ細かな配慮を行うためには、女性が避難所運営に参画していくことが重要です。避難所運営会議の構成員は女性が4割以上となることを目標とします。
- ヤングケアラーや養育者がいない子供の発見と支援をすることが必要です。

【チェック事項】

- 2-2 避難所のリーダーや副リーダーに、女性と男性の両方を配置するなど、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立する（再掲）
- 2-3 困りごと相談窓口の設置（女性やボランティアの協力を得る）する
- 2-4 高齢者・障害者・乳幼児等の介護・介助をする者が抱える課題や困りごとの積極的な掘り起しを実施する
- 2-5 安心して話せる女性だけの場を確保する

【解説】

- 女性が安心して悩みや不安を話せるよう、相談窓口には、女性の相談員も配置します。女性、男性、性的マイノリティとカテゴリを分けての相談窓口の設置は、アウティングにつながる恐れがあるため、避ける必要があります。
- 声をあげにくい人の意見も汲み取りやすいよう、意見箱なども設置します。
- 避難者の中に配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある方がいる場合は、その加害者に居所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底します。
- 配偶者暴力などの相談窓口を周知します。配偶者暴力や性暴力などの相談には、専門的な支援が必要です。参考資料の掲示資料13「女性・子供の被害防止のための普及啓発チラシ」などを参考に、平常時から、地域の相談機関を調べて用意しておきます。



避難所運営において、性別等により役割を固定化しないようにする。

- 炊き出しや洗濯、清掃など、家事全般が女性の仕事といった役割分担をせず、男女を問わずできる人がやる、という方針で運営します。

【その他にもこんな取組があります】

- 要支援者用の窓口を設置
- 避難所に女性のためのクリニックや助産師によるからだ相談を開設
- 妊産婦のための食べ物、健康管理について栄養士会に相談

ポイント

- 避難所においては、窃盗などの犯罪や性被害・性暴力、火災が発生する可能性を必ず考慮することが重要です。その対策として、消防団・自警団等による地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、性犯罪防止策、相談体制強化等の検討が必要です。
- また、DVや性被害・性暴力の被害に対して相談しやすい体制を構築することも不可欠です。
- 避難所は、住民の生活の場であり、自宅同様に安全・安心な環境でなければなりません。そのために、支援者・避難者全員で見守る体制を構築します。
- 避難所での火災の発生の未然防止、万が一火災が発生した場合の被害抑制のために、火気管理の徹底や消防用設備等の確認など、防火安全対策を図ることが重要です。

17-1 防犯対策

【概要】

過去の災害時には、残念ながら、被災でのショックや、様々な方が出入りするという状況の下で、窃盗などの犯罪や、DV・性被害・性暴力が起こる事態もありました。

避難者が心から安心して安全に避難生活を送れるよう、治安を維持する必要があります。

【チェック事項】

1-1 平常の防犯活動を確認する

【解説】

- 平時：地域の消防団、自警団などでは、平常時の防犯活動を通して、地域や地域住民を熟知しているため、災害時にも、地域や地域住民の異変に気づきやすい面があります。
- 平時：災害などの非常時を想定した防犯活動なども、備えとして行います。
- 避難所開設時：避難所を訪れた方には、必ず窓口で受付をしてもらい、不審者等が立ち入ることがないように管理します。
- 避難所開設時：防犯・防火班が中心となって、避難所内外の巡回を行い、戸締り、火気点検等を実施します。また、不審者等を発見した場合は、不審者に声掛けをして抑制すること、すぐに通報することが重要です。

【チェック事項】

1-2 避難者同士の見守り体制を確保する

【解説】

- 犯罪被害に遭いやすい女性、子供、高齢者などが孤立しないように、声を掛け合います。

【チェック事項】

- 1-3 仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策を実施する
- 1-4 防犯上の観点から、女性用の洗濯干し場/更衣室/休養スペース/入浴施設等を設置する（再掲）
- 1-5 女性用トイレを、昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する（再掲）
- 1-6 特に女性においては、トイレ・入浴施設付近での性犯罪発生防止を実施する
- 1-7 地域の防犯・見守り体制を確保する

1-8 警察の巡回・派遣体制を確保する

1-9 自主的な防犯活動を行う団体等の結成を実施する

【解説】

- 女性、子供、高齢者等から危険な個所などを聞き取り対応します。
- プライバシーの確保にも配慮しつつ、パーティションの配置や高さに留意するとともに、できるだけ死角をつくらないようにします。
- 特に夜間には、トイレ・入浴施設とそこに至る動線の照明を確保します。
- 過去の災害時に、避難所において支援者を装った犯罪が発生したこともありました。トイレなど死角になりやすい場所や人通りの少ない場所に行くときには複数人で行動するように呼びかけるなど、注意します。



防犯に向けたメッセージ等を周知徹底する

- 災害時に被災者や支援者に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を、掲示等により周知・徹底します。



必要に応じて警戒レベルを強化する

- 警備強化が必要な場合、警察との連携や巡回の依頼、警備員の雇用など柔軟に対応します。



相談しやすい体制をつくり、不審情報を共有する

- 相談窓口寄せられた不審情報などを共有し、犯罪の未然防止に努めます。
- 相談しやすいよう、プライバシーの保護（個室の確保など）や男女の相談員を置くなど工夫します。



被害に遭った場合の専門相談窓口を周知する

- DVや性被害・性暴力の被害を受けた場合に、迅速に専門的な相談対応やケアを受けられるよう、相談窓口を周知します。
- 避難者が配偶者・パートナーからのDVやストーカー等の被害に遭っている場合もあるため、避難者の同意がない場合は、第三者への個人情報提供を行ってはいけません。



性犯罪の防止

- 防犯・防火班が中心となって、避難所内外の巡回を行います。また、不審者等を発見した場合は、すぐに警察や避難所運営責任者に通報します。
- 性被害などの犯罪を防ぐため、人から見えにくい場所や暗い場所、人通りが少ない場所には注意するよう周知します。
- 特にトイレなど死角になりやすい場所や人通りが少ない場所に行くときは、複数人で行動するよう周知します。
- 性被害などの犯罪を防ぐため、安全性確保の観点から、トイレは明るい場所に設置するなどの配慮が不可欠です。
- DVや性被害・性暴力の被害に対して相談しやすい体制を構築することが重要です。
- 性別や年齢に関わらず、誰もが性犯罪の被害者になりうることを意識して行動します。

17-2 防火対策

【概要】

避難所運営委員会では、避難所の火災の発生を未然に防止するとともに、万が一火災が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、次に掲げる防火安全対策を図る必要があります。

【東京都の対応】

消防署は、避難所に指定されている防火対象物（建物）について、適宜、消防用設備等の点検・報告の状況等を確認し、必要に応じて指導しています。（東京消防庁）



防火担当責任者を位置付ける

- 避難所における防火管理上必要な業務を行うため、当該施設が消防法第8条に基づき防火管理者を選任している場合は、避難所運営委員会の防火・防犯班等に置き、防火担当の責任者に位置付けてください。なお、防火管理者が欠けた場合は代行者を指定し、防火管理上必要な業務を行ってください。
- 防火管理者を選任していない施設では、防火・防犯班の班長が、防火対策を担当します。



火気管理を徹底する

- 避難所の居室スペース内では、コンロ等の調理器具の使用は抑制します。
- 石油ストーブ等の暖房器具を使用する場合は、転倒防止措置を図るとともに、衣類、寝具等の可燃物から安全な距離を保ちます。



消防用設備等の確認を行う

- 消火器、避難器具等の設置位置、操作要領等を把握するとともに、地震等により消防用設備等が使用できない状態となっていないかを確認します。
- 消防用設備が破損等している場合は、避難所運営委員会に報告し、施設管理者と、点検及び修理の措置をとるとともに、避難者が使用しないよう「使用不能」の表示をします。



施設等の避難経路の確保を行う

- 階段、通路等の避難施設は、火災の予防又は避難に支障となる物件等を置かないように管理します。
- 避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、鍵等を用いず容易に開放できるように管理します。



放火防止対策を講ずる

- 避難所の屋内及び屋外、ごみ集積所等は、整理整頓に努めるとともに、定期的に巡回し警戒に当たります。



避難所利用者への注意事項の周知徹底を図る

- 参考資料の掲示様式15「防火安全に係る注意事項」を参考に、避難所の見やすい場所に掲示し、避難所を利用する方（避難者、避難所外避難者、支援者等）への周知徹底を図ります。



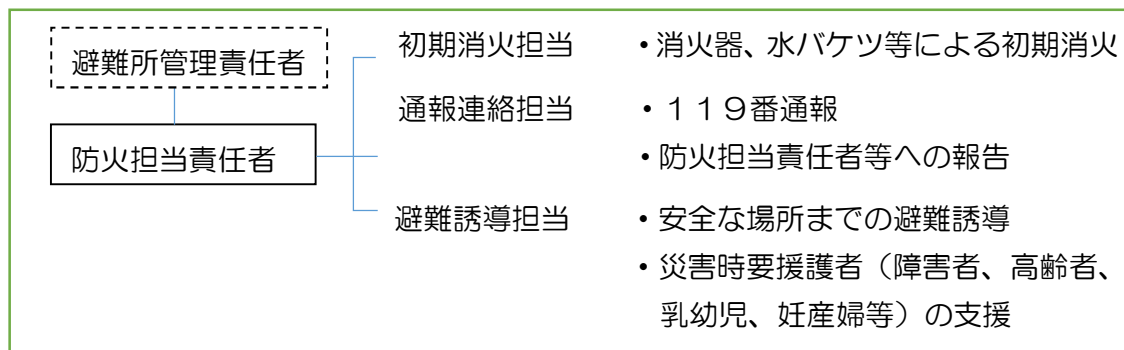
自衛消防組織のしくみを活用して火災発生時の体制を準備する

- 避難所施設に自衛消防組織がある場合は、そのしくみを活用して、万一避難所で火災等が発生した場合には、初期消火、通報連絡、要配慮者の避難誘導を行えるようにします。
- 自衛消防組織の人数が不足する場合は、臨時的に消防活動が行えるような体制をとります。

（自衛消防組織）

自衛消防組織は、災害時の初期活動や応急活動を円滑に行い、利用者の安全を確保するため、防火対象物の管理権限者は、自衛消防組織を設置しなければなりません。

自衛消防組織では、平常時から、消防計画に消火活動、消防機関等への通報、避難誘導を行うこととしています。



17-3 ガソリン・灯油などの管理

【概要】

避難所では、ガソリン、灯油などの危険物を用いて、非常用電源、暖房器具を使用する場合があります。危険物による火災や爆発などの事故を防ぐために、管理を適切に行うことが必要です。

【東京都の対応】

- ・消防署は、避難所で貯蔵し、取り扱う危険物について、事前に相談を受け付けます。
 - ・消防署は、避難所で、貯蔵し、取り扱う危険物の量により、必要となる申請、届出などを事前に説明し、必要な検査を実施するほか、安全な取扱い方法について指導します。
- （東京消防庁）



危険物の正しい取扱い方法を知る（事前）

- 危険物の貯蔵、取扱い方法は、消防法や条例に規定されていますが、発災時などで通常の使用が難しい場合の具体的な対策として、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（平成25年10月3日付消防庁通知）が出されています。（詳しくは、最寄りの消防署に相談することが大切です。）
- 平時から、消防署の協力を得て、各避難所での危険物の貯蔵、取扱い方法について具体的な計画を立てておきます。
- 危険物を貯蔵し、取り扱う場所は高温となる場所や火気のある場所を避けます。
- 危険物を貯蔵する容器は、金属製の容器などその性質に応じた安全な材質のものを選びます。
- 危険物の量を変更する場合や、申請、届出の内容を変更する場合も必要な手続きについて消防署に確認します。



- 特に、避難所を地域の電源供給地とする場合には、校庭などの使用方法や区分方法についてシミュレーションしておきます。

危険物を適正に取り扱う（発災時）

- 貯蔵する危険物の量は必要最小限とし、貯蔵場所に関係者以外が立ち入らないようにします。
- 危険物を詰め替える場所は、可能な限り屋外で行います。
- 危険物を容器に小分けする場合は、急激な詰め替えは避け、容器の下に受け皿を置くなどして、あふれたり、飛散したりしないようにします。
- 漏れ、あふれた危険物を拭き取った雑巾は、屋内に放置せず、火災となる危険のない風通しの良い屋外で安全に乾かします。
- 危険物を貯蔵し、取り扱う場合は、見やすい場所に標識や掲示板を立てて、注意喚起を行います。
- やむを得ず屋内で取り扱う場合も、可燃性の蒸気が残らないよう、換気に注意します。
- 危険物の取扱いは、十分なスペースを確保して行います。
- 危険物を燃料とする非常用電源や暖房器具は、防火上安全な場所で使用し、酸欠等にも注意します。
- 誤ってガソリンを混ぜてしまった灯油を暖房器具等で使用すると火災の恐れがあり、非常に危険です。絶対に使用しないでください。
- 危険物を使用する機器に異常を感じたら、直ちに使用を中止してください。

ポイント

- ペット同行・同伴避難は、動物愛護の観点のみならず、飼い主の命を守り、安全な避難行動を確保する観点で取り組むことが大切です。さらに、災害時にペットが逸走すると、地域社会の公衆衛生対策や安全対策にかかわる問題にもつながります。
- ペット同行・同伴避難は、ペットだけでなく、飼い主の生命・身体の安全を確保する観点から重要です。ペットを避難所に受け入れるにあたっては、ペットが苦手な方、アレルギーをお持ちの方にも配慮をする必要があります。そうしたことから、事前にペットを受け入れる準備を整えておくことが必要です。それに加え、指定避難所を補完する機能として、ペット同伴避難に特化した避難所を準備しておくことも有効です。
- ペットの対応の重要性を避難所運営に携わるメンバー間で理解したうえで、受入体制を整えます。飼い主参加型のペット同行・同伴避難訓練を実施します。ペット同行・同伴避難訓練の実施にあたっては、ペットへの身体的負担を考慮し、猛暑、厳冬の時期はできるだけ避けるなどの配慮が必要です。やむを得ず、これらの時期に実施する場合、ペットへの暑さ対策、寒さ対策を十分に講じるようにします。

（注）同行避難と同伴避難

- ・「同行避難」は、被災者がペットとともに危険な場所から安全な場所へ避難することを指します。
- ・「同伴避難」とは、災害の発生時に、飼い主が同行避難したペットを指定避難所などで飼養管理する状態を指します。ただし、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要です。

（令和6年11月 内閣府「避難所の現状・課題について」をもとに作成）

18 ペットへの対応

【概要】

【都の対応】

- ・ 区市町村における避難所等での動物の受入体制の整備について、情報提供を行うなど支援を行います。（保健医療局）
- ・ 区市町村備蓄分（餌・ケージ等）が不足した場合には、区市町村は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保するよう努めます。（保健医療局）
- ・ 資材調達、獣医療支援受入れ等の窓口の設置に努めます。（保健医療局）
- ・ 区市町村や東京都獣医師会を始めとした関係各団体等との連携を強化し、他区市との相互支援体制の確立に努めます。（保健医療局）
- ・ 被災動物の救護活動について、区市町村や東京都獣医師会を始めとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保を含めた動物救護体制を検討していきます。（保健医療局）
- ・ 避難所等から動物保護施設への負傷した動物等の受入れ等に関する仕組みを整備していきます。（保健医療局）

【チェック事項】

1-1 ペット同行・同伴避難のルールを確認する

区市町村

【解説】

- 災害時のペットの避難について、国の「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月 環境省）では、被災した飼い主の心のケアの観点からも重要として、同行避難を前提としています。
- また、危害防止及び動物愛護の観点から、犬猫等の遺棄・放置を防止するためにも、住民に対して、飼養動物の同行・同伴避難に関する周知をしておくことが必要です。
- 区市町村は、都（保健医療局健康安全部環境保健衛生課）及び東京都獣医師会等の関係団体と連携し、飼養動物の同行・同伴避難の体制づくりに努めます。
 - （ア）避難所施設にに応じて、避難所内又はその近接地等に同行・同伴避難動物の飼養場所を設定します。設定に当たっては、避難所内での動線や避難者居住スペースとの位置関係などに配慮します。
 - （イ）資材（餌、ケージ等）の選定、確保、備蓄、更新等に努めます。

【チェック事項】

1-2 ペット滞在ルールを作成、確立する

1-3 ペット滞在の可否、ペット滞在ルールを事前に周知する

1-4 ペット滞在ルールの周知、掲示を実施する

1-5 ペット滞在場所を設置する

【解説】

- 避難所へのペットの同行避難は、被災者がペットとともに移動を伴う避難行動することを指し、ペットの同伴避難は、発災後に飼い主が飼養しているペットを指定避難所などで、飼養管理すること（状態）を指します。
- 動物が苦手な方や、動物アレルギーの方への配慮のため、人とペットとの居住スペースの区分が求められる面もあります。避難所は、学校や公民館など、本来目的がある施設を活用するので、避難所が解消した後のことも含め、平時の施設利用者を念頭においた対応をとることが求められます。
- 地域や避難所施設の特性もあるため、避難所ごとに、事前にペットの取扱いについて、どのような動物は避難所で受け入れるのか、ペットスペースはどこにするのか、居住スペースと区分するかしないかといったことを話し合っておくことが不可欠です。
- 人とペットの居住スペースを区分する方法としては、避難所内の一角をペットスペースとする方法や、テント等を活用して校庭の一角をペットスペースとする方法もあります。
- 避難所での飼育が難しい動物については、動物愛護センターを案内します。



保護されたペットや捜索中のペットに関する情報を集約する

区市町村

- 発災時の、住民からの逸走動物に関する問合せ等の情報管理体制を整備します。
(避難所等 ⇄ 区 ⇄ 都・動物救援本部 等)
- 避難所では、掲示等により逸走動物の情報提供を行います。



ペットの同行・同伴避難について平時から普及啓発を図る

区市町村

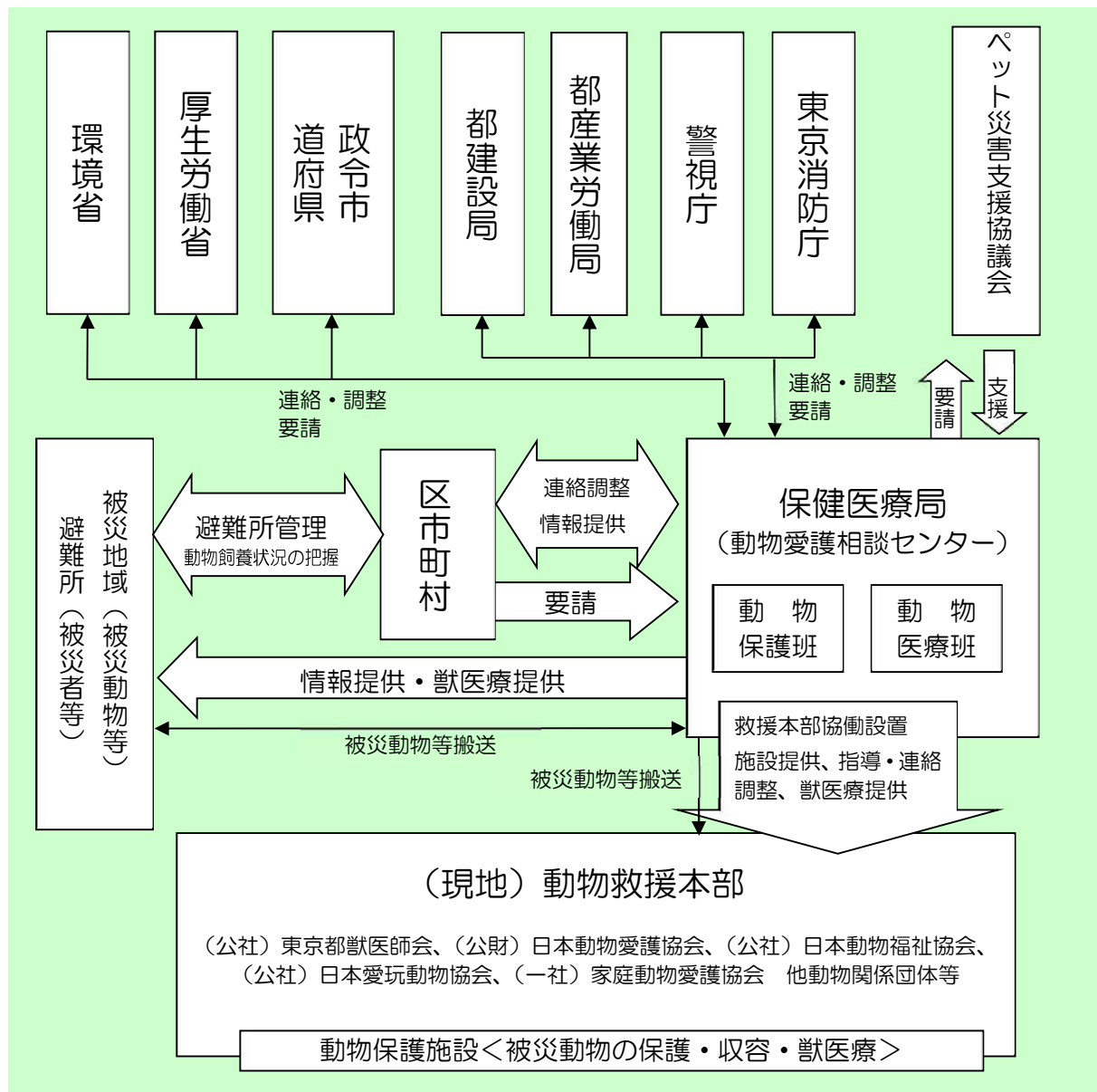
- 次のような事項について、住民への普及啓発を図ります。
 - (ア) 災害に備えた動物との同行避難等の具体的な方法及び避難所における動物の適正飼養
 - (イ) 首輪に鑑札等(猫等は迷子札、マイクロチップ)、身元の分かるものを着けるなど、社会のルールに従った管理
 - (ウ) 行政等が作成、配布する各種リーフレット等を参考にした各家庭における避難計画の検討
 - (エ) 飼い主による動物用避難用具の確保、点検及び保管
(例) 餌、水及び容器、引き綱、ケージ、ふん等の汚物処理用具
 - (オ) 動物の健康管理
(例) 狂犬病等の予防ワクチン接種、ノミなどの外部寄生虫の駆除・予防
 - (カ) 「しつけ」の実践
(例) ケージに嫌がらずに入る、トイレは決められた場所でする、無駄吠えをしない、他人や他の動物を怖がらない等



避難所での動物救護体制について関係団体と連携して行う

区市町村

- 避難所における動物救護体制について、東京都獣医師会等の関係団体等との連携を強化しておく必要があります。
 - (ア) 飼い主等による動物の飼養管理に対する支援(情報収集、支援要請の流れ等)
 - (イ) 避難所等に設けられた避難動物への獣医療提供等の支援



（事例 大田区 災害時のペット対策の取組）

大田区では、「大田区ペットの災害対策ガイドライン」、「避難所におけるペット対応標準マニュアル」を策定し、避難所の運営会議における検討を促すとともに、住民への普及啓発などを実施しています。



飼育場所のイメージ

事例1：テント内や屋根がある駐輪場等で管理



④ 飼育管理-4

区への報告（PHS、FAXなど）

- ・飼育頭数（内訳）
- ・活動状況
- ・飼い主が不明のペット数
- ・在宅避難者のニーズ
- ・要請内容 など

情報の流れ



「大田区ホームページ」

（事例 三鷹市 ペットの防災対策チラシと同行避難訓練）

三鷹市では、ペットの防災対策について、チラシを作成して普及啓発を図っています。総合防災訓練の中で、ペット避難体験エリアを設け、ペットとの同行避難を体験する取組や避難所でのペットの飼育方法等の啓発を行っています。



「三鷹市ホームページ」

（事例 品川区 ペット飼養者のための研修「しながわ防災学校 ペット×防災」）

東京都品川区では、ペット飼養者のための防災研修を平成29年から5回実施しています。令和4年度は17名が参加しており、ペット飼養者以外も参加しています。

研修は、発災時にペットと同行避難する場合の注意点や、日ごろから災害に備える必要性を学ぶことを目標に実施しています。研修の中では、ペットと同行して避難所に来た人が、自ら避難所を開設・運営するワークショップを実施しています。ワークショップでは、NPO法人 ANICEが開発したスターターキットを活用して、最初にペットを連れて避難所に来た人が、あとから来る避難者に避難場所を指示する方法、飼育スペースの設置方法など、さまざまなミッションをクリアして運営方法を学んでいく内容となっています。（理解を深めるためにワークショップにて活用しており、実際の避難所へは未配備）



「品川区ホームページ」

研修の周知にあたっては、区の広報誌、防災学校HP、区のSNSを活用し、幅広い区民に参加してもらえるようにしています。

研修を行ったことで、ペット飼養者が「発災時は、まずは飼い主自身でペットを守る環境をつくらねえといけねえ」と考えるきっかけになっています。

※NPO 法人 ANICE 避難所に到着した飼い主向けのスターターキット

NPO 法人 ANICE では、ペットの飼い主向けに、ペット飼育スペースをいち早く設置することが可能なスターターキットを開発しています。このスターターキットを準備しておくことで、避難所内の混乱を防ぎつつ、避難所内にペット飼育スペースを設置することが可能です。



避難所に到着した飼い主様へ

このスターターキットをあけた方は、
上から順番にカードの指示に従ってください。
ペットの受け入れ準備が開始されます。

ペット飼育スペースをいち早く設置することで、
避難所内の混乱を防ぐことができます。

他の飼い主にも声をかけ、みんなで協力していきま
しょう。

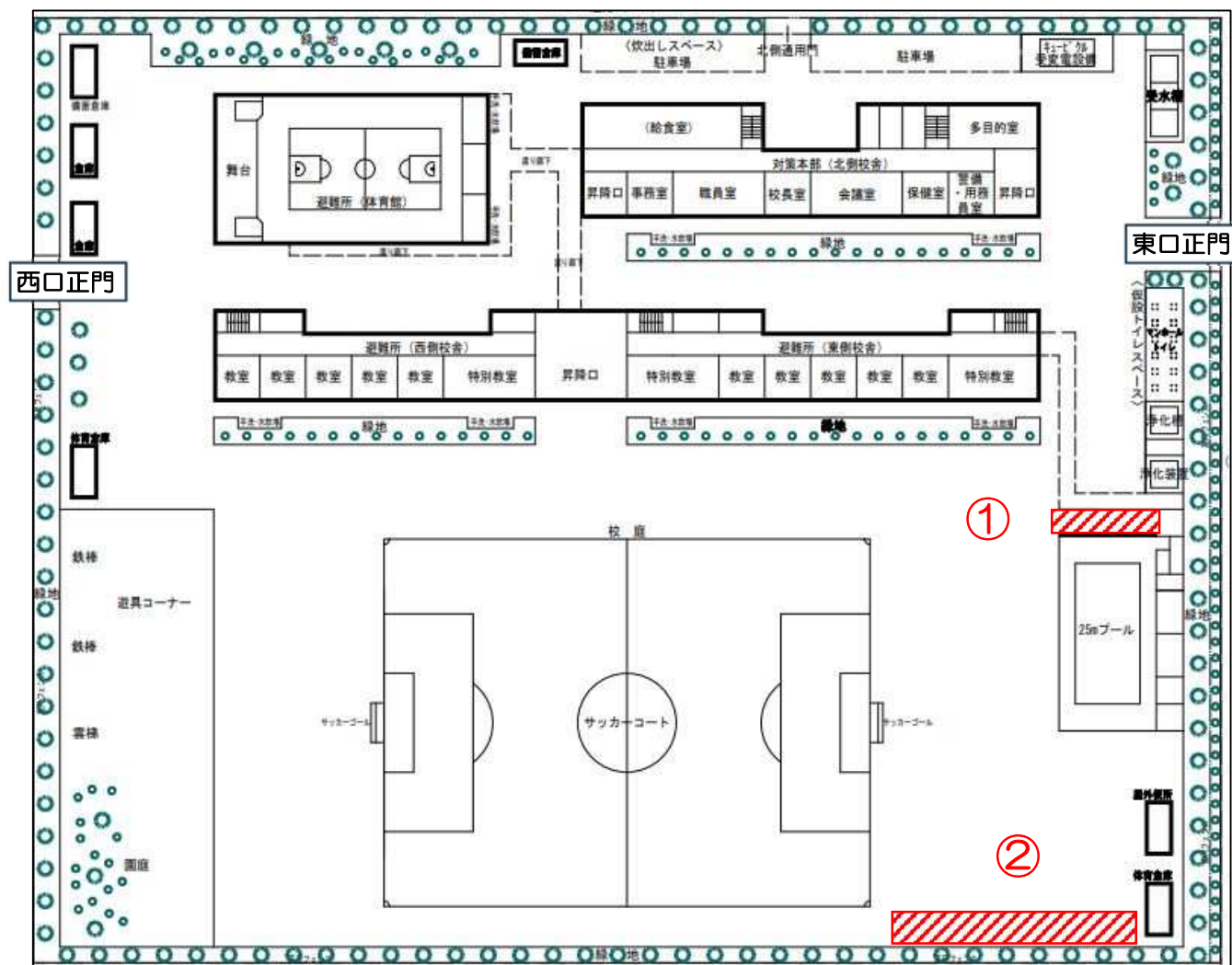
人と動物の共生を考える市民ネットワーク
特定非営利活動法人 ANICE (アニス)

「NPO 法人 ANICE 提供資料（スターターキット）」

スターターキットの使用例

たとえば、下の学校避難所でスターターキットを使い、飼い主同士が協力してペット飼育場所を用意していく場合の要件や流れは以下の通りです。

<学校避難所のレイアウト 門は「西口正門」と「東口正門」の2か所>



【避難所で決まっているといいこと（要件）】

- ペットの避難を受け入れる（★必須要件）
- ペットの飼育場所は「ペット飼育スペース①」（校庭南側）と、「ペット飼育スペース②」（プールの更衣室）の2か所
- 北側校舎（対策本部）にペットが入ることはできない。（避難所ルール）
- 炊き出しスペースや衛生管理が必要な場所に、ペットを近づけたり排泄させたりしてはいけない。（避難所ルール）
- 天候によって特別教室、昇降口が利用可能

【スターターキットの主旨】

混乱する避難所で、訓練や経験を積んでいない人でも、運営本部に用意されている1冊のマニュアルを読み込む暇がなくても、上からカードの指示に従えば作業が進んでいく仕組みを、避難所のレイアウトや建物の間取り、ルールに合わせ、オーダーメードで作成できる。

＜スターターキットに盛り込む内容の例＞

- ① 指示カード：A5サイズ 1枚にやるべきことを1項目ずつ順番に記載
- ② 掲示するポスター（A3 ラミネート加工）や、設置する場所のイメージ

＜指示カード A5 ラミネート加工＞

ミッションカード1

ミッションカード No.1

ペット同行避難者どうし、声をかけ、協力して作業を進めてください。
同行したペットを仮に置く場所を決め、作業の間、管理する役割の人に居てもらおうかペットのそばにこのカードを掲示しておきます。

※作業が終わったら、このミッションカードは、「ミッション終了」と書いてあるビニール袋に入れて、次のミッションに進みます。ミッションカードNoは預んでも構いません。

＜添付する掲示用ポスター A3 ラミネート加工＞

ペット飼育スペースの
設置作業中です。
暫定的にこの場所にペットを
置いています、
準備が整い次第、移動させます。

緊急連絡番号

＜指示カード A5 ラミネート加工＞

ミッションカード2

ミッションカード No.2

この2枚の案内掲示を、
東口正門の分かりやすい場所に貼りましょう。

※作業が終わったら、このミッションカードは、「ミッション終了」と書いてあるビニール袋に入れて、次のミッションに進みます。ミッションカードNoは預んでも構いません。

＜添付する掲示用ポスターA3 ラミネート加工 2枚＞



＜指示カード A5 ラミネート加工＞

ミッションカード3

ミッションカード No.3

この2枚の案内掲示を、
西口正門の分かりやすい場所に貼りましょう。

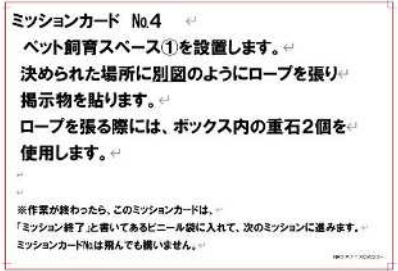
※作業が終わったら、このミッションカードは、「ミッション終了」と書いてあるビニール袋に入れて、次のミッションに進みます。ミッションカードNoは預んでも構いません。

＜添付する掲示用ポスターA3 ラミネート加工 2枚＞



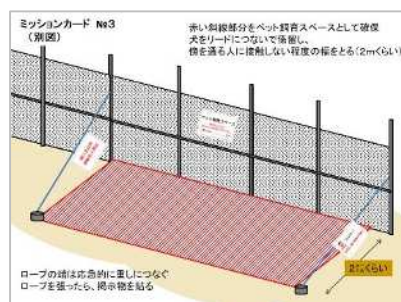
<指示カード A5 ラミネート加工>

ミッションカード4



+

ペット飼育スペースの例
 A5 ラミネート加工



<添付する掲示用ポスター A3 ラミネート加工>

ペット飼育スペース

事故防止のため
 飼い主以外無断立ち入り禁止
 ご用の方は_____まで。

飼い主以外
 無断立ち入り禁止



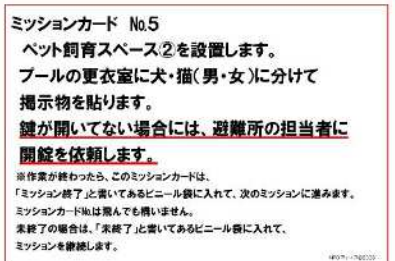
おねがい！



いぬに、さわらないでね！

<指示カード A5 ラミネート加工>

ミッションカード5



<添付する掲示用ポスター A3 ラミネート加工>

犬の飼育場所



猫の飼育場所



<指示カード A5 ラミネート加工>

<添付する掲示用ポスター A3 ラミネート加工>

ミッションカード6

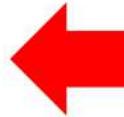
ミッションカード No.6

ペット飼育受付を設置します。
使用できる机(1台)や椅子(2脚)を借りてきて
ペット飼育スペース①のそばに配置し、
必要資材を並べ、掲示物を貼ります。

※作業が終わったら、このミッションカードは、
「ミッション終了」と書いてあるビニール袋に入れて、次のミッションに進みます。
ミッションカードNo.6は損んでも構いません。
未終了の場合は、「未終了」と書いてあるビニール袋に入れて、
ミッションを継続します。

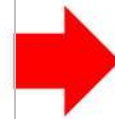
NPO 法人 ANICE

ペット同行避難
受付はこちら



ペット同行避難
受付はこちら

ペット同行避難
受付



2018 NPO 法人 ANICE

2018 NPO 法人 ANICE

以下指示カードが続く～

ミッションカード7 ペット受付を開始

ミッションカード8 ペット関連掲示板の設置

ミッションカード9 ペットの排泄物廃棄場所を決めて案内掲示

ミッションカード10 その他、掲示物の掲示（以下見本）

ミッションカード11 飼い主が集まりペット飼育スペースのルールの確認 など

ペット飼育スペース 事故防止のため 飼い主以外無断立ち入り禁止 ご用の方は まで。	飼い主以外 無断立ち入り禁止	おねがい！ きけん！ ここに、はいらないでね！	おねがい！ いぬに、さわらないでね！	おねがい！ ねこに、さわらないでね！
無断で食べ物を 与えないでください。 飼い主が管理しています。	臆病です。 咬傷事故防止のため さわらないでください。	さわらないで！	臆病です。 近づかないで！	ペット飼育スペースで 異常が生じていたら まで ご一報ください。
排泄物は きちんと 処理しましょう。	臭いは苦情の 原因です。 みんなで協力して 掃除しましょう！	ゴミをきちんと 片づけよう！	排水溝を清潔に！ 抜け毛や食べ残しを 片付けましょう！	飼育ルールを守り みんなで協力して 愛犬・愛猫を 守りましょう！
【重要】 入室・退室の際は 必ず台帳に 記入しましょう！	■犬の散歩ルートの移動はこのルートで■	動物が苦手な方、アレルギー等で 一緒にいられない方に配慮し、 避難所内の人と動物との動線も 分けましょう。	■動物の排泄物はこの場所を終えましょう■	■ペット飼育スペースの掃除当番■

「NPO 法人 ANICE 提供資料（スターターキットに含まれているポスターの例）」

（事例 新潟県 ペット同行避難）

新潟県では平成16年の中越地震において動物の救済に関して様々な教訓を得ました。中越地震では、避難所に連れていけなかった動物が数多く自宅に残されたため、ヘリコプターで餌を運ぶ活動をしたことで全国的に注目されました。しかし、ペットの保護収容には労力がかかること、避難された方にとってペットの存在は非常に大きいことから、ペット同行避難の重要性が挙げられ、対策が行われることとなりました。



「新潟県ホームページ、新潟県中越大震災動物救済本部活動の記録」

発災時のペット受入れ体制の構築の一助とするため、令和3年4月に新潟県が「市町村・避難所運営者のためのペット同行避難所運営マニュアル」を作成しました。このマニュアルは、「自助・共助・公助」の考えに基づき作成され、行政（公助）がダメージを受けた場合でも、飼い主や避難者同士が協力して（自助・共助）ペットの受入れ等が進められるようにしています。



「新潟県ホームページ、市町村・避難所運営者のためのペット同行避難所運営マニュアル」

マニュアル策定後には、研修会等の機会を活用して市町村職員に対する助言や支援を行ったり、常に情報の共有や交換ができる場としても活用したりしています。マニュアル策定の翌年には、県の獣医師会と共同でペット同行避難に係る市町村との研修会を実施しました。またペット同行避難に係る関係者の連絡先を掲載した一覧を作成し、市町村や獣医師会と情報を共有しています。

さらに今後は、県内の約半分の市町村が地域防災訓練においてペット同行避難に関する模擬訓練を行っているため、その模擬訓練に県としても関わりながら助言・支援を行っていくことを想定しています。

ポイント

- 地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となるとされています。
- 避難所を解消するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら、避難者に落ち着き先の要望に沿う形で支援し、避難所の解消につなげることが大切です。

19-1 避難生活が長期化した場合の対応

【概要】

避難生活が長期化した場合、避難者の状況に応じてより過ごしやすい環境を確保できるホテル、旅館等への移動や、住まいの確保など生活再建に向けた準備が必要になってきます。

【チェック事項】

1-1	二次避難所として、ホテル・旅館等の活用を検討する	区市町村
1-2	避難者の状態に応じて別の避難所への移動を検討する	区市町村
1-3	避難者の状態に応じて二次避難所（ホテル・旅館・民泊施設等）への移動を検討する	区市町村
1-4	住まいの選択肢についての情報提供を実施する	区市町村
1-5	被災者台帳の作成準備を実施する	区市町村
1-6	生活再建支援情報の周知を実施する	区市町村

【解説】

- 能登半島地震においては、被災者の命と健康を守るため、特に高齢者などの要配慮者の方について、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難が実施されました。
- 東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）においては、可能な限り多くの避難所等を確保するために、区市町村におけるホテル・旅館等の活用を支援するとしています。
- 令和2年6月に、東京都は都内の主要のホテル・旅館3団体（東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、（一社）全日本ホテル連盟関東支部、日本旅館組合東京支部）と「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」を締結しており、東京都内において大規模な地震等の災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合等において、区市町村が実施する避難所及び一時的な避難場所の確保について、締結先団体に対して、支援を要請することとしています。

19-2 避難所の解消に向けた話し合いの実施

【概要】

災害救助法では、避難所は短期の緊急避難が基本です。設置期間が長期にわたる場合には、施設が本来の使用目的で使用できないなどの問題が生じてきます。そのため、ライフライン等の復旧状況を踏まえ、避難所も段階的に縮小・統合を図り、閉鎖に向けて取り組むことが必要です。

【チェック事項】

2-1	ライフライン事業者との連絡体制強化を実施する	区市町村
2-2	ライフラインの復旧目安についての周知を実施する	区市町村
2-3	退所目途の把握を実施する	区市町村
2-4	避難所以降の落ち着き先意向調査を実施する	区市町村
2-5	意向調査の結果に応じて仮設住宅・公営住宅等の確保支援を実施する	区市町村
2-6	引越しの見守りを実施する	区市町村

【解説】

- 避難所生活の長期化を防ぐため、避難者の置かれている現状を正確に把握する必要があります。避難者の自立に障害となる問題点の解決に向け、個別相談や関係機関との調整を行います。
- 避難所から生活の場を移すことを実感できるように、ライフラインの復旧状況の周知や、支援情報の提供などを行います。
- 福祉避難所についても、要配慮者で自立が可能な方は落ち着き先の確保と生活再建に向かいます。施設入所等が必要な方については、専門職の見立てやマッチングにより、各人に適した施設種別への入所を調整します。
- 解消時期等について、避難者と十分な話し合いを行い、理解を得ることが不可欠です。できるだけ、代表者だけでなく、多くの避難者と話し合う必要があります。

19-3 避難所の解消の検討

【概要】

避難者の退所の方向性が決まったら、避難所の縮小・統合について検討・実施し、避難者全員が退所する時点で避難所の閉鎖を行います。



避難所の縮小・統合を検討する

区市町村

- 自立し避難所を退所した避難者の居住スペースは、残っている避難者で分けるのではなく、そのスペースは、避難所として開設された学校の授業再開も見据えて、居住区域の縮小に努めます。
- 避難者の減少の状況を踏まえ、近隣の避難所との統合を行います。

【チェック事項】

3-1	施設管理者との事前協議を実施する	区市町村
3-2	解消の目安を検討する	区市町村
3-3	避難所の解消予定日を内外に周知を実施する	区市町村
3-4	避難所解消後の在宅者支援体制を検討する	区市町村

【解説】

- 原則として、避難所に避難者がいなくなった時点で閉鎖しますが、閉鎖の判断は、避難所運営委員会、災害対策本部及び施設管理者が協議して決定します。
- 避難所は、避難所外避難者の支援拠点でもあるため、避難所閉鎖後の支援をどのように行うかについても、決めておく必要があります。
- 避難施設の備品等を毀損していないかを確認します。時間が経過すると、責任の所在があいまいになったり、毀損の原因等が不明瞭になりがちなため、毀損している場合には、管理者にすぐ連絡し対応する必要があります。
- 閉鎖後は、本来の施設の業務に使用しますので、避難所開設以前の状態に戻します。
 - (ア) 使用していたスペースを清掃し、移動した備品等を元に戻します。
 - (イ) 避難所運営に係る記録や使用した台帳等を整理し、災害対策本部に引き継ぎます。閉鎖後の事務は、災害対策本部で行いますので、避難所運営委員会の代表者等の連絡先を明確にしておきます。

参考文献・取材等協力

タイトル	発行年月	著者等
避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)	令和6年12月	内閣府
避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	令和6年12月	内閣府
避難所におけるトイレ確保・管理ガイドライン	令和6年12月	内閣府
在宅・車中泊避難者等の支援の手引	令和6年6月	内閣府
福祉避難所の確保・運営ガイドライン	令和3年5月	内閣府
避難情報に関するガイドライン	令和3年5月	内閣府
避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集	令和6年3月	内閣府
避難所の現状・課題について	令和6年11月	内閣府
平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書	平成29年4月	内閣府
大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針	平成27年2月	内閣府
災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～	令和2年5月	内閣府
指定緊急避難場所の指定に関する手引き	平成29年3月	内閣府
熊本地震を踏まえた応急対応・生活支援策の在り方について	平成28年12月	内閣府
避難所運営マニュアル基本モデル	平成24年	内閣府
防災分野における女性の参画促進～好事例集～	令和3年	内閣府
避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A	令和3年5月	内閣府
新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について	令和5年4月	内閣府
避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集	令和4年7月	内閣府
防災分野における個人情報の取扱いに関する指針	令和5年3月	内閣府
能登半島地震に係る災害対応の自主点検レポート	令和6年6月	内閣府
大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン	令和6年7月	内閣府
東京くらし防災	令和5年9月	東京都総務局

タイトル	発行年月	著者等
平成 28 年熊本地震支援の記録	平成 28 年 11 月	東京都総務局
東京都帰宅困難者対策ハンドブック	令和 5 年 3 月	東京都総務局
多様な性について知る BOOK	令和 2 年 3 月	東京都総務局
東京都災害時受援応援計画	令和 5 年 11 月	東京都総務局
2022 社会福祉の手引	令和 4 年	東京都福祉局
東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	令和 5 年 10 月	東京都福祉局
避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	令和 2 年 6 月	東京都福祉局
災害時保健師活動マニュアル	平成 25 年 3 月	東京都福祉保健局 (現：保健医療局)
災害時医療救護活動ガイドライン	令和 6 年 3 月	東京都福祉保健局 (現：保健医療局)
妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン	平成 26 年 3 月	東京都福祉保健局 (現：保健医療局)
災害時における遺体の取扱いに関する共通指針 (検視・検案等活動マニュアル)	平成 29 年 8 月	東京都福祉保健局 (現：保健医療局)
東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針	令和 5 年 7 月	東京都福祉保健局 (現：保健医療局)
アレルギーコミュニケーションシート		東京都保健医療局
避難所ですぐに使える食中毒予防ブック	令和元年 7 月	東京都保健医療局
学校危機管理マニュアル	令和 6 年 10 月	東京都教育委員会
外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル	令和 4 年 6 月	東京都産業労働局
地震に関する地域危険度測定調査	令和 6 年 3 月	東京都都市整備局
非常災害時における非常通信手段の確保について	平成 28 年 2 月	総務省
大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について	平成 29 年 4 月	総務省
震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン	平成 25 年 10 月	総務省消防庁
「地方公共団体における防災行政無線等の整備推進」報道資料	令和 5 年 6 月	総務省消防庁
情報通信白書	令和 5 年 7 月	総務省
人とペットの災害対策ガイドライン	平成 30 年 3 月	環境省
避難所における感染対策マニュアル	平成 23 年 6 月	厚生労働省
災害時の発達障害児・者支援について		厚生労働省
職場におけるダイバーシティ推進事業報告書	令和元年	厚生労働省

タイトル	発行年月	著者等
大規模災害における保健師の活動マニュアル	平成 25 年	日本公衆衛生協会全国保健師長会
愛知県避難所運営マニュアル	平成 30 年 3 月	愛知県防災安全局
避難所運営マニュアル作成指針	令和 5 年 5 月	大阪府政策企画部
愛知県災害時保健師活動マニュアル	令和 3 年 3 月	愛知県保健医療局
指定管理者向けの避難場所等開設マニュアル	平成 29 年 11 月	横浜市
文京区避難所運営ガイドライン	平成 26 年 3 月	文京区
妊産婦・乳児救護所案内チラシ	令和 5 年 5 月	文京区
ペット、動物の専門学校との協定締結によるペット同伴避難場所の確保	令和 6 年 11 月	墨田区
避難所運営マニュアル	平成 24 年 10 月	台東区
災害時におけるキッチンカーによる食事の提供等に関する協定	令和 6 年 12 月	台東区
避難所運営マニュアル	令和 6 年 7 月	板橋区
江戸川区避難所開設・運営マニュアル	令和 4 年 3 月	江戸川区
防災拠点活動マニュアル	平成 27 年 3 月	品川区
大田区ペットの災害対策ガイドライン	令和 2 年 7 月	大田区
避難所におけるペット対応標準マニュアル	平成 27 年 4 月	大田区
ペット飼養者のための研修「しながわ防災学校 ペット×防災」		品川区
妊産婦・乳幼児のための災害への備え	令和 5 年 4 月	世田谷区
中野区在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成実施要綱	平成 30 年 3 月	中野区
避難所運営マニュアル	令和 6 年 7 月	板橋区
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定	令和 6 年 9 月	江戸川区
WEB を活用した鍵管理システム		稲城市
コミュニティ・スクールを活用した地域の防災力向上		八王子市
役割分担を明確にした訓練「できますゼッケン」		八王子市
ストーマ装具保管事業		町田市
「災害用非常用持ち出し袋の配布」事業		奥多摩町
避難所開設キット		新宿区、大田区、文京区、北区、台東区、豊島区、小金井市

タイトル	発行年月	著者等
市町村・避難所運営者のためのペット同行避難所運営マニュアル	令和3年4月	新潟県
避難所運営マニュアル	平成24年10月	京都府京都市
千葉市HP「避難所運営委員会 ～地域の共助による避難所の開設・運営に向けて～ 10 避難所における性別・LGBT（性的少数者）などへの配慮」	令和6年1月 最終更新	千葉県千葉市総務局 危機管理部防災対策課
避難所運営マニュアル	平成27年3月	岩手県陸前高田市
鍵管理システム		宮城県南三陸町
セントラルキッチン方式による炊き出しの実施		穴水町
聴覚障害者などを対象にした洪水ハザードマップの学習会	令和4年11月	焼津市
外国人参加の防災訓練の企画・実施		三田市国際交流協会
避難所運営マニュアル作成指針	令和5年5月	大阪府
女性・子供の被害防止のための普及啓発チラシ		熊本市男女共同参画センター
災害時の栄養・食生活支援ガイド		公益社団法人 日本栄養士会
一般財団法人自治体国際化協会 多言語音声情報作成ツール・多言語表示シート		一般財団法人自治体国際化協会
在宅人工呼吸器の取り扱い		公益財団法人東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター 難病ケア看護ユニット
地震時のライフライン機能障害に対する利用者の対応システムを考慮した生活支障の評価法	平成5年	野島暢呂・亀田弘行・林春男（地域安全学会論文報告集）
避難所に到着した飼い主向けのスターターキット		NPO 法人 ANICE

（取材等協力）※前回の改定までにご協力いただいた機関

- ・内閣府
- ・日本防災士機構
- ・東京ボランティア・市民活動センター
- ・一般社団法人 災害協働サポート東京
- ・釜石市
- ・東松島市
- ・塩竈市

- ・中央区
- ・足立区
- ・葛飾区
- ・陸前高田市
- ・熊本市
- ・京都市
- ・愛知県
- ・広島市
- ・新宿区
- ・大田区
- ・文京区
- ・北区
- ・三鷹市
- ・社会福祉法人リデルライトホーム

※今回の改訂でご協力いただいた機関

- ・八王子市
- ・八王子市立愛宕小学校学校運営協議会
- ・町田市
- ・奥多摩町
- ・焼津市
- ・三田市
- ・三田市国際交流協会
- ・酒田市
- ・品川区
- ・新潟県